

(素案)

(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

目次

第1章 計画の策定	- 1 -
1 計画策定の背景及び趣旨	- 1 -
2 本計画における「子ども」の定義	- 3 -
3 計画の位置づけ	- 3 -
4 計画の対象	- 4 -
5 計画期間	- 4 -
第2章 札幌市の現状	- 5 -
1 前計画の実施状況	- 5 -
(1) 計画全体の成果指標の達成状況	- 7 -
(2) 各基本目標の主な取り組み結果	- 8 -
(3) 前計画の統括	- 12 -
2 札幌市の子ども・若者、及び子育て世帯の現状	- 13 -
(1) 子ども・若者を取り巻く現状	- 13 -
(2) 子育て当事者の現状	- 26 -
3 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性	- 37 -
第3章 計画の推進体系	- 39 -
1 計画体系	- 39 -
2 基本理念	- 40 -
3 基本的な方針	- 40 -
4 基本目標	- 41 -
5 成果指標	- 41 -
(1) 計画全体の指標	- 41 -
(2) 基本目標ごとの指標	- 42 -
(3) 主な活動指標	- 44 -
第4章 具体的な施策の展開	- 47 -
1 計画体系	- 47 -
2 基本目標ごとの施策の展開	- 48 -
基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実	- 48 -
基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実	- 69 -
基本目標3 子育て当事者への支援の充実	- 82 -

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画	- 89 -
1 現状と課題	- 89 -
(1) 子どもの貧困率	- 89 -
(2) 札幌市の子ども生活の実態	- 89 -
(3) 実態調査から見えてきた課題	- 93 -
2 計画の推進	- 94 -
(1) 基本目標	- 94 -
(2) 計画の対象	- 94 -
(3) 施策の展開にあたっての共通の視点	- 94 -
(4) 施策体系	- 95 -
(5) 成果指標	- 96 -
3 具体的な施策の展開	- 97 -
第6章 ひとり親家庭等自立促進計画	- 105 -
1 計画の位置づけ	- 105 -
2 現状と課題	- 105 -
(1) ひとり親家庭を取り巻く状況	- 105 -
(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(令和4年度調査)	- 107 -
(3) 支援者ヒアリング(令和6年度調査)	- 111 -
(4) 課題	- 112 -
3 計画の推進	- 114 -
(1) 施策体系	- 114 -
(2) 成果指標	- 116 -
4 施策の展開	- 117 -
(1) 基本目標 1 子育て・生活支援の充実	- 117 -
(2) 基本目標 2 就業支援の充実	- 119 -
(3) 基本目標 3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	- 120 -
(4) 基本目標 4 経済的支援の推進	- 121 -
(5) 基本目標 5 利用者目線に立った広報の展開	- 122 -
5 計画の推進	- 122 -
(1) 関係機関・団体との連携	- 122 -
(2) 計画の運用	- 122 -

第7章	- 123 -
1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について	- 123 -
2 教育・保育提供区域の設定.....	- 123 -
第8章 計画の推進	- 125 -
1 計画の推進体制	- 125 -
(1) 庁内の推進体制	- 125 -
(2) 様々な主体との連携による計画の推進.....	- 125 -
2 計画の進行管理・評価	- 125 -
(1) 計画の進行管理	- 125 -
(2) 附属機関による評価の実施	- 125 -
3 計画の見直し.....	- 125 -

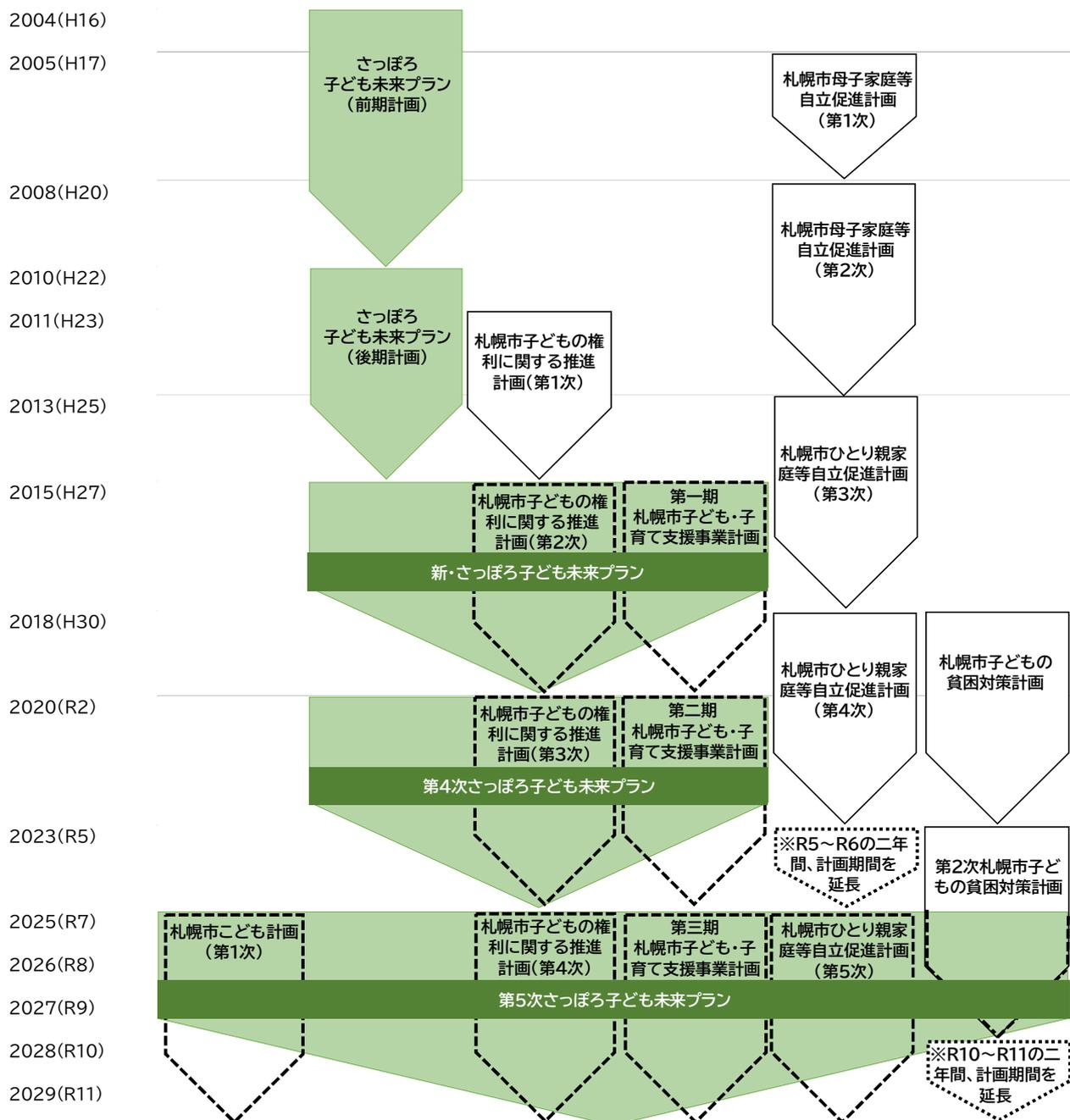
第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

- ・札幌市では、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を制定し、平成21年(2009年)4月に施行
- ・権利条例の理念を具体化し、総合的かつ計画的に子どもの権利を保障するため、平成23年度(2011年度)以降、順次、推進計画を策定
- ・札幌市では、平成15年(2003年)に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画、後期計画)を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を推進
- ・その後、平成27年度(2015年度)から国により「子ども・子育て支援新制度」が開始され、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」が義務化されたことを受け、第2次推進計画と第1期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」、第3次推進計画と第2期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定
- ・この間、令和4年(2022年)には、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」が制定され、令和5年(2023年)には、こども家庭庁が発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」が発出
- ・本市においても、こども大綱を勘案し、第4次推進計画及び第3期札幌市子ども・子育て支援事業計画、第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画(旧第2次札幌市子どもの貧困対策計画)及び第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を統合し、こども基本法で求める「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を策定する

<これまでのさっぽろ子ども未来プラン及び関係計画の経過>

根拠	こども基本法 R5.4施行	次世代育成支援対策推進法 H15.7～段階施行	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 H21.4施行	子ども・子育て支援法 H24.8～段階施行	母子及び父子並びに寡婦福祉法 S39.7施行	子どもの貧困対策の推進に関する法律 H26.1施行
法令等上の計画名称	自治体こども計画	市町村行動計画	札幌市子どもの権利に関する推進計画	市町村子ども・子育て支援事業計画	自治体自立促進計画	市町村計画



2 本計画における「子ども」の定義

- ・権利条例では、「子ども」を、「18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者」と定義
- ・本計画においても、権利条例の定義に則り、「子ども」と表記し、定義は権利条例と同様とする
- ・「こども基本法」や「こども大綱」：平仮名表記の「こども」
 - ⇒定義:「心身の発達の過程にある者」=「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」
 - ⇒「年齢により必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことを示したもの」
- ・さっぽろ子ども未来プランは、これまで「子どもの権利」を通底の理念とし、子どもの視点や、成長・発達段階に応じて長期的に支える視点をもって、子ども施策全般に取り組んできた
 - ⇒本計画における「子ども」と、「こども基本法」等で定める「こども」は同じ意味を示している

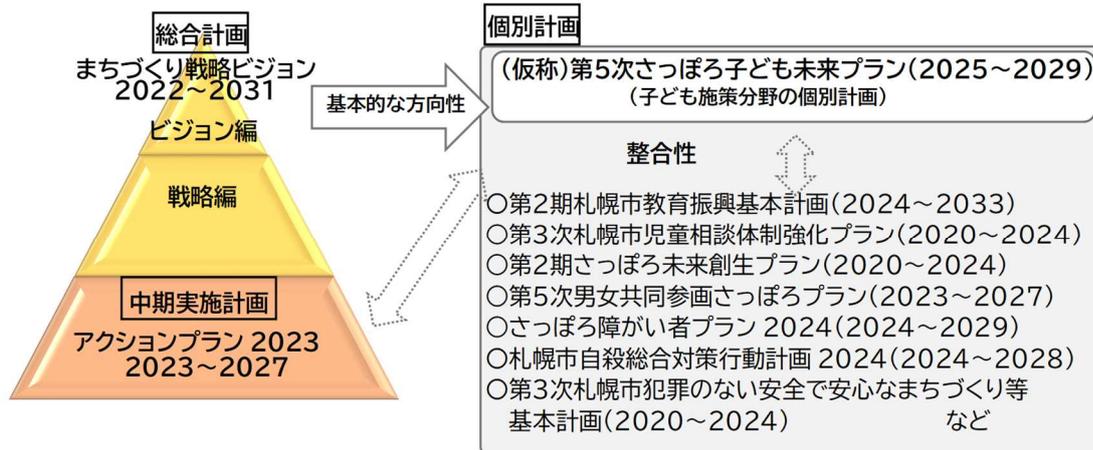
3 計画の位置づけ

<法令等に基づく計画との関係>

- ・本計画は、権利条例第46条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び児童福祉法第56条の4の2第1項に基づく「市町村整備計画(保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画)」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえた「母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」も含む

<札幌市の関連する計画との関係>

- ・本計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2022~2031)」の方向性を踏まえた子ども施策分野の個別計画と位置付け、関連計画との整合性に配慮し、SDGsの視点も意識する



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の対象

- ・全ての子ども(おおむね18歳まで)とその子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)、及び若者(おおむね15～34歳まで、施策によってはそれ以上の年齢を含む)を主たる対象

5 計画期間

- ・令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)までの5年間

第2章 札幌市の現状

1 前計画の実施状況

令和2年(2020年)3月に策定した前計画では、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を前々計画から引き続き基本理念とし、「子どもの権利を大切にす環境の充実」、「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つの基本目標を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容や成果指標の達成状況について、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行ってきました。

(参考)前計画の施策体系

基本理念

**子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**

基本的な視点

《視点1 子どもの視点》

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

《視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点》

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

《視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点》

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

《視点4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点》

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

計画体系



(1) 計画全体の成果指標の達成状況

(表1-1)前計画における「計画全体の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (H30)	R2	R3	R4	R5	目標値 (R6)
①自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4%	67.6%	67.3%	67.2%	62.4%	80.0%
②子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	50.9%	47.6%	41.4%	36.8%	38.5%	80.0%
	参考(③)	52.7%	52.9%	40.3%	54.8%	-

(出典)①:H30、R5「子どもに関する実態意識調査」(R5:n=1,679)それ以外は、中間年の参考値として実施した調査に基づく。

②:札幌市指標達成度調査(R5:n=3,251)

③:札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査/札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査

・前計画では、二つの成果指標を設定(表1-1)

・成果指標①

⇒・コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも、自尊感情の低下に影響を及ぼしている可能性もあると考えられる

・子どもが成功体験を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していく

・子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る

・成果指標②

⇒・18歳以上の市民全般を対象とした調査では当初値より減少。0歳から5歳の子どもがいる世帯を対象にした調査においてはほぼ横ばい。

・引き続き子育て世帯に対する支援体制を強化する

・経済的負担を軽減できるような効果的な支援を行う

・子育てに関わることが少ない方への情報発信や周知を継続して行う

(2) 各基本目標の主な取り組み結果

ア 基本目標1 子どもの権利を大切にしている環境の充実

【指標の達成状況】

(表1-2)前計画における「基本目標1の成果指標」の達成状況

指標		当初値 (H30)	R5	目標値 (R6)	出典(R5)
①子どもの権利についての認知度	大人	61.0%	54.4%	75.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
	子ども	61.4%	65.2%	75.0%	
②子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人	49.2%	37.6%	65.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
	子ども	63.8%	63.8%	70.0%	
③いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生	93.5%	94.2%	96.0%	札幌市教育委員会悩みやいじめに関するアンケート調査 (小学生:N=85,643、中学生:N=40,271、高校生:N=6,203)
	中学生	88.1%	90.5%	90.0%	
	高校生	87.9%	94.2%	90.0%	

【主な成果】

■ 子どもの権利を大切にしている意識の向上

- ・子どもの権利の日事業やパンフレットの配布など、広く市民に向けた子どもの権利の理解促進並びに普及・啓発を実施

■ 子ども参加・意見表明の促進

- ・子どもが市政について考え提案を発表する子ども議会の実施
- ・子どもの参加や意見表明に関する取組を子どもの権利広報紙に掲載して配布する等、子どもの参加の取組を促進

■ 子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

- ・子ども食堂等子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する等、子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進
- ・支援者への研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場を提供する等、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げる体制を拡充

■ 子どもの権利侵害からの救済

- ・「子どもアシストセンター」において広報活動を通じて、子ども同士の相互理解や子どもの不安に気づくための意識向上を図るとともに、新たにLINE相談を開始し、権利侵害に苦しむ子どもに対応

イ 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

【指標の達成状況】

(表1-3)前計画における「基本目標2の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (H30)	R5	目標値 (R6)	出典(R5)
①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1%	39.6%	70.0%	札幌市指標達成度調査(R5:n=3,251)
②「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合	47.6%	52.6%	60.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(R5:n=5,394)
③希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合	67.3%	84.1%	80.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(R5:n=5,394)

【主な成果】

■ 高まる保育ニーズへの対応

- ・待機児童解消に向けた地域型保育改修等補助や認可外保育施設の認可化移行支援等実施
- ・潜在保育士等の復職や求職者と事業者のマッチング支援等を行う「保育人材支援センターさば笑み」の運営、一定期間勤続した保育士等への一時金給付や施設に対する補助事業等により保育人材の確保支援を実施

■ 社会全体での子育て支援の充実

- ・子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域の子育てサロンの実施等、子育て家庭が安心して子育てができるよう、取組を実施
- ・男女が共に暮らし働きやすい社会に向けて、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の運用を実施

■ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- ・各区保健センターにおいて新たに母子保健相談員を全区に配置するなど、「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制を構築

■ 経済的支援の充実

- ・子ども医療費助成(通院)の助成対象を中学校3年生まで拡大
- ・認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度から世帯年収や兄弟姉妹の年齢差に関わらず無償化

ウ 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

【指標の達成状況】

(表1-4)前計画における「基本目標3の成果指標」の達成状況

指標		当初値	R5	目標値 (R6)	出典(R5)
①難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合	小6	77.3%	69.6%	78.0%	さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン 札幌市全体の共通指標(小・中)・独自調査(高)(小:n=13,018、中:n=11,607、高:n=6,203)
	中2	71.4%	63.0%	72.0%	
	高2	66.2%	63.6%	67.0%	
	(H30)				
②近所や地域とのつながりがある子どもの割合		47.8% (H30)	57.0%	60.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
③社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合		49.8% (H28)	41.0%	60.0%	札幌市指標達成度調査(R5:n=551(20~39歳の市内回答者))

【主な成果】

■ 充実した学校教育等の推進

- ・全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫の系統的な教育を進め、義務教育の終わりまでに児童生徒の資質・能力の育成を目指す取組の実施

■ 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- ・放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化を解消
- ・小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備等、放課後の子どもの居場所づくりを推進

■ 地域における子どもの成長を支える環境づくり

- ・子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、規制を極力排除した公園等で地域住民等が開催・運営する「プレーパーク」を進めるなど、多様な体験機会の提供を推進

■ 次代を担う若者への支援体制の充実

- ・ニート・ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し、幅広く相談を受けるとともに、就労や就学に向けたプログラムの実施や関係機関へのつなぎ等を行い、社会的な自立に向けた支援を総合的に推進

エ 基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

【指標の達成状況】

(表1-5)前計画における「基本目標4の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (H30)	直近の 値	目標値 (R6)	出典(R5)
①障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合	20.0%	31.2% (R4)	60.0%	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査(R4:n=359)
②子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親(二世帯世帯)の割合	18.5%	15.0% (R5)	15.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(R5:n=5,394)

【主な成果】

■ 児童相談所体制の強化

- ・増加する虐待通告や法令改正等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化等といった相談体制の強化をするべく、相談支援拠点としての第二児童相談所の整備を実施

■ 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- ・特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について、幼児教育支援員が私立幼稚園の教諭等からの相談に応じる等、障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援を充実

■ 子どもの貧困対策の推進

- ・「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、様々な要因により困難を抱える子どもと家庭への支援を総合的に推進
- ・特に、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援へのつなぎや重層的な見守りを行う事業を実施したほか、広く市民に対して、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施

■ ひとり親家庭への支援の充実

- ・札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談等各種相談を行ったほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援等を実施

■ 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

- ・日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣し、日本語指導の研修を充実

(3) 前計画の総括

- ・前計画期間においては、社会情勢が大きく変化するなか、子どもの権利を大切にする取組、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備、困難を抱える女性や障がいのある子どもへの支援等を実施
- ・子どもの権利を大切に思う人の割合を高めることをはじめ、ワーク・ライフ・バランスや父親の子育て参加の促進、若者への支援等、引き続き取組を進める必要がある
- ・本計画期間においては、こども基本法やこども大綱の理念や考え方を踏まえつつ、子ども・若者・子育て当事者に関する調査等の結果を踏まえた本市における課題について、着実に取組を進めることが必要

2 札幌市の子ども・若者、及び子育て世帯の現状

(1) 子ども・若者を取り巻く現状

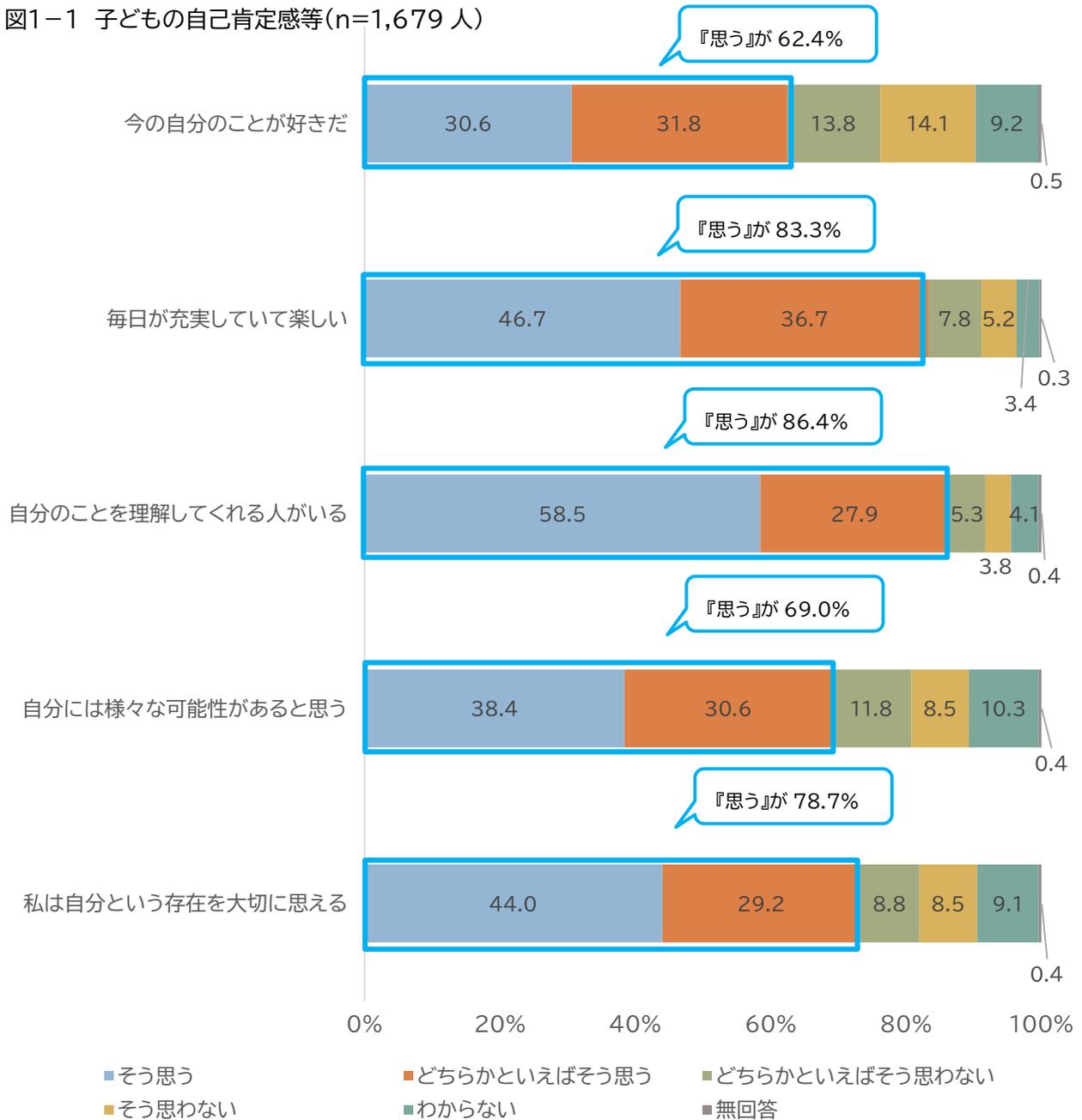
ア 子どもの権利に関する現状(子どもの権利に関する実態調査・意識調査を中心に)

■子どもの意識(自己肯定感等)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は低下しています。(平成30年度:67.4%、令和5年度:62.4%)

一方、「毎日が充実していて楽しい」「自分のことを理解してくれる人がある」「自分という存在を大切に思える」等の関連項目で、肯定的な回答の割合は高くなっています。

図1-1 子どもの自己肯定感等(n=1,679人)



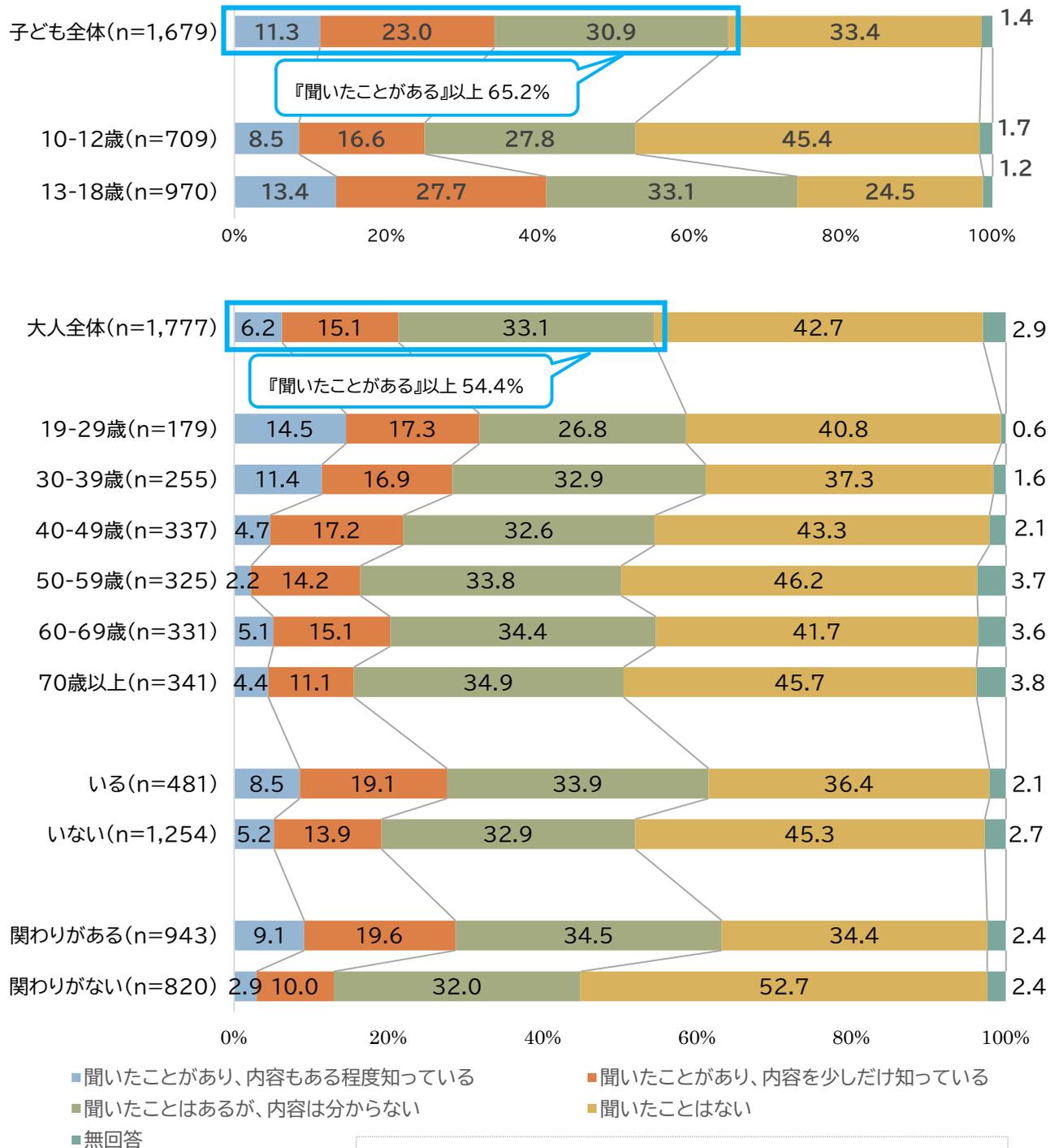
出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■子どもの権利の普及・啓発

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利の認知度(「聞いたことがある」以上)は、子どもは上昇し、大人は減少しています。(平成30年度:子ども61.4%、大人61.0%、令和5年度:子ども65.2%、大人54.4%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は年代別では19-20代、30代の若年層が、状況別では同居する子どもがいる、地域の子どもの関わりがある人の認知度が高く、特に、地域との関わりの有無による認知度の差が顕著となっています。

図1-2 子どもの権利の認知度



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■子どもの権利の保障

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばい、大人は低下しています。(平成30年度:子ども63.8%、大人49.2%、令和5年度:子ども63.8%、大人37.6%)

より大切にしてほしい権利として、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰等から守られること」は子ども・大人ともに回答が多く、「安心して暮らせる社会」と「権利侵害からの救済」の必要性がうかがえます。

「学び、遊び、休息すること」「健康的な生活を送ること」「プライバシーが守られること」「仲間をつくり、集まること」は子どもと大人で回答に違いが見られ、子どもはひとりの人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向がうかがえます。

図1-3 子どもの権利が大切にされているまちだと思うか

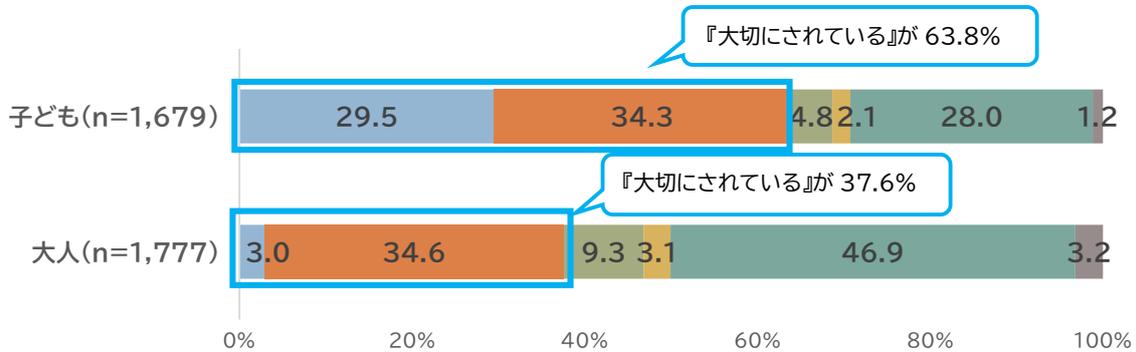
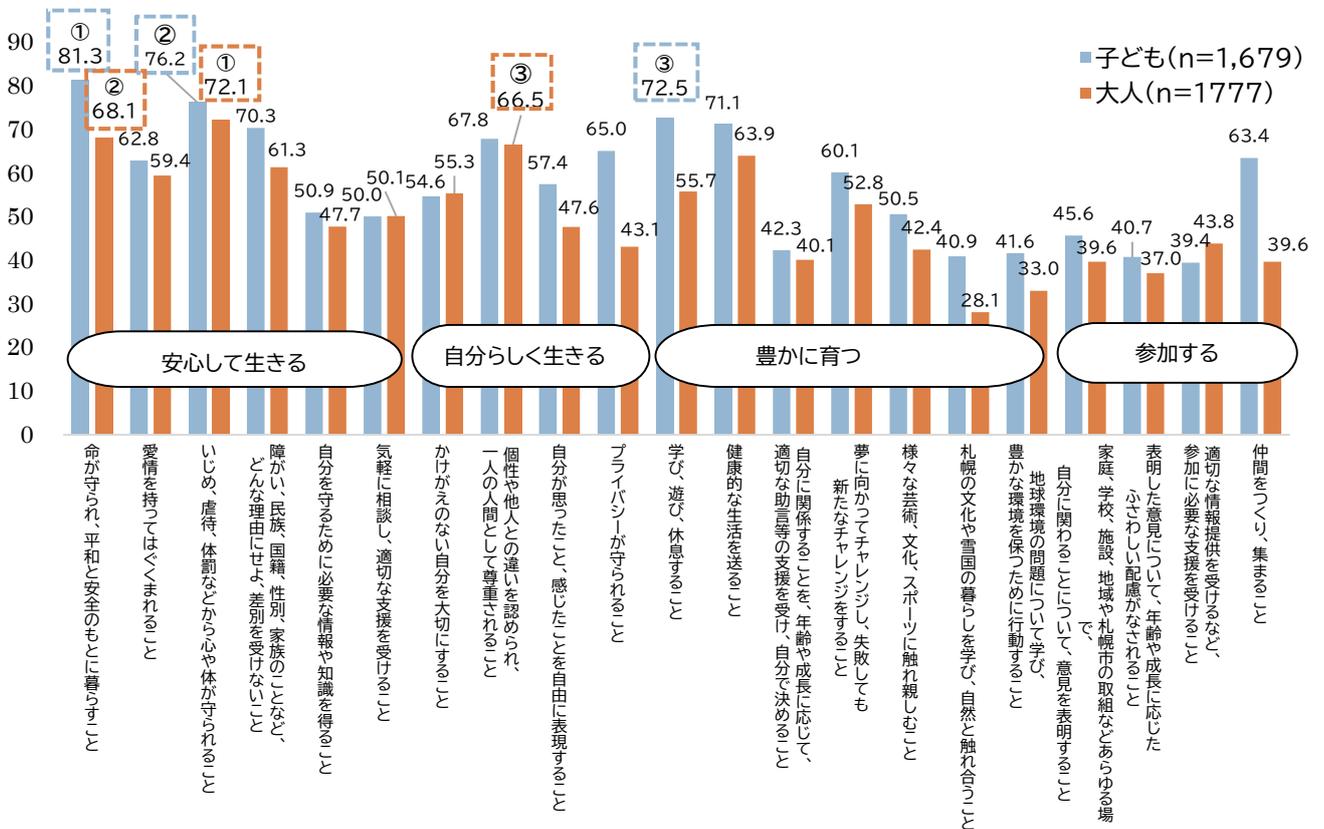


図1-4 【子ども】大切にしてほしい権利(複数回答)【大人】大切にしていける必要がある権利



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■子どもの参加・体験機会・意見表明

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会は多く、職業体験や社会体験、ボランティア活動の機会は十分ではないとの傾向があります。

また、意見表明の機会では、家庭や学校における意見表明の機会は比較的ありますが、地域や札幌市政については、「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高くなっています。

図1-5 子どもを対象とした参加の取組や環境について

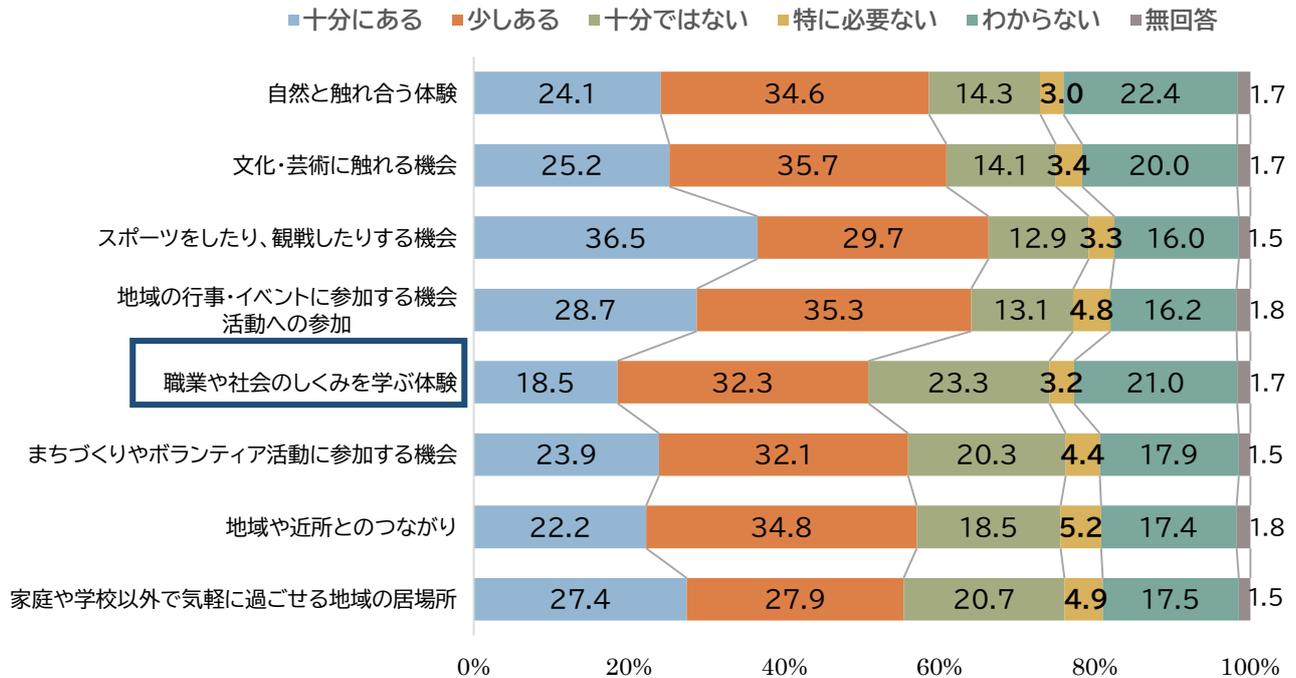
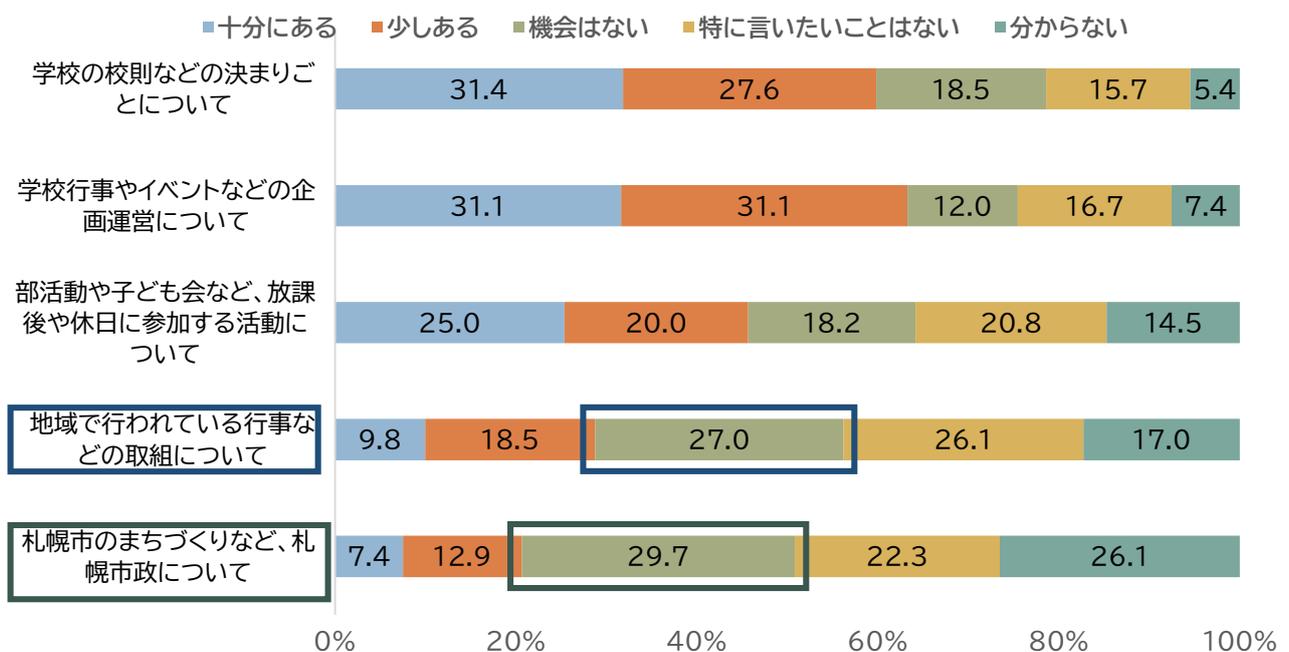


図1-6 自分の考えや思いを伝える機会はあるか



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■子どもの悩みや困りごとの相談相手

大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生等身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数います。

悩みを相談しない理由としては、「相談しても状況が変わらない」、「悩みを理解してもらえない」の回答割合が高くなっています。

図1-7 悩みごとの相談相手(n=1,679)

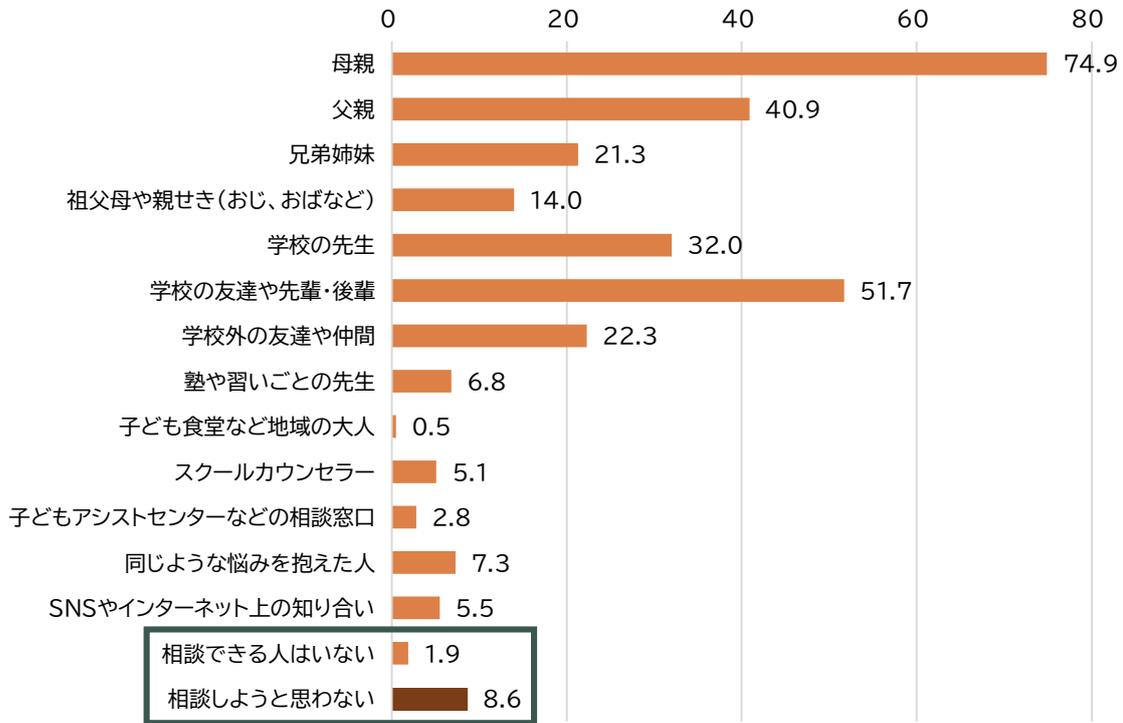
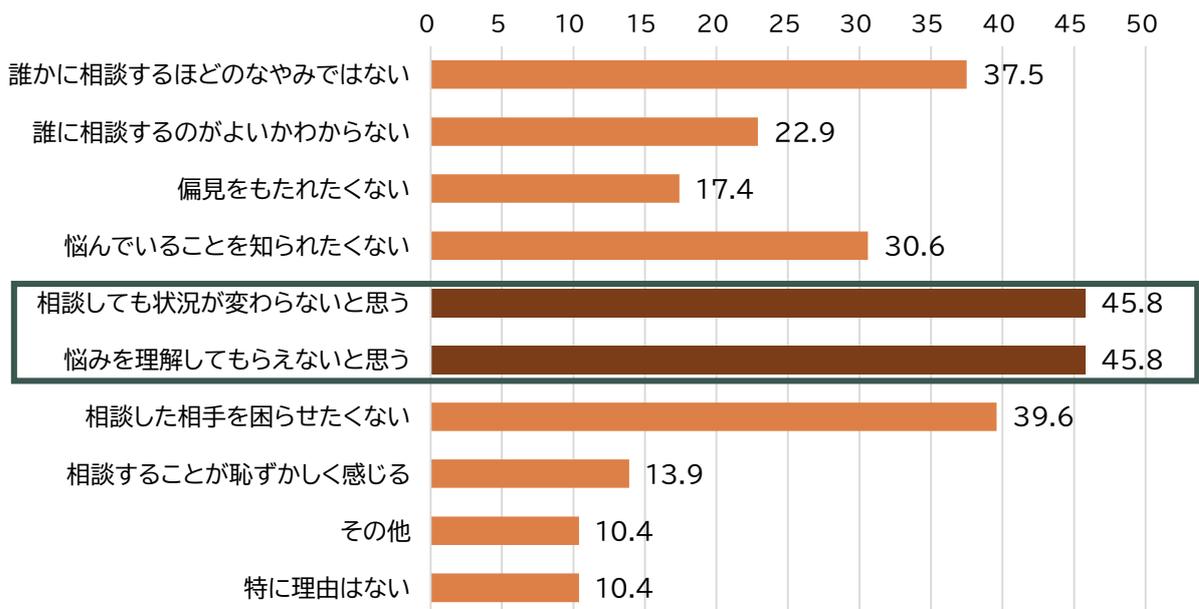


図1-8 相談しようと思わない理由(n=144)



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

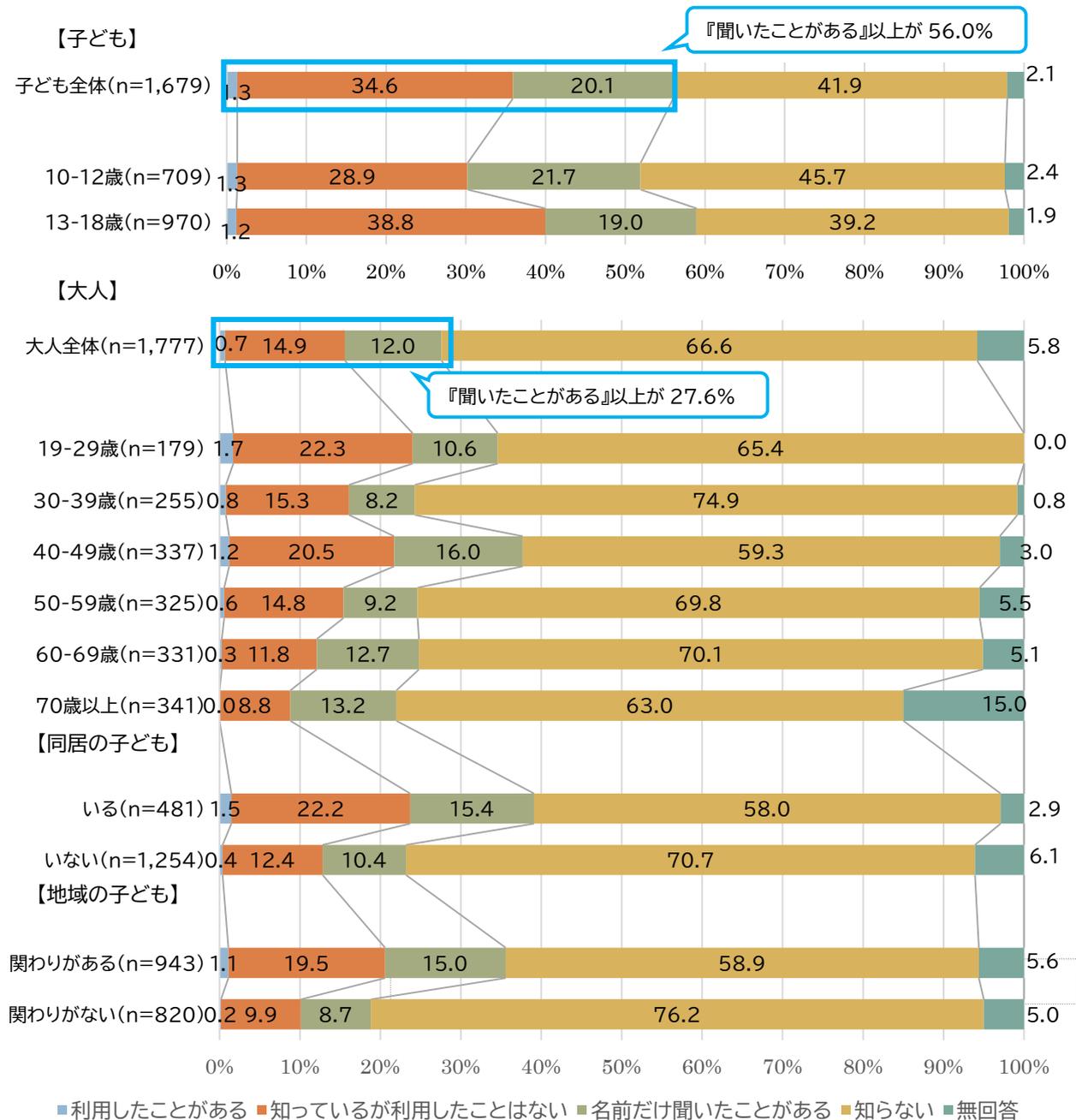
■子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、子ども・大人ともに低下しています。(平成30年度:子ども62.1%、大人33.8%、令和5年度:子ども56.0%、大人27.6%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は、同居の子どもがいる、または地域の子どもと関わりがある場合に比較的認知度が高くなっています。

相談件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、特にLINEでの相談が大きく増加しています。相談内容については、子どもからは友人関係や精神不安に関して、大人からは親子・兄弟関係や養育・しつけやいじめに関する相談が多く寄せられています。

図1-9 子どもアシストセンターの認知度



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

表 1-6 相談延べ件数の推移と相談方法

年度	LINE	電話	Eメール	面談	その他	合計
R1	498件	1,500件	867件	196件	1件	3,062件
R2	813件	1,516件	770件	128件	3件	3,230件
R3	736件	1,464件	537件	140件	9件	2,886件
R4	1,144件	1,105件	379件	72件	5件	2,705件
R5	1,692件	1,125件	317件	98件	6件	3,238件

表 1-7 主な相談内容

令和5年度相談件数:延べ件数 3,238件(実件数 1,144件)

	子どもからの相談 2,311件	大人からの相談 927件
① 友人関係	489件(21.2%)	親子・兄弟関係 85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	養育・しつけ 74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	いじめ 74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	子どもと教師の関係 69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	不登校 66件(7.1%)

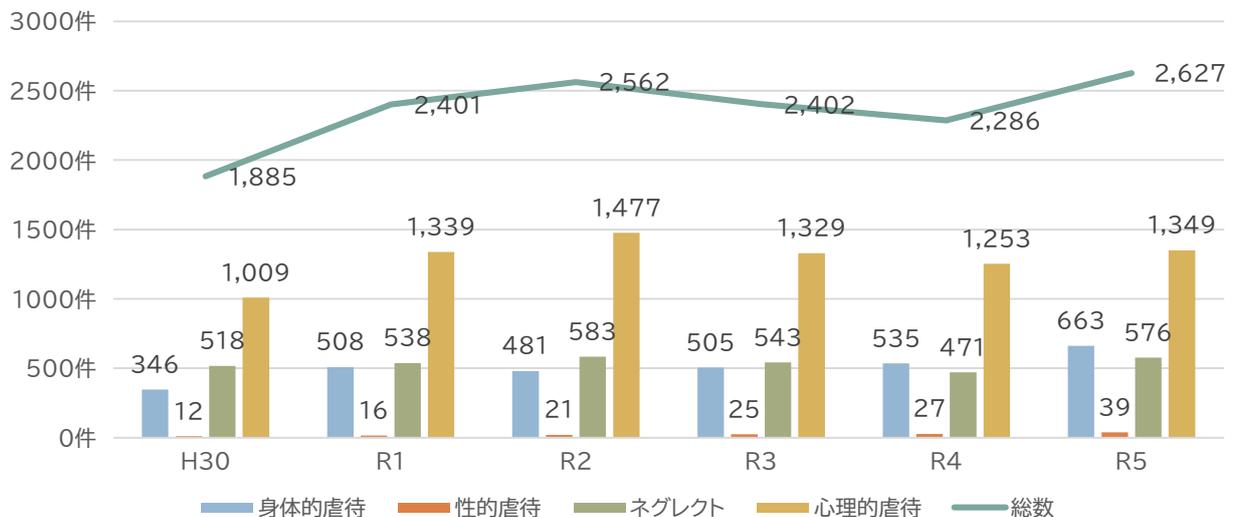
出典元：札幌市子ども未来局

■児童相談所における相談業務の状況

札幌市児童相談所における児童虐待認定件数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。令和5年度(2023年度)は増加に転じています。また、虐待の内容別では、心理的虐待が最も多くなっており、全ての年度において全体の50%以上となっています。

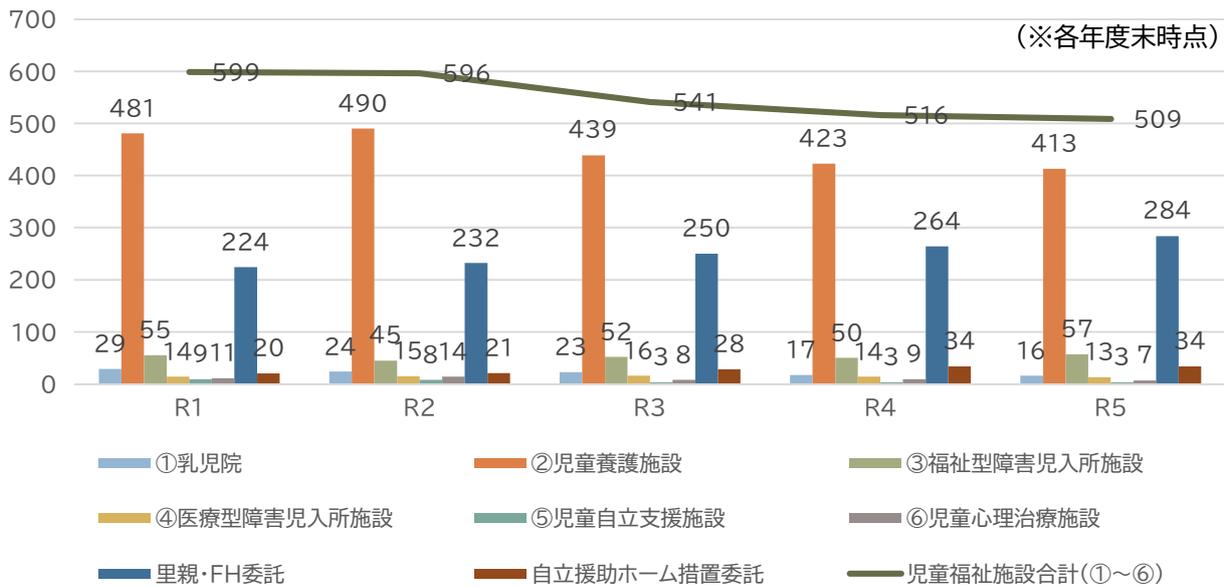
また、児童養護施設の措置児童数は減少傾向にあります。里親及びファミリーホームに委託されている児童数は増加傾向にあります。

図1-10 児童虐待認定件数の推移



出典元：札幌市子ども未来局

図1-11 児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、及び自立援助ホームに委託されている児童数の推移



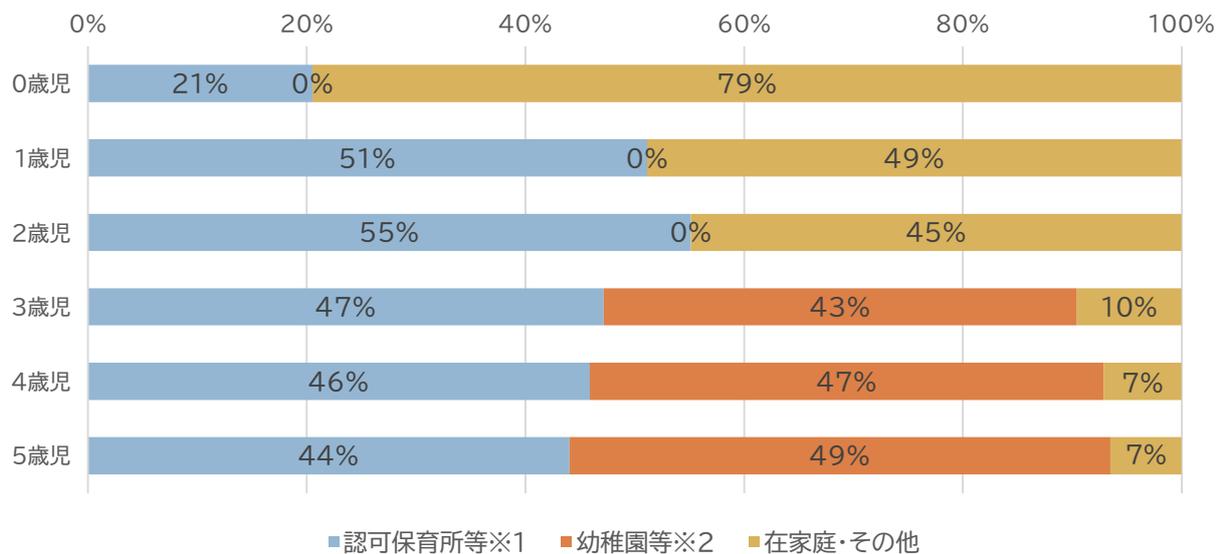
出典元：札幌市子ども未来局

イ 様々な子ども・若者の育ちの現状

■就学前児童の日中の過ごし方

就学前児童が日中過ごす場を見ると、0歳児の約8割、1～2歳児の約5割が家庭等で過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、認可保育所等、幼稚園等に通う割合が増え、5歳児では9割以上の児童が何らかの保育・教育施設を利用しています。

図1-12 就学前児童の日中の過ごし方



※1 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業
 ※2 幼稚園等…幼稚園及び認定こども園(教育機能部分)

出典元：札幌市子ども未来局

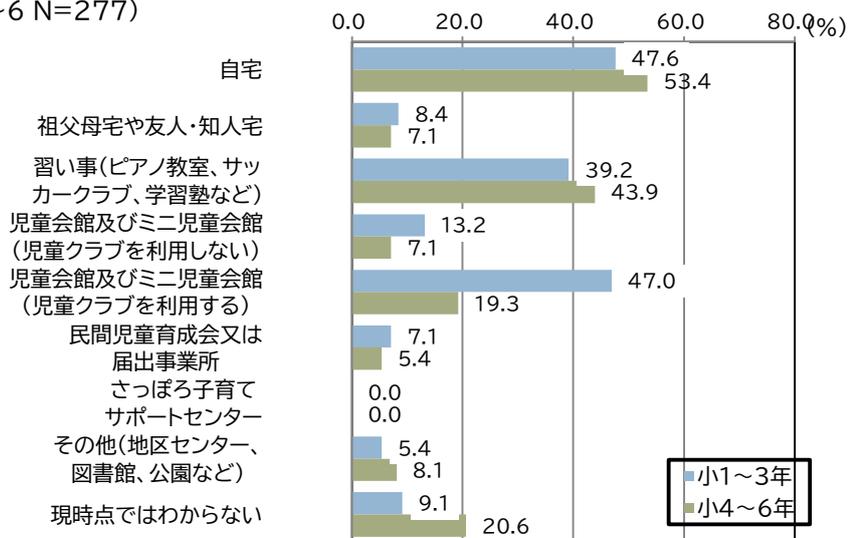
■小学校就学後の放課後の過ごし方

令和5年度調査の結果、小学校低学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が47.6%と最も多く、次いで、「児童会館及びミニ児童会館(児童クラブを利用する)」47.0%、「習い事」39.2%が続いています。

一方、小学校高学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が53.4%と最も多く、次いで、「習い事」43.9%、「児童会館及びミニ児童会館(児童クラブを利用する)」19.3%が続いています。

図1-13 放課後の時間を過ごさせたい場所(※回答者は5歳以上の就学前児童の保護者)

(小1~3 N=296)(小4~6 N=277)

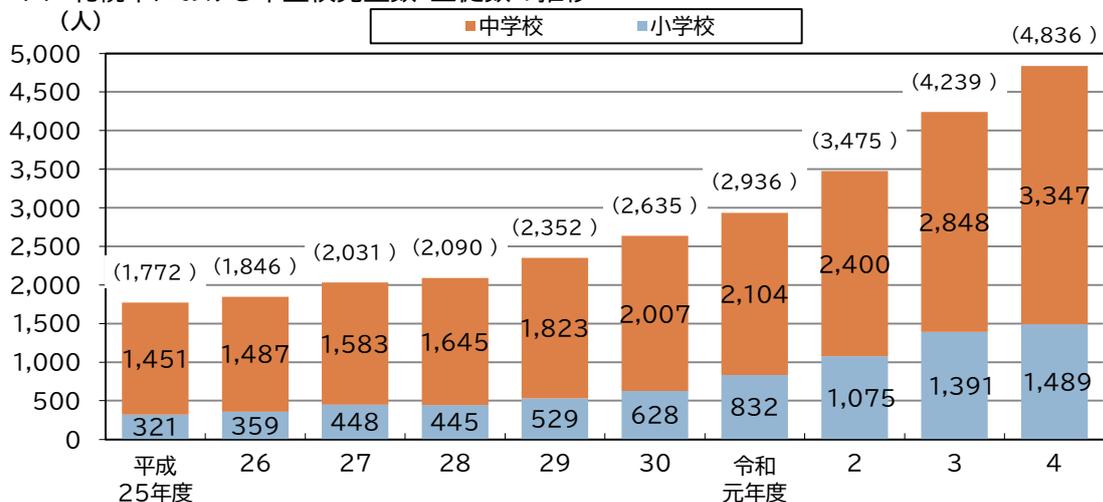


出典元：令和5年度札幌市就学前児童就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■不登校児童・生徒数の推移

不登校の児童・生徒数は小学校、中学校ともに年々増加しており、令和4年度(2022年度)ではあわせて4,836人となっています。

図1-14 札幌市における不登校児童数・生徒数の推移

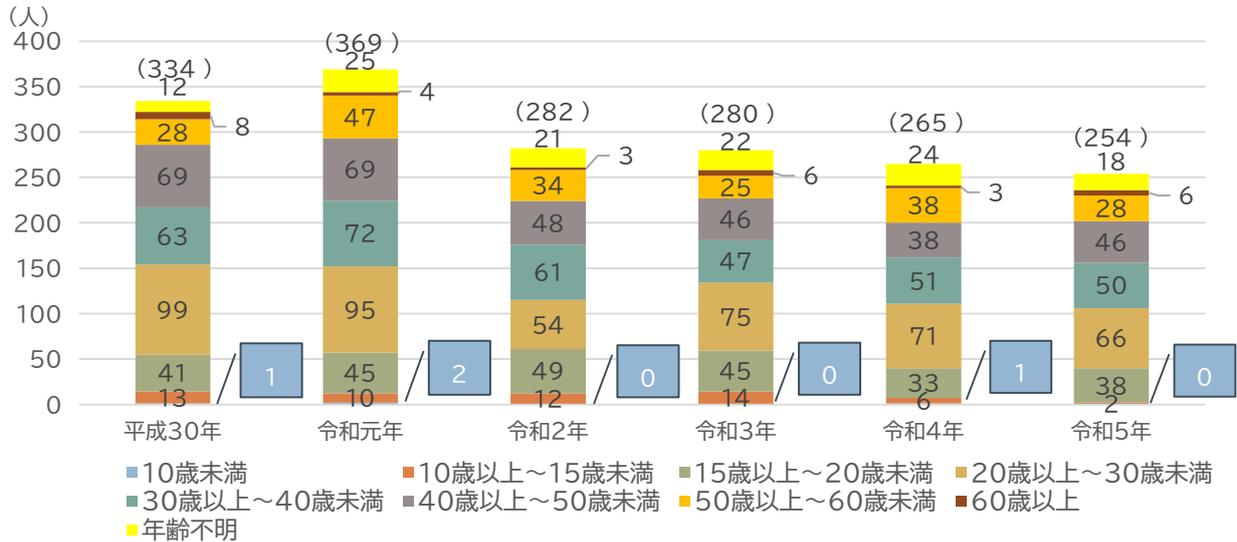


出典元：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

■札幌市ひきこもり支援センターの新規相談状況

平成30年度(2018年度)以降、札幌市ひきこもり支援センターの新規相談の内、40歳未満の割合は常に6割を超えています。

図1-15 札幌市ひきこもり支援センターの新規相談の内、ひきこもり当事者の年齢内訳推移



出典元：札幌市ひきこもり地域支援センター事業実績報告書(H30～R5年度分)

■ヤングケアラーの状況

自分がお世話をしている家族がいると回答した人(ヤングケアラー)の割合は、中学生で4.3%、高校生で4.1%となっています。また、自分がお世話をしている家族の続柄の内訳を見ると、中学生では「きょうだい」が72.1%と最も高く、次いで「母親」(14.0%)、「祖母」(9.3%)となっています。高校生では「きょうだい」の割合が58.8%と最も高く、次いで「母親」(17.6%)、「祖母」(17.6%)となっています。

図1-16 自分がお世話をしている家族の有無

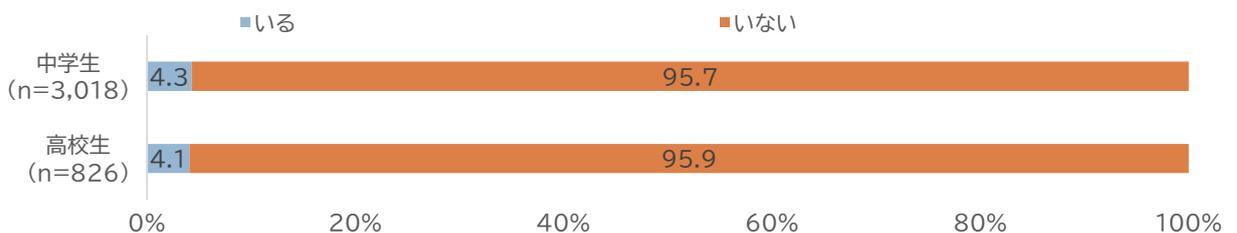
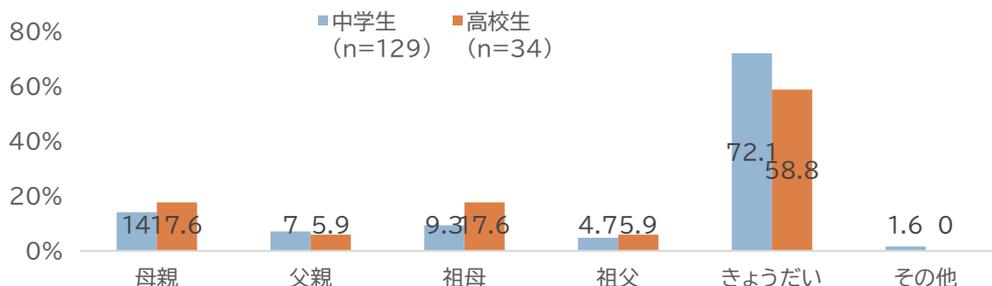


図1-17 自分がお世話をしている家族の続柄

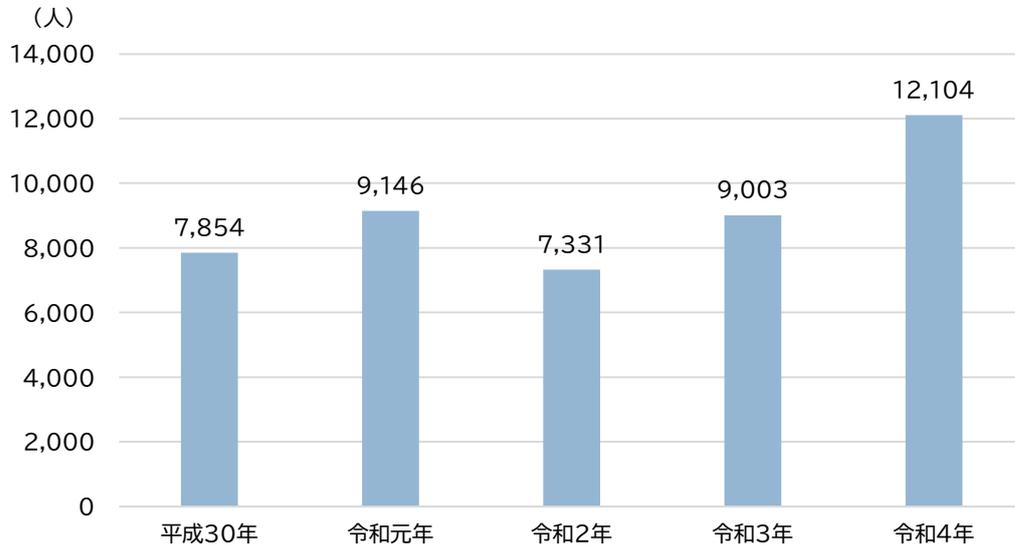


出典元：令和3年度札幌市ヤングケアラーに関する実態調査

■いじめの認知件数の推移

札幌市立小学校・中学校・高校・特別支援学校のいじめの認知件数合計数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和4年には10,000件を超えています。

図1-18 札幌市におけるいじめの認知件数の推移

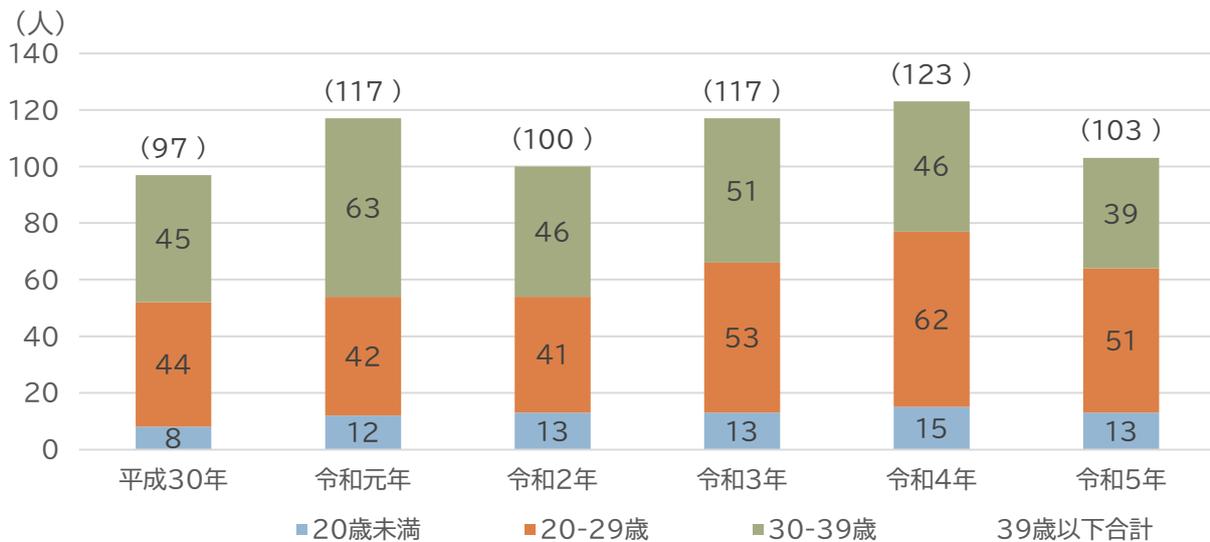


出典元：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

■子ども・若者の自殺者数の推移

39歳以下の年代別の自殺者数は、29歳以下は増加傾向となっており、30～39歳は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

図1-19 札幌市に39歳以下の自殺者数の推移

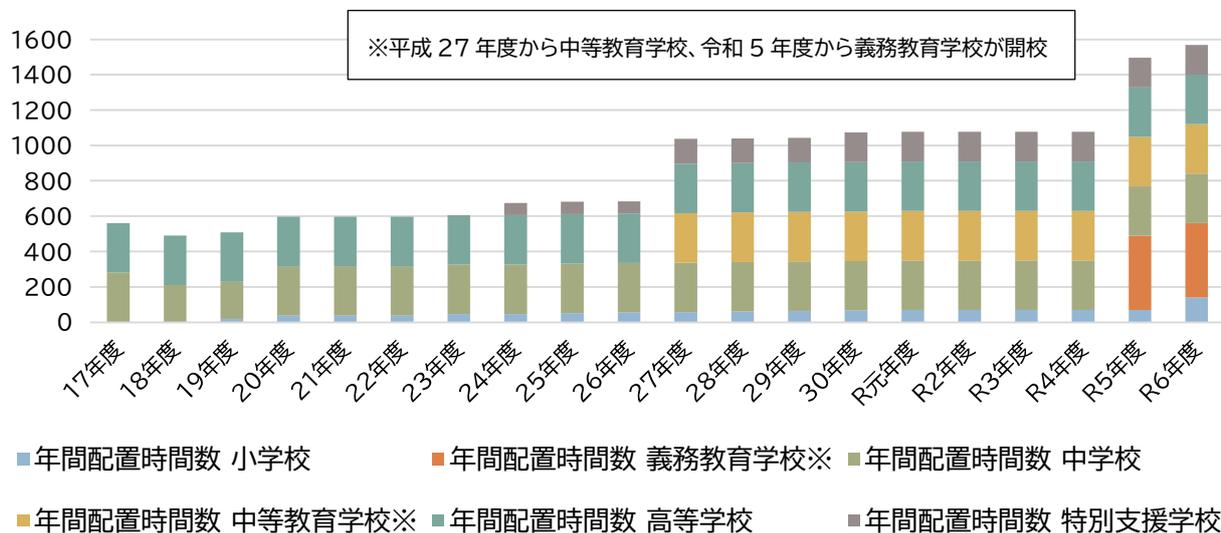


出典元：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

■スクールカウンセラーの配置状況

スクールカウンセラー活用事業が始まった平成 17 年度以降、校種ごとに段階的に配置時間を拡充しています。小学校については、令和 5 年度の年間配置時数が 69 時間でしたが、令和 6 年度は 140 時間に倍増しています。

図1-20 各校種ごとのスクールカウンセラー年間配置時間数の推移

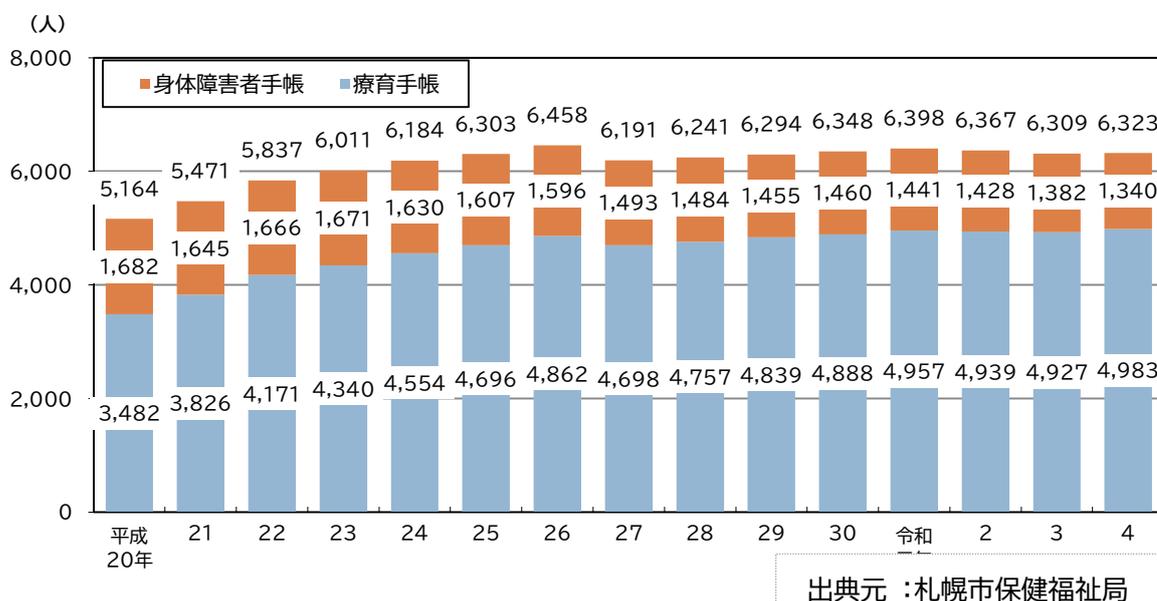


出典元 : 札幌市教育委員会

■18 歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

札幌市における 18 歳未満の子ども・若者の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。一方、知的障がいのある方向けの療育手帳所持者数は平成 27 年度(2015 年度)に減少したものの、以降は横ばい～増加傾向にあり、平成 27 年度(2015 年度)と令和 4 年度(2022 年度)を比較すると約 6%増加しています。

図1-21 札幌市における 18 歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数



出典元 : 札幌市保健福祉局

■障がい児に係る通所サービスの支給決定人数推移

障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあります。特に、児童発達支援¹、放課後等デイサービス²については、伸びが顕著になっています。

表1-8 札幌市における障がい児に係る通所サービスの支給決定者数の推移

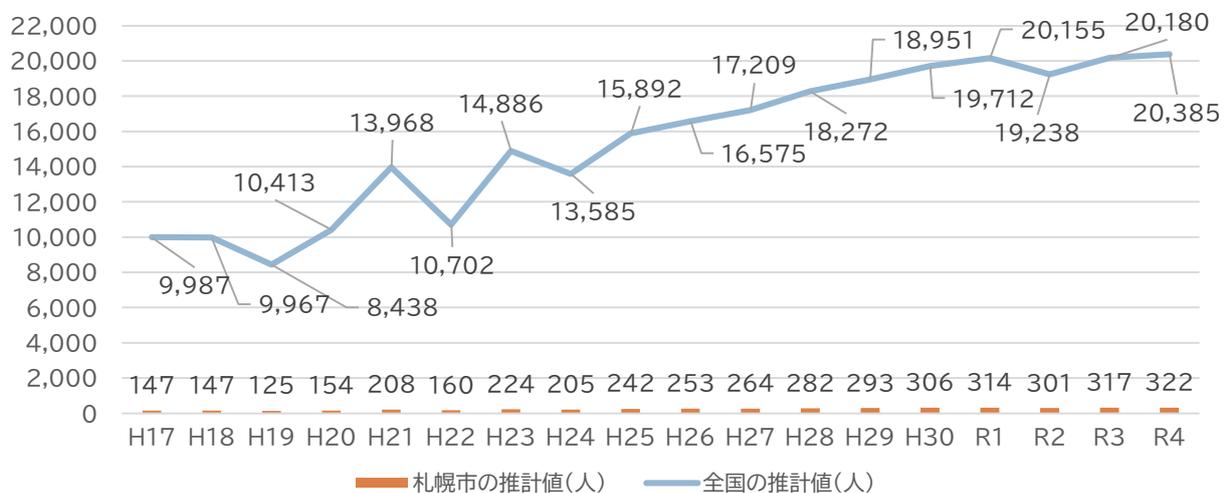
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	4,101人	4,591人	4,966人	5,489人	6,072人
医療型児童発達支援 ³	51人	64人	69人	74人	73人
放課後等デイサービス	6,281	6,885人	7,960人	8,504人	9,055人
保育所等訪問支援 ⁴	57人	92人	94人	146人	223人
居宅訪問型児童発達支援 ⁵	3人	6人	6人	4人	4人

出典元：札幌市保健福祉局

■医療的ケア児⁶の人数推計値

医療的ケア児について、令和4年度の全国の推計値は約 20,000 人と推計されており、概ね人口 1 万人あたり 1.5 人の医療的ケア児がいる計算となることから、本市においては 300 人～350 人の医療的ケア児がいると推測されます。

図1-22 医療的ケア児の推計値



出典元：札幌市保健福祉局

¹【児童発達支援】就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う事業。

²【放課後等デイサービス】就学している障がいのある児童(幼稚園・大学を除く)に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行う事業。

³【医療型児童発達支援】就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行う事業。

⁴【保育所等訪問支援】保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う事業。

⁵【居宅訪問型児童発達支援】外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う事業。

⁶【医療的ケア児】人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)

(2) 子育て当事者の現状

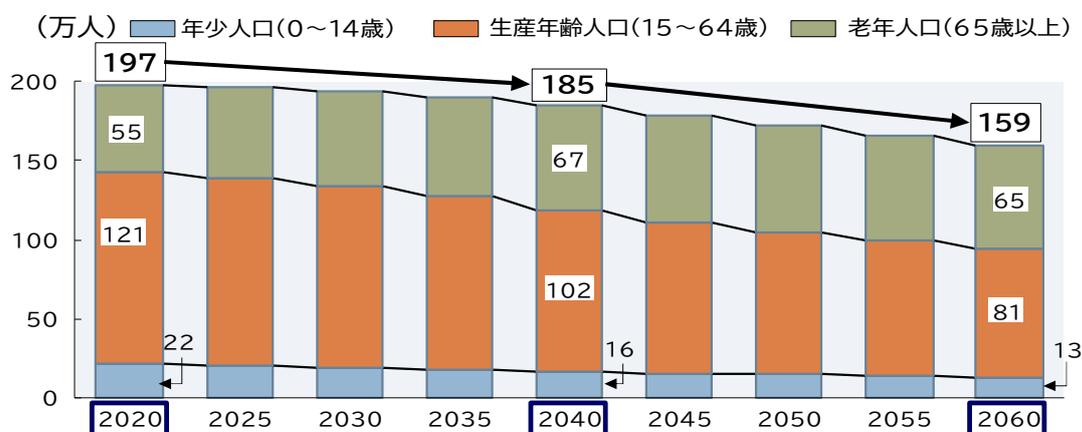
ア 子育て当事者を取り巻く社会状況

■札幌の人口推移

札幌市の将来人口は、令和 2 年(2020 年)の197万人から、令和42年(2060年)には159万人となり、38万人の減少が見込まれます。

また、年齢別で見ると経済活動を主に支える生産年齢人口(15歳～64歳)は、令和 2 年(2020 年)の 121 万人から、令和 42 年(2060 年)には 81 万人となり、40 万人の減少が見込まれます。また、年少人口(0～14 歳)は、令和 2 年(2020 年)の 22 万人から、令和 42 年(2060 年)には 13 万人となり、9 万人の減少が見込まれます。

図1-23 札幌市の人口の将来見通し(年齢3区分別)(各年10月1日現在)



注：2020年は国勢調査の確定値(不詳補完値)である。

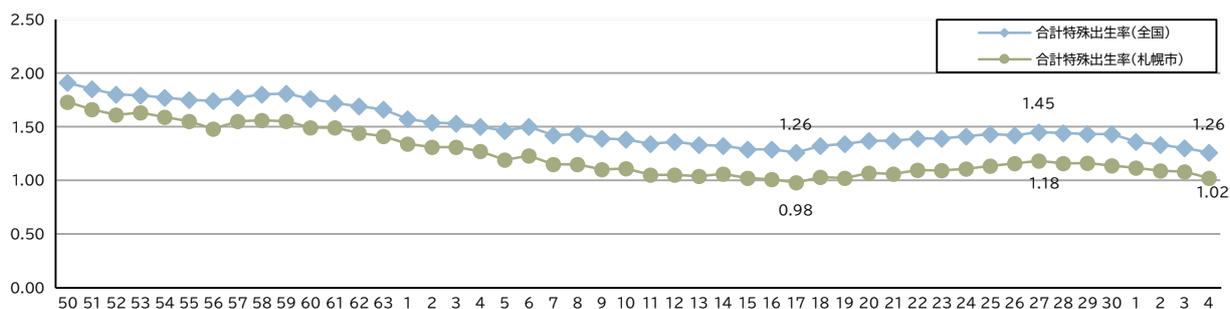
出典元：総務省「国勢調査」、札幌市

■合計特殊出生率の推移

札幌市の合計特殊出生率は昭和 40 年(1965 年)の 1.93 をピークに低下傾向にあり、平成 17 年(2005 年)には昭和 40 年(1965 年)以降最低の 0.98 になりました。

以降、ほぼ横ばいから微増傾向で推移していましたが、平成 30 年(2018 年)以降低下しており、令和4年(2022 年)は 1.02 となっています。

図1-24 札幌市、全国における合計特殊出生率の推移

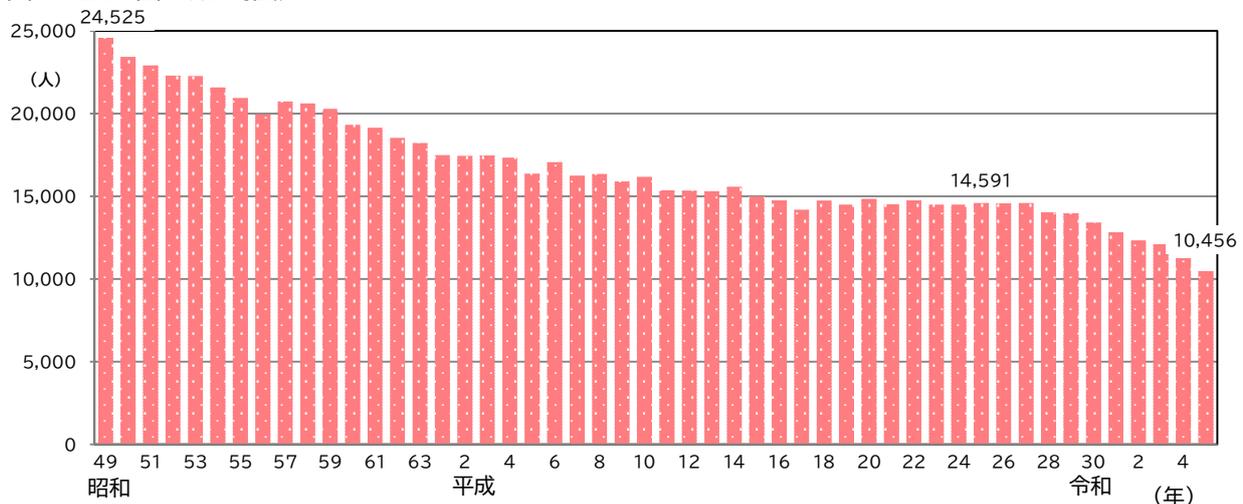


出典元：札幌市衛生年報、人口動態統計

■出生数

札幌市における出生数は、昭和49年(1974年)(第二次ベビーブーム期)の24,525人をピークにほぼ減少を続け、令和5年(2023年)には10,456人になりました。10年前の平成25年(2013年)の14,591人と比較すると、約4,500人減少しています。

図1-25 出生数の推移

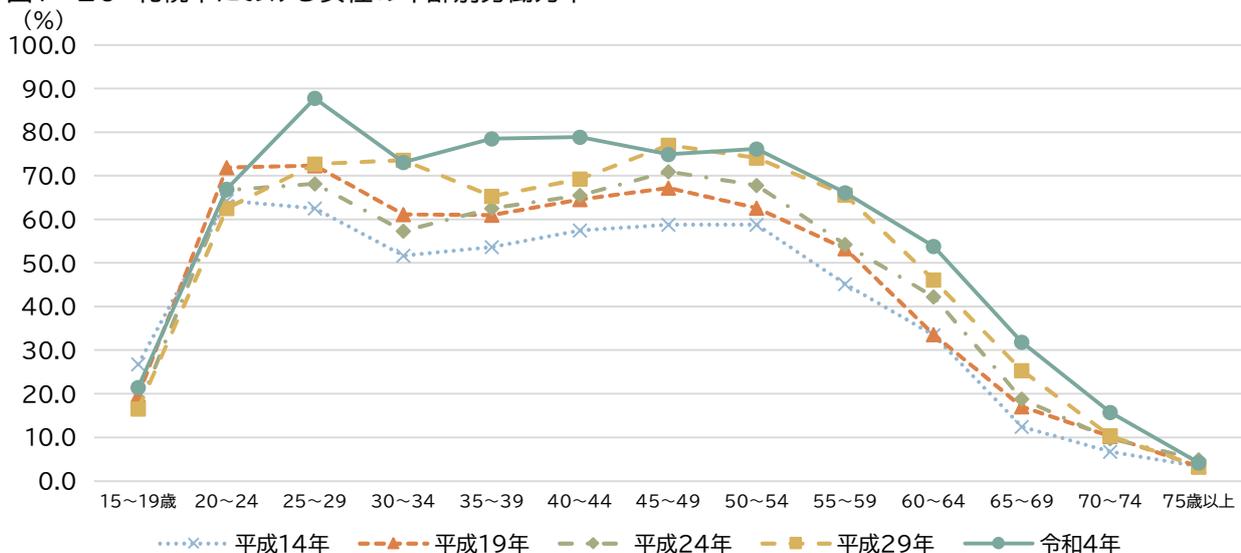


出典元：札幌市「札幌市の令和5年人口動態統計」

■女性の年齢別労働力率

女性の労働力率(15歳以上の人口に対する労働力人口の割合)は、年齢別に見ると20~24歳で急増し、25~29歳でピークを迎え、30歳台で落ち込み、その後、45~49歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向があるためです。札幌市においてもこの「M字曲線」が見られますが、近年、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増えている傾向にあることがわかります。

図1-26 札幌市における女性の年齢別労働力率



出典元：総務省「就業構造基本調査」(H30~R4)

算式：女性の有業者数÷女性の総数(札幌市住民基本台帳より、各年4月1日時点)

■家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体で 50.4%であるのに対し、低所得層Ⅰ⁷では 81.2%、ひとり親世帯では 70.7%と、厳しい状況がうかがえます。

図1-27 家計の状況(所得階層別)

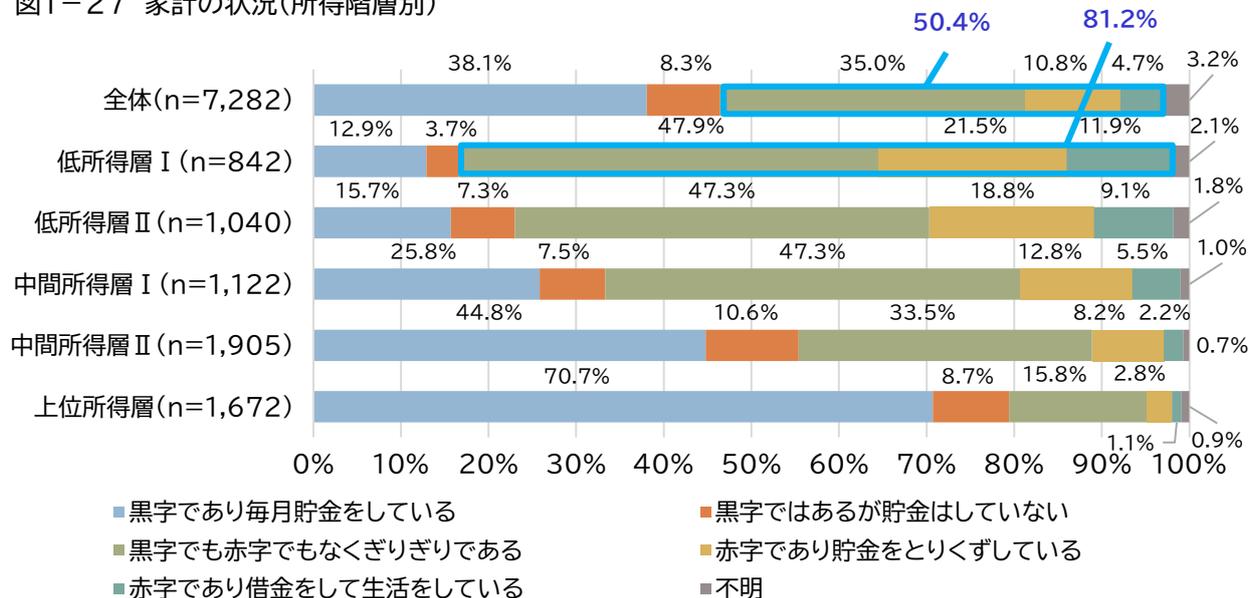
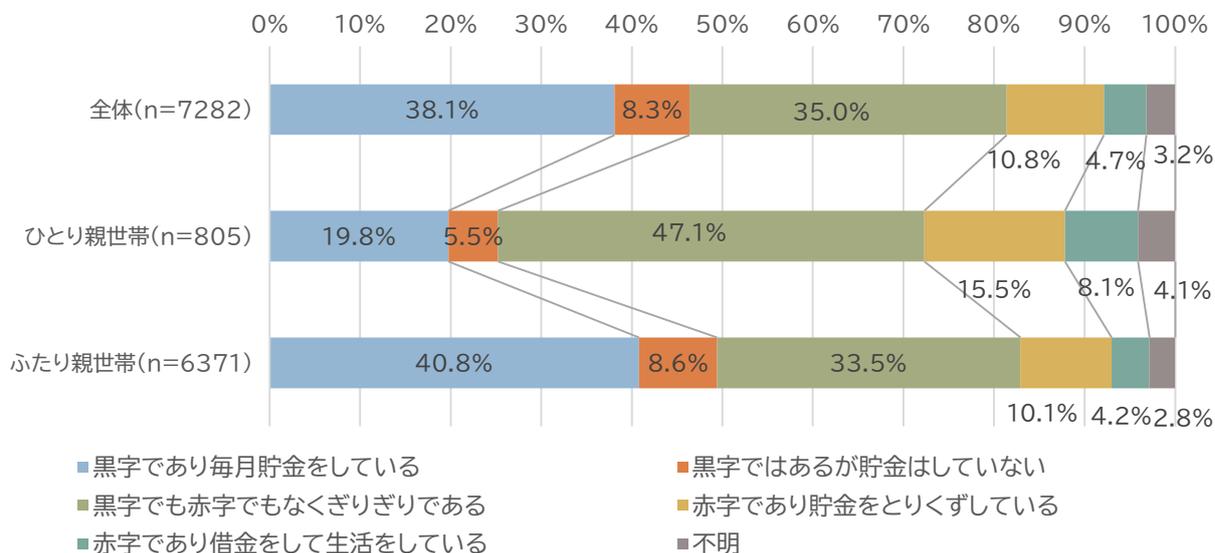


図1-28 家計の状況(世帯類型別)



※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者が回答

出典元：令和3年度札幌市子どもの生活実態調査

⁷ 当該調査では、5 区分の所得階層を用いており、2019 年の国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられる「相対的貧困線」を基準線として用い、その倍率に準じて設定している。該当する倍率は、「低所得層Ⅰ」:1.0 倍未満、「低所得層Ⅱ」:1.0~1.4 倍未満、「中間所得層Ⅰ」:1.4~1.8 倍未満、「中間所得層Ⅱ」:1.8~2.5 倍未満、「上位所得層」2.5 倍以上である。基準線(相対的貧困線)は、一人当たり等価可処分所得の中央値の 50%であり、2019 年国民生活基礎調査では 127 万円である。これに世帯人数の平方根を掛けて、世帯人数ごとの基準線を設定している。

イ 子育て家庭の現状(就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査を中心に)

■保護者の就労状況

令和5年度(2023年度)調査の結果、平成30年度(2018年度)調査と比べ、母親がフルタイム、パート・アルバイト等で就労(休業中を含む)している割合は14.2%増加しています。(平成30年:56.9%、令和5年:71.1%)

父親の現在の就労状況について、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっており、休業中も含めたフルタイムの割合は、母親に比べ父親が高くなっています。(父親:94.1%、母親49.2%)

図1-29 母親の就労状況

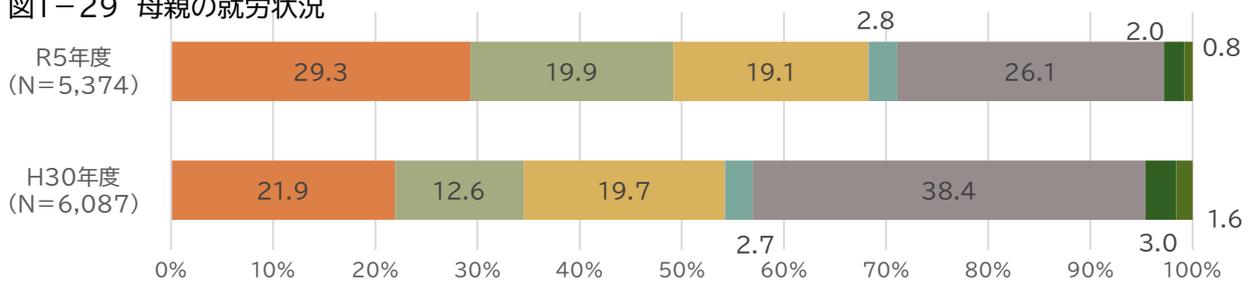
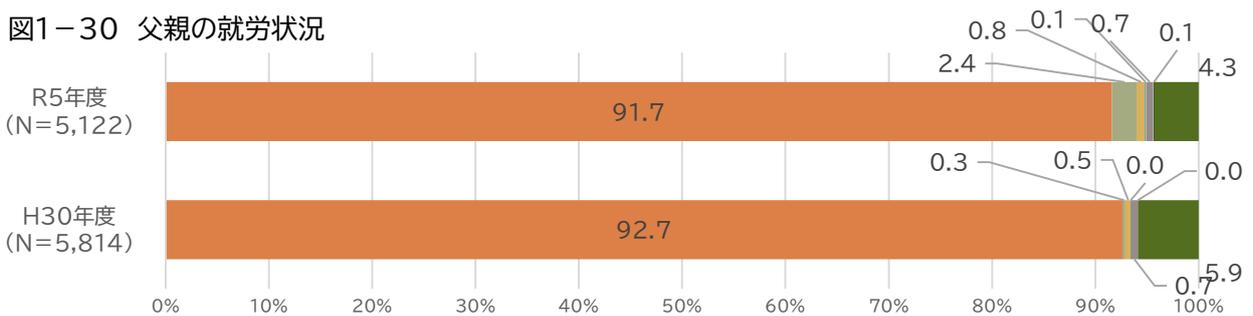


図1-30 父親の就労状況



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

出典元 : 札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■育児休業取得状況

令和5年度(2023年度)の調査の結果、働く母親の増加に合わせて、母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が38.4%と最も多くなっています。平成30年度(2018年度)調査の結果に比べ、母親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は増加しています。(平成30年度:38.3%、令和5年度:56.4%)

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が78.3%で最も多くなっていますが、平成30年度(2018年度)調査と比較すると、父親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は15.3%増加しています。

図1-31 母親の育児休業取得状況

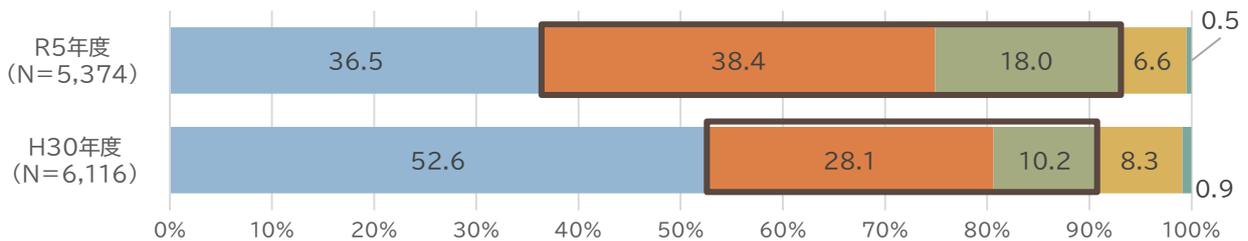
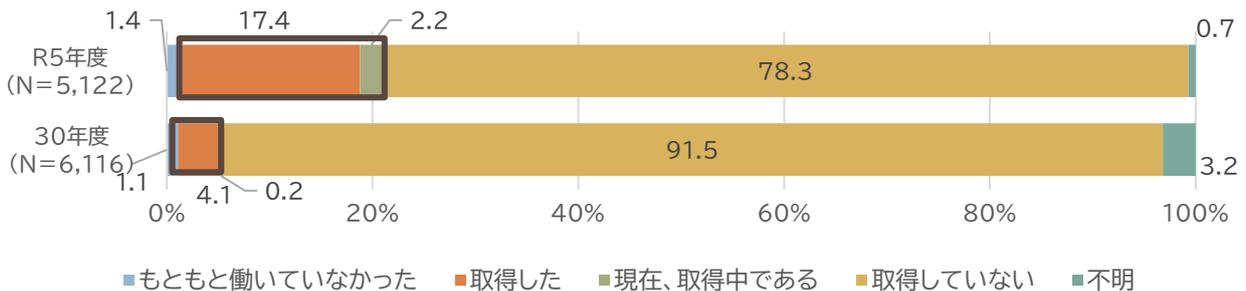


図1-32 父親の育児休業取得状況

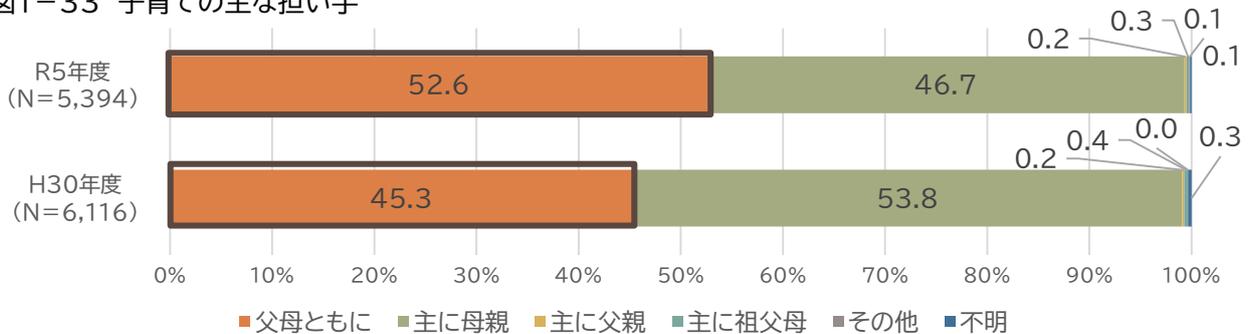


出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■子育ての主な担い手

令和5年度(2023年度)調査の結果、平成30年度(2018年度)調査と比べ、子育ての担い手が「父母ともに」と回答する割合が増えており、父親の子育てに対する意識も変化しています。

図1-33 子育ての主な担い手



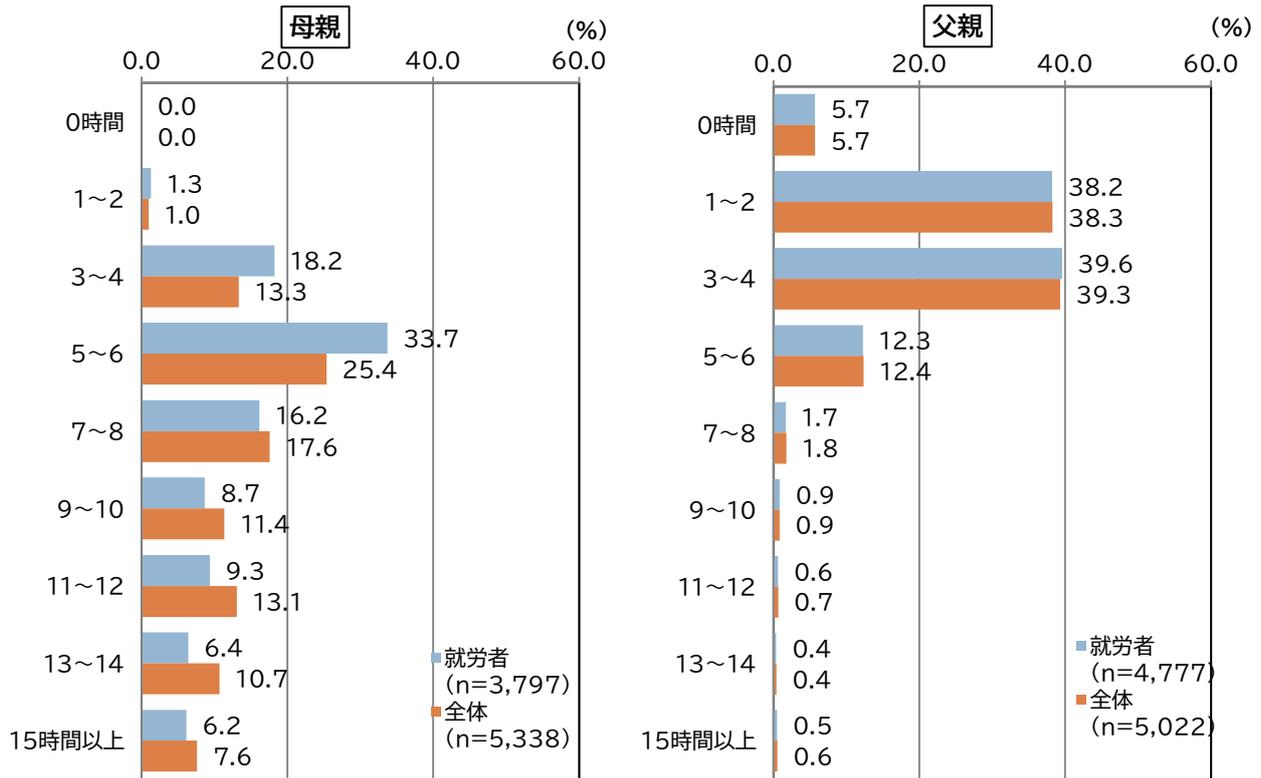
出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■親が子どもと過ごす時間

令和5年度(2023 年度)の調査の結果、就労中の親が平日に子どもと過ごす時間については、母親は「5～6 時間」が 33.7%と最も多いのに対し、父親は「3～4 時間」が 39.6%と最も多くなっており、母親は働きながらも育児の多くを担っていることが推測されます。

就労者以外の総数で見ても、母親は「5～6時間」「7～8 時間」が上位ですが、父親は「1～2時間」「3～4時間」が上位となっており、父親に比べ母親が子どもと過ごす時間が長くなっています。

図1-34 平日に親が子どもと過ごす時間



出典元 :札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

《保護者グループヒアリング》

Q. どうすれば/どういう働きかけがあれば、父親は今より積極的に子育てに関わるようになるか。

・母親の参加者からは「社会・職場の理解」「時短勤務や育休の更なる普及」といった意見が多く挙げられました。一方で、育休取得や時短勤務により「残業や減給等が発生しないようにしてほしい」との意見もありました。

・母親の参加者から配偶者に対しては、「子育ての意識付けを」「一緒に作業する」などの意見がありました。

・父親の参加者からも「職場の理解」「育休取得を評価に加える」など、職場における意識・制度の変革に着目する意見があがりました。

■子育ての楽しさと大変さ

令和5年度(2023年度)の調査の結果、「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」については、「楽しさの方が多い」、「どちらかといえば楽しさの方が多い」と答えた人は計60.6%でした。

一方、「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人は全体では計11.0%であったのに対して、「ひとり親世帯(子+母/父親)」においては計15.0%であり、全体と比較して多い状況です。

「子どもをみてもらえる親族・知人の有無別」では、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯は他の世帯と比べ、子育てを大変だと思う割合が高くなっています。

図1-35 子育ての楽しさと大変さについて(世帯類型別)

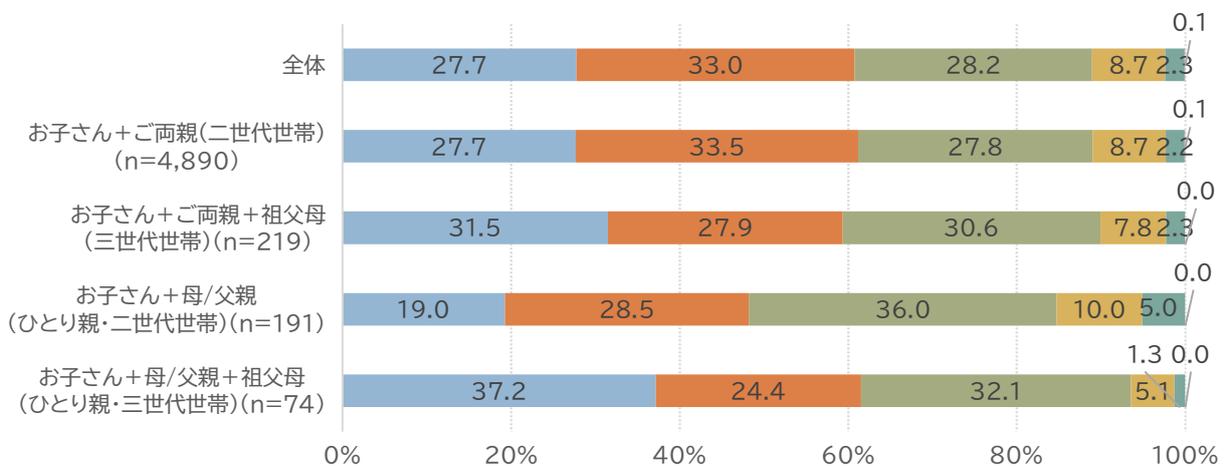
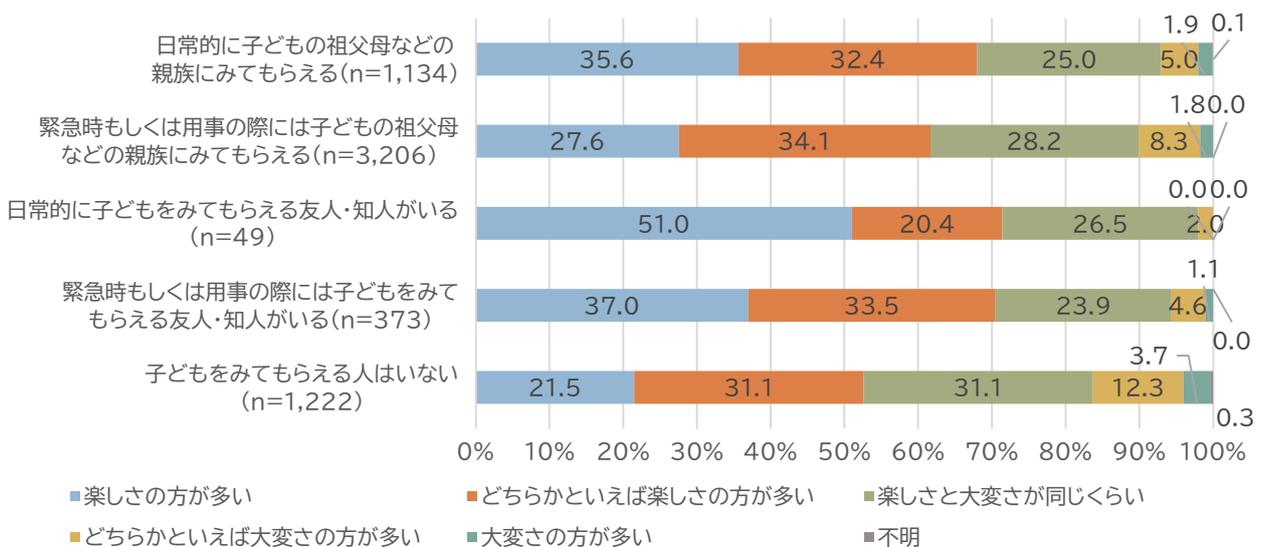


図1-36 子育ての楽しさと大変さについて(子どもをみてもらえる親族等の有無別)



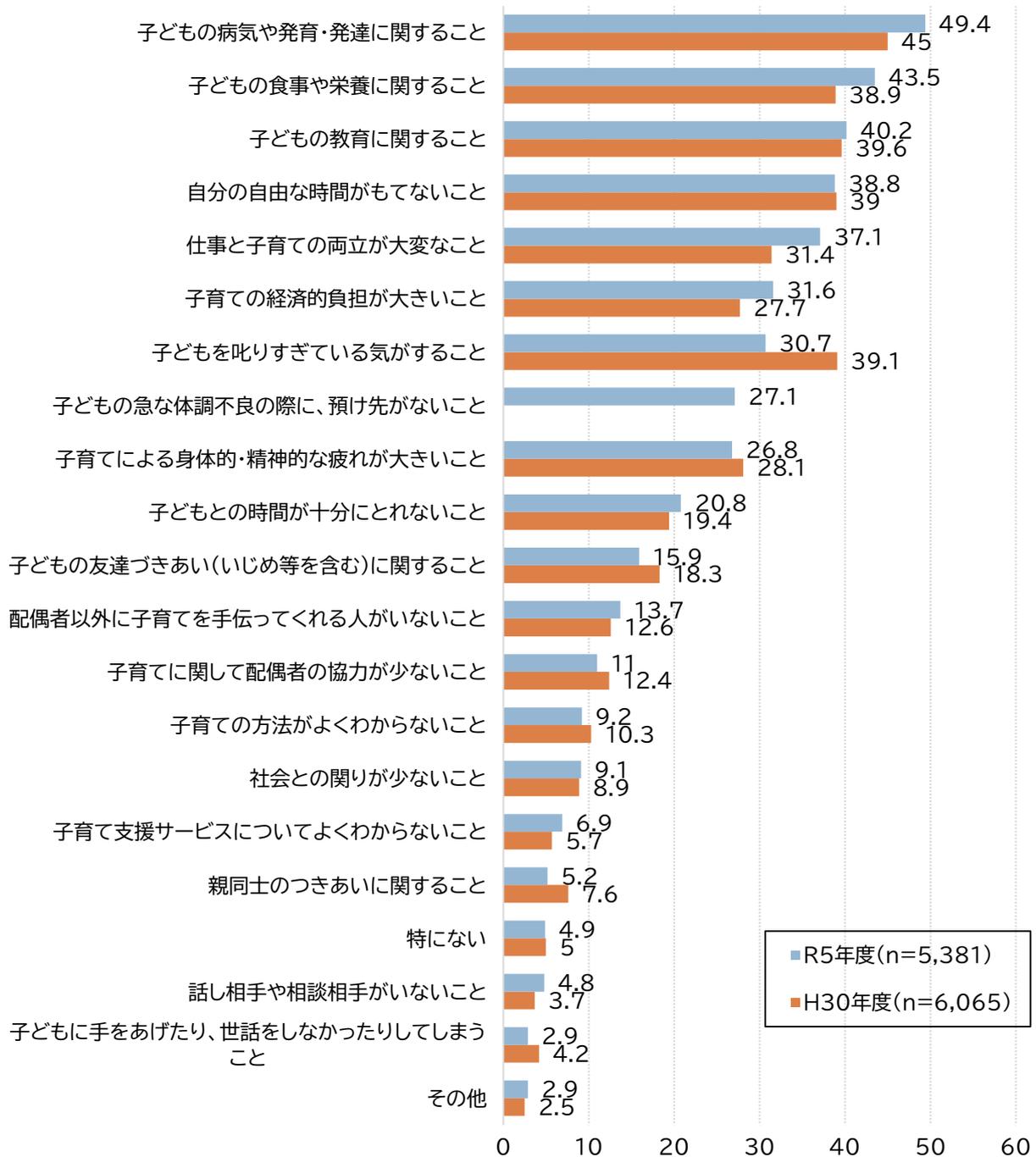
出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■子育てについて感じる悩み

令和5年度(2023年度)の調査の結果、子育てをしていて感じる悩みについては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」(平成30年度:45.0%⇒令和5年度:49.5%)が最も多く、次いで、「子どもの食事や栄養に関すること」(平成30年度:38.9%⇒令和5年度:43.5%)、「子どもの教育に関すること」(平成30年度:39.6%⇒令和5年度:40.2%)が続いており、いずれの数値も平成30年度調査より増加しています。

また、「仕事と子育ての両立が大変なこと」(平成30年度:31.4%⇒令和5年度:37.1%)の伸び率が高くなっています。

図1-37 子育てをしていて感じる悩み(R5年度調査結果の降順)



出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

《保護者グループヒアリング》

Q 子育てをされていてどのような時に大変なこと、困ったことがあったか。

・「子どもの預け先がない」「子どもの発育・しつけ」「自分の時間が持てない」「経済的な負担」「悩みの相談先がない」などの意見が多く挙げられました。「子どもの預け先がない」では「仕事」「(自身や子どもの)通院」時に、「子どもの発育・しつけ」では「自分に余裕がない時」「周りに知り合いがいないため相談できない」時に、「自分の時間が持てない」では「育児に時間を取られ、これまでの過ごし方ができない」時に、感じたという意見が挙げられました。

Q 何があれば／どうすれば解消できるか。

- ・「子どもの預け先がない」「自分の時間が持てない」に関しては、「一時預かりが気軽に使えるようになってほしい」「短時間(30～60分程度)でも預かってくれる場所があるといい」「仕事や自分が体調不良の時に助けてくれる・預かってくれる人や場所」などの意見が挙げられました。
- ・「子どもの発育・しつけ」「悩みの相談先」については「自分に寄り添ってくれる相談先」「シングルマザーの集い」「同世代や先輩パパママから経験を聞く場」など、同じ境遇の人や経験者と意見交換などができる場を求める意見が挙がりました。

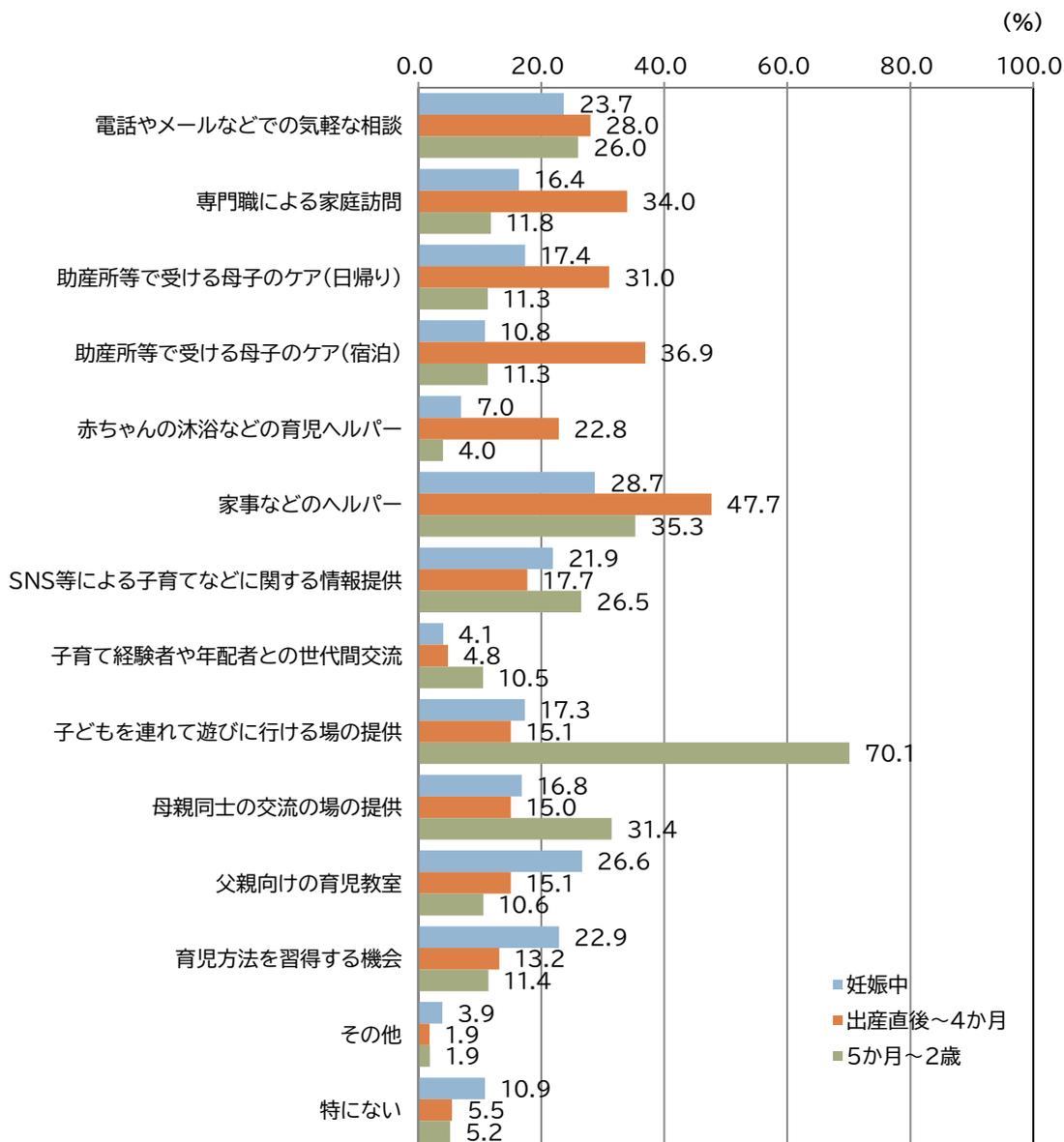
■妊娠中から出産後までに特に重要なサポート

令和5年度(2023年度)の調査の結果、妊娠中に、特に重要だと思うサポートについての回答は、「家事などのヘルパー」が28.7%と最も多く、次いで、「父親向けの育児教室」、「電話やメールなどでの気軽な相談」、「育児方法を習得する機会」が続いています。

出産後から4か月までに、特に重要だと思うサポートについての回答は、「家事などのヘルパー」が47.7%と最も多く、次いで、「助産所等で受ける母子のケア(宿泊)」、「専門職による家庭訪問」、「助産所等で受ける母子のケア(日帰り)」が続いています。

5か月から2歳までに、特に重要だと思うサポートについての回答は、「子どもを連れて遊びに行ける場の提供」が70.1%と最も多く、次いで、「家事などのヘルパー」、「母親同士の交流の場の提供」、「SNS等による子育てなどに関する情報提供」が続いています。

図1-38 妊娠中から出産後まで特に重要なサポート(複数回答)



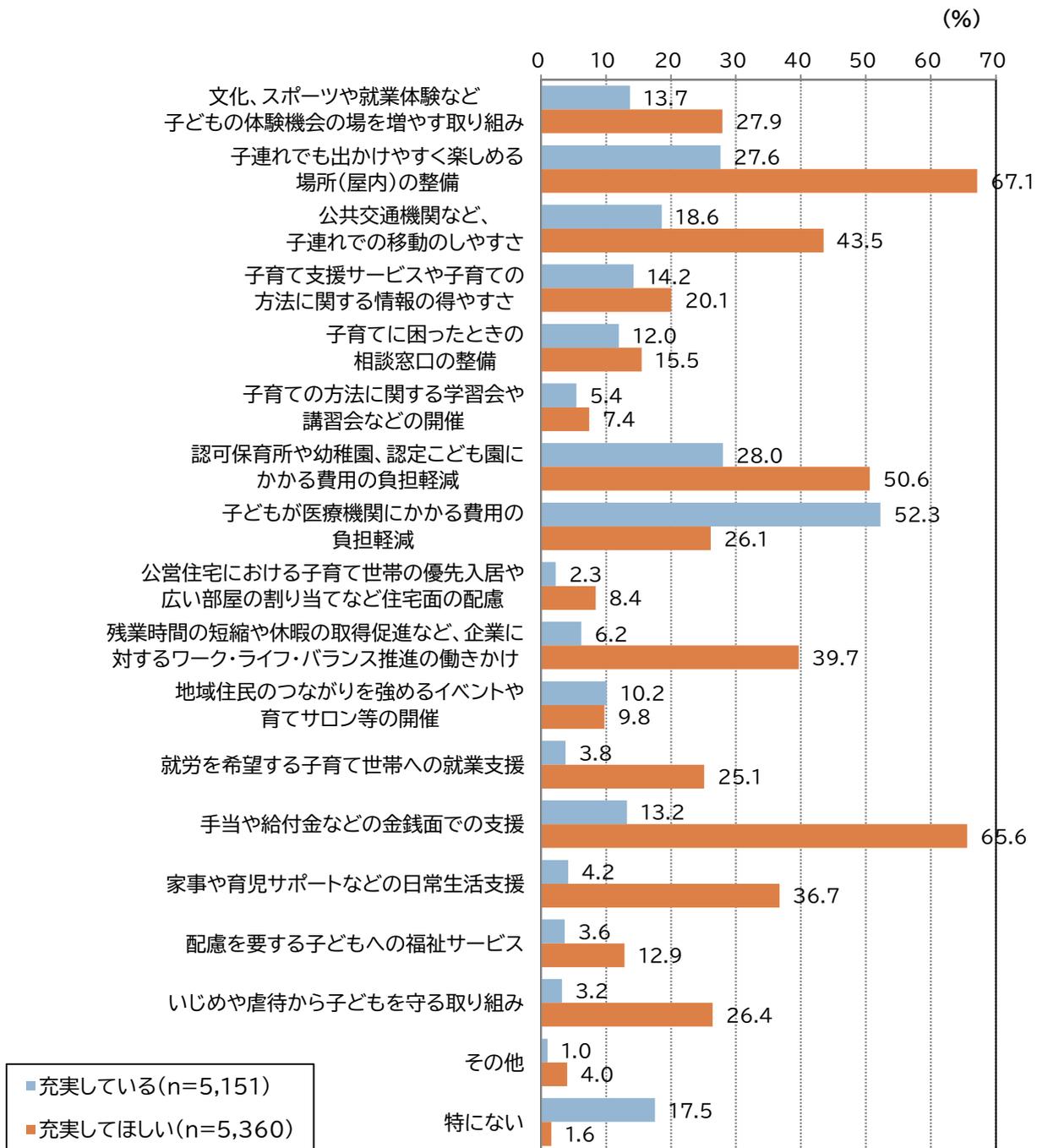
出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策

令和5年度(2023年度)の調査の結果、「充実していると考える子育て支援施策」については、「医療機関にかかる費用の負担軽減」が52.3%と最も多くの回答があり、次いで「認可保育所等にかかる費用軽減」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場(屋内)の整備」となっています。

「今後、充実させてほしい子育て支援施策」については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場(屋内)の整備」が67.1%と最も多くの回答があり、次いで、「手当や給付金などの金銭面での支援」、「認可保育所等にかかる費用負担軽減」、「公共交通機関など、子連れでの移動のしやすさ」が続いています。

図1-39 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策(複数回答)



出典元：札幌市 R5 年度就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

3 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性

前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、札幌市における子ども・若者施策の推進に関する方向性について、以下の通り整理しました。

(方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度が特に子どもと関わりのない大人で低い傾向があるため、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発を実施(図1-2)
- 様々な経験を通じた成功体験が求められているため、子どもの主体的な参加や、意見表明の機会を増やし、更に、子どもの意見を反映していく取組を促進(図1-4、5、6)
- 相談したくないと考える子どもが一定数いる現状があるため、子どもの抱える困難への気づき・支援や、悩みを安心して相談できる体制をつくる(図1-7、8)
- いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方、「子どもアシストセンター」の認知度は低下しており、相談窓口の周知をすすめるとともに、相談機関相互の連携した対応などの権利救済体制の強化が必要(図1-9、10、18)

(方向性2) 配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

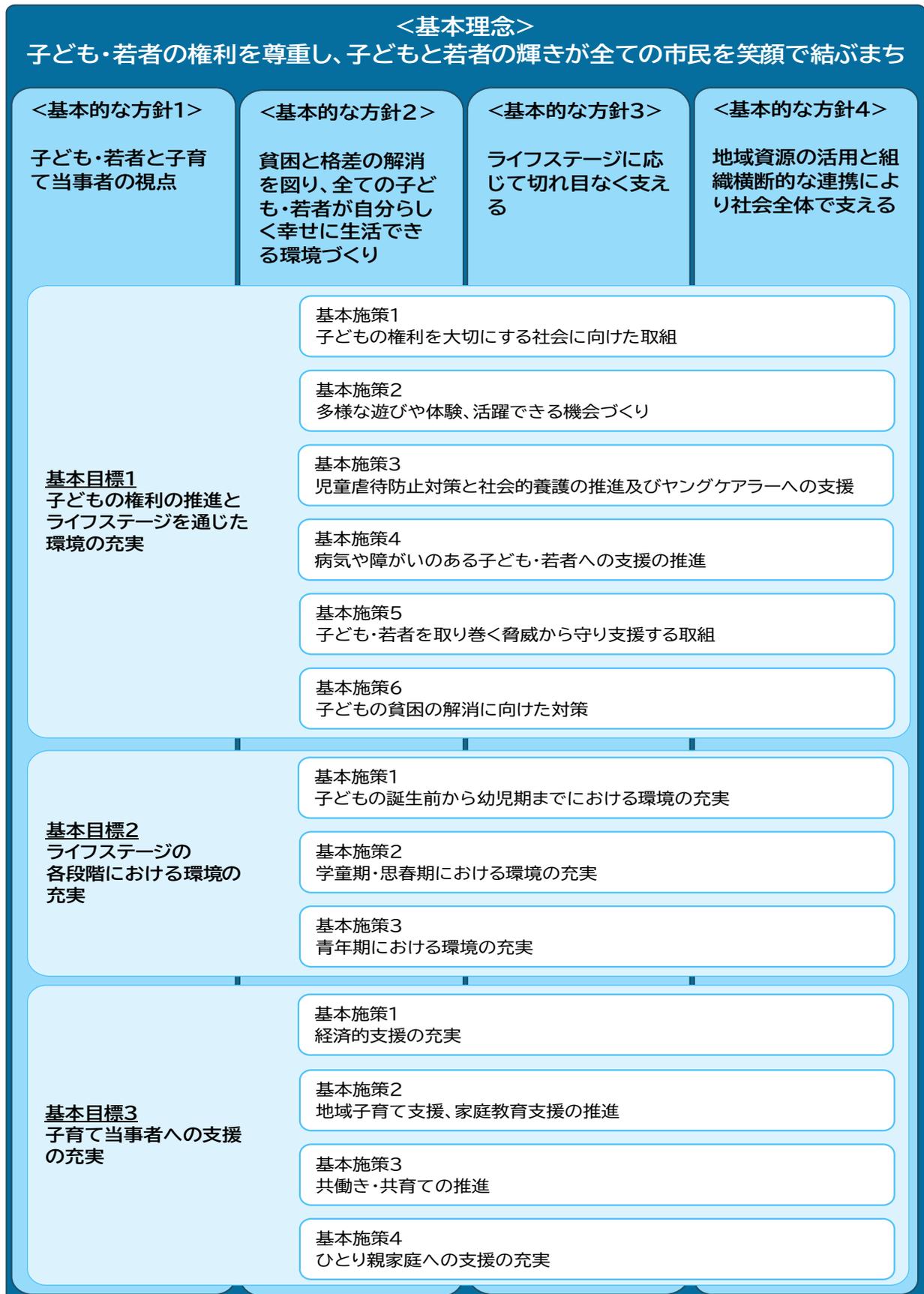
- 不登校児童数及び生徒数、いじめの認知件数が増加傾向にあるため、子どもが抱える困難への気づきや支援、未然または初期段階で防ぐ(図1-14、18)
- 児童虐待認定件数は令和5年度に増加、児童福祉施設及び里親等への措置児童数も増加傾向にあるため、児童虐待の防止対策実施と社会的養護を推進(図1-10、11)
- 中高生への調査で、一定数が自分がお世話をしている家族が「いる」と回答していることから、ヤングケアラーの早期発見にむけた普及啓発や理解促進、相談先となる体制を充実(図1-16、17)
- ひきこもり当事者の年齢内訳で、40歳未満の割合は6割程度で推移しているため、ひきこもり本人の社会参加の促進、本人やその家族の福祉の増進を図る(図1-15)
- 障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあるため、障害のある子ども・若者が社会の一員として尊重され、自立し、充実した生活を送ることを支援(表1-8)
- 医療的ケア児が増加傾向にある中で、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする子ども・若者に対応するため、地域における連携体制を強化(図1-22)
- 低所得層やひとり親世帯の多くは、厳しい家計状況におかれているため、貧困の連鎖を断ち切るための取組を実施(図1-27、28)

(方向性3) 子育て当事者が安心して子育てできるよう支援します

- 母親の就労割合が増加しているため、父親の育児参加等子育ての推進に向けた取り組みや、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけを実施(図1-29、31、32、33、34)
- 多様な保育ニーズを踏まえた着実な取組の実施や、子どもが病気やケガの時でも安心して預けられる環境づくり(保護者グループヒアリングより)
- 子育てに孤立感やストレスを抱える方に向け、当事者同士が集まる場の提供や、自らそういった場に来れない方へのアウトリーチ支援を含め、保護者に寄り添った相談体制を構築(図1-35、36、37)
- 市民ニーズが高い子どもの遊び場や経済的支援への対応(図1-39)
- 家計や子育て等に関する様々な困難を抱えるひとり親家庭への総合的な支援の推進(図1-28、35)

第3章 計画の推進体系

1 計画体系



2 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、 子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

- ・前々計画及び前計画では、平成 21 年(2009 年)4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」をもとに、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とし、計画を推進。
- ・本計画では、この理念を引継ぎ、子どもだけではなく若者が射程に入ることを明確にするため「若者」の表現を加える。
- ・令和5年(2023 年)12月に発出されたこども大綱では、「こどもまんなか社会」⁸(全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会)を目指している。
- ・こども大綱の「こどもまんなか社会」と本計画の基本理念で目指すところは一緒である。理念を踏まえた取組を着実に進め、「こどもまんなか社会」の実現に繋げる。

3 基本的な方針

基本理念に基づき、本計画における「基本的な方針」について、次のとおり定めます。

《方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともにこどもまんなか社会に向けた取組を進めます。

《方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり》

様々な要因により困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

《方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える》

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

《方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える》

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

⁸ こども大綱では「こどもまんなか社会」について、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」としている。

4 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括及びニーズ調査等を踏まえた子ども・若者と子育て世帯を取り巻く状況や課題を考慮の上、基本理念「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を実現するため、次の3つの目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実》

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、様々な要因により困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

《基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実》

子どもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

《基本目標3 子育て当事者への支援の充実》

子どもの健やかな成長のため、子育て当事者が健康で、かつ経済的な不安や孤立感を抱くことなく、心のゆとりを持ち、子どもと向き合えるよう子育て環境の充実を図ります。

5 成果指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体及び基本目標の基本施策ごとに成果指標を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します。活動指標については、各基本施策に紐づけられる事業や取組の中で設定されている指標から、主なものを掲載しています。

(1) 計画全体の指標

指標項目	現状値	目標値
	(令和5年度)	(令和11年度)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7%※	70.0%

※こども家庭庁「こどもの政策に推進に関する意識調査」の数値を参考の現状値とし、計画の実施状況の点検・評価にあたっては、札幌市の調査結果を用いて行う。

(2) 基本目標ごとの指標

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実				
基本施策	指標項目		現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの権利を大切に する社会に向けた取組	子どもの権利が大切に されていると思う人の割合	子ども	63.8% (令和5年度)	70.0%
		大人	37.6% (令和5年度)	65.0%
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍 できる機会づくり	自分には様々な可能性 があると思う子ども・若 者の割合	子ども	69.0%	75.0%
		若者	56.1% (令和6年度)	70.0%
基本施策3 児童虐待防止対策と社会的 養護の推進及びヤングケア ラーへの支援	「どこかに助けたく れる人がいる」と思う 子ども・若者の割合	子ども	97.9% (令和5年度)	現状維持
		若者	86.1% (令和6年度)	95.0%
基本施策4 病気や障がいのある子ども ・若者への支援の推進	心のバリアフリーを理 解している人の割合		32.3% (令和5年度)	60.0%
基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅 威から守る取組	いじめなどの不安や悩みを 身近な人などに相談する 子どもの割合		93.1% (令和5年度)	96.0%
基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた 対策	第5章参照			

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実			
基本施策	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの誕生前から幼児期 までにおける環境の充実	18歳以下の子がいて、妊 娠・出産や子育てについて 相談相手や情報収集手段が ある親の割合	76.3% (令和5年度)	92.0%
基本施策2 学童期・思春期における環 境の充実	近所や地域とのつながりが ある子どもの割合	57.0% (令和5年度)	65.0%
基本施策3 青年期における環境の充 実	毎日が充実していて楽し いと思う若者の割合	69.2% (令和6年度)	75.0%

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実			
基本施策	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 経済的支援の充実	「幼児教育・保育、医療費など 子育て支援にかかる費用の 軽減」が充実していると思う 人の割合 ※18歳以下の家族と同居の方	31.1% (令和5年度)	40.0%
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支 援の推進	子育てをされていて感じる「楽 しさ」「大変さ」のうち、「楽し さのほうが多い」子育て世帯 の割合	60.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策3 共働き、共育での推進	「父親と母親がともに子育て の担い手である」と答えた保 護者の割合	52.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	第6章参照		

(3) 主な活動指標

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実				
基本目標	指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの権利を大切に する社会に向けた 取組	子どもの権利についての認知度	子ども	65.2%	75.0%
		大人	54.4%	75.0%
基本施策2 多様な遊びや体験、 活躍できる機会づくり	市政への子どもの参加の取組の実施件数		38件	90件
	まちづくり活動への参加意欲が向上した若者の割合		90%	90%
基本施策3 児童虐待防止対策と 社会的養護の推進及 びヤングケアラーへの 支援	こども家庭センターにおける保健師のコーディネート件数(延べ)		95,431件	100,000件
	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)		21,614人	24,100人
基本施策4 病気や障がいのある 子ども・若者への支援 の推進	心のバリアフリー研修受講者数(累計)		213人	1,000人
	保育を必要とする医療的ケア児の受入体制を整備した区		7区	全区
	企業就労を目指す高等支援学校の生徒の就労率		97%	100%
基本施策5 子ども・若者を取り巻く 脅威から守る取組	スクールソーシャルワーカーが関わることで、児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向へ向かっている」割合		—	90%
基本施策6 子どもの貧困の解消 に向けた対策	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数		253人	1,270人

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実				
基本目標	指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの誕生前から 幼児期までにおける 環境の充実	妊婦訪問の実施率		34%	42%
	保育士人材確保支援により就労する保育士等の数(年間)		919人	500人
	こども誰でも通園制度利用可能率		—	100%
	病児・病後児保育利用申込人数に対する、実際に受け入れできた人数の割合		58%	85%

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実	進路探究学習の参加をきっかけに進路を考えることができた子どももの割合	52%	90%
	新型児童会館整備数(累計)	19館	26館
	相談支援パートナー等の対応・支援により不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合	80%	85%
基本施策3 青年期における環境の充実	就業サポートセンター及びあいワークを利用して就職した人数(累計)	4,086人	28,500人
	さっぽろ結婚支援センター成婚退会数(累計)	—	115組

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実			
基本目標	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 経済的支援の充実	子ども医療費助成の助成対象の拡大	小学6年生	高校3年生
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	子育てサロン利用者数(年間)	355,366人	389,175人
基本施策3 共働き、共育での推進	ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業数(延べ)	1,001社	1,500社
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親向け相談窓口における相談受付件数(年間延べ件数)	7,681件	7,700件

※活動指標の目標値は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(計画期間:令和5年度～令和9年度)を踏まえ、令和9年度までの指標を設定している。なお、毎年度、計画の進行管理をする中で、令和10年度以降の指標の再設定等の検討を行うこととする。

第4章 具体的な施策の展開

1 計画体系

第5次さっぽろ子ども未来プランは、権利条例第46条第1項に基づく子どもの権利に関する推進計画、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画、及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含しています。

第4章において、子どもの権利に関する推進計画、及び市町村こども計画について、3つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる計画体系を定めます。この基本施策ごとに、子どもの権利保障や当事者の視点に立った子ども・若者施策をより一体的に推進するため、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。

また、市町村こども計画には、子どもの貧困の解消に向けた対策や、ひとり親家庭への支援を含むことから、それらを基本施策として本章に定めますが、それぞれの詳細な取組については、第5章(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画)、及び第6章(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画)に掲載します。

<凡例> ● ページ以降に掲載している取組一覧では、次のように整理しています。

・統合している三計画にも含まれる事業は、事業・取組名欄に下記マークを示しています。

☐: 札幌市子どもの権利に関する推進計画

☐: 子どもの貧困の解消に向けた対策計画

☐: ひとり親家庭等自立促進計画

・アクションプラン2023掲載事業については、事業・取組名欄にアクションプラン2023における事業区分を示しています。

<新規>…アクションプラン2023より新たに実施となった事業

<レベ>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023から取組を強化・拡充した事業

<継続>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023において取り組み内容に変化なく、継続して実施している事業

2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にす社会に向けた取組

■全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業 権	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子)子ども育成部
広く市民に向けた広報啓発 権	子どもとの関わりの有無によらず、子どもの権利について触れ、学ぶことができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人の意識向上 権	学校や幼稚園・保育所、児童会館などの子どもと関わる大人を対象に、子どもの権利に関する解説資料等の配布や出前講座等により意識を向上し、子どもを取り巻く課題への気づきや支援、相談体制の充実につなげていきます。	子)子ども育成部
保護者等へ向けた普及啓発 権	子どもの年齢に応じ、様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所、学校等との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

■子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実 権	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子)子ども育成部
小・中学生向けパンフレットの活用 権	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	子)子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施 権	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発	乳幼児や小学校低学年でも、子どもの権利に触れ、親しめるよう、子どもの権利条例絵本を活用した普及啓	子)子ども育成部

	権	発を進めます。	
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	権	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教)学校教育部
「人間尊重の教育」推進事業 <継続>	権	「人間尊重の教育」フォーラムや「さっぽろっ子サミット」の開催などを通して、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	教)学校教育部

■子どもを受け止め、育む環境づくり

<主な事業・取組>

ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業(青少年育成委員会) 権 ㊦	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や、地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子)子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 権 ㊦	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 <継続> 権	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業 <継続> 貧 ㊦	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子)子育て支援部
子どものくらし支援コーディネート事業 <レベ> 権 貧 ㊦	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子)子ども育成部
公園造成事業 <継続>	みどりを保全・創出し、都市の魅力を高めるほか、幸福感のある日常生活を市民に提供するため、環境保全やコミュニティ形成、レクリエーションなどの多様な機能を有する公園を整備します。	建)みどりの推進部

地域に応じた身近な公園整備事業 <継続>	良好な都市環境を維持・創造するため、人口の集中により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地等への新規公園整備や狭小公園の拡張を進めます。	建)みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業 <継続>	公園に対する地域ニーズの変化や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、老朽化した身近な公園を再整備します。	建)みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業 <継続>	誰もが公園を安全に安心して利用できるよう、老朽化した公園施設の更新や部分的な機能再編、バリアフリー化等を実施します。	建)みどりの推進部
公園トイレユニバーサルデザイン化事業 <継続>	市民のほか、国内外からの観光客等の多様なニーズに配慮し、より多くの方が公園を快適に利用できるようにするため、主要公園等にあるトイレのユニバーサルデザイン化を進めます。	建)みどりの推進部
安全・安心な道路環境の整備事業 <継続>	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。	建)土木部
安全教育の充実 権	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教)学校教育部
登下校時の安全管理 <継続> 権	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教)学校教育部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅(東雁来団地)の入居者を募集します。	都)市街地整備部
災害時における子どもの居場所づくりに向けた児童会館等の活用推進	児童会館等を有効活用し、子どもたちが災害時でも安心して過ごすことのできる居場所づくり・環境整備に努めます。	子)子ども育成部

イ 子どもの安心と学びのための環境づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 <レベ> 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 <継続> 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ> 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部

教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ> 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
公立夜間中学運営事業 権 貧	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供する公立夜間中学(星友館中学校)の運営を行います。	教)学校教育部
特別支援教育地域相談推進事業 <レベ> 権 貧	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。	教)学校教育部

ウ 子ども・若者の居場所づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌まなびのサポート事業 <レベ> 権 貧	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保)総務部
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 権 貧	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。	市)市民生活部
子どもの居場所づくり支援事業 <レベ> 権 貧	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。	子)子ども育成部
こどもホスピスづくり活動支援事業 <新規> 権	病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所「こどもホスピス」の早期設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホスピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援します。	子)子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 権	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業 権	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や、若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部

■子どもの権利侵害から子どもを守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) 権 貧	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談 権 貧	多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、無料通信アプリ「LINE」を活用して相談に対応します。	子)子どもの権利救済事務局
子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター) 権 貧	子どもに関する問題が複雑化、多様化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図るため、官民相談機関相互のスムーズな連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター) 権 貧	幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもアシストセンターの周知を図るとともに、子どもたちのお互いの権利を尊重する意識や保護者等の子どもの思いを受け止める意識の向上を図ります。	子)子どもの権利救済事務局
DV対策推進事業 <レベ> 権	配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。 また、若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市)男女共同参画室

■子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け男女共同参画啓発事業 権	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市)男女共同参画室
民族・人権教育の推進 権	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進 権	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教)学校教育部
福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図り	保)障がい保健福祉部

権	ます。	
アイヌ伝統文化振興事業 <継続> 権	市民向けのイベント・講座・体験プログラムの実施などにより、アイヌ伝統文化の保存、伝承、振興を図るとともに、アイヌ民族に関する理解を促進します。	市)市民生活部
多文化共生推進事業 <レベ> 権	国籍にかかわらず誰もが安全安心に暮らせる共生社会の実現に向け、各種支援を通じて外国人市民の孤立防止と暮らしの不安解消を図るとともに、日本人も含めた市民全体の異文化理解を促進します。	総)国際部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 権	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、子どもの権利のパンフレット等を活用しながら、互いに理解し、尊重し合う心を醸成します。	子)子ども育成部

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

■子どもの意見表明の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会 権	子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子)子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ 権	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの交流・参加の促進 権	他都市の子どもたちとまちづくりに関して意見交換を行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容を広報することで広く地域等での子どもの参加や意見表明の取組を促進します。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 <継続> 【再掲】 権	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 【再掲】 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部

■子どもの参加の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業) 権	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子)子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進 権	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子)子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 権	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子)子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまち	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役	市)市民自治推進

づくり活動推進事業 <継続> 権	のまちづくりを進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	室
少年団体活動促進事業 <継続> 権 貧	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子)子ども育成部
さっぽろ未来創生プラン 推進費 <レバ> 権	若い世代を対象としたまちづくり・ライフデザインに関する意識の把握及び向上の取組として、高校生向けまちづくりコンペティションを開催します。	政)政策企画部
環境教育推進事業 <レバ>	札幌市環境教育・環境学習基本方針に基づき、子どもたちが環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動するよう働き掛けるため、様々な環境教育事業を実施します。	環)環境都市推進部

■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども学習農園の活用	「さとらんど」に整備した「子ども学習農園」を活用し、小学生等の子どもたちへの農業体験の機会を提供します。	経)農政部
野外教育総合推進事業 <レバ> 権 貧	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者に関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	教)生涯学習部
子どもの体験活動の場 支援事業 <レバ> 権 貧	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子)子ども育成部
札幌市水道記念館	体験型の展示や隣接する藻岩浄水場の見学ツアー、水に関する様々なイベントにより、水道の仕組みや自然を楽しみながら学ぶ機会を提供します。	水)総務部
プレーパーク推進事業 <レバ> 権 貧	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子)子ども育成部
こども劇場 権	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子)子ども育成部
ウィンタースポーツ普及 振興事業 <レバ> 貧	札幌市の特徴であるウィンタースポーツを生涯にわたって親しめるよう、子どもたちへのウィンタースポーツを始めるきっかけづくりと学習環境の充実を図るとともに、市民へのウィンタースポーツの観戦文化の醸成を図ります。	ス)スポーツ部
アスリート発掘・育成・活用 事業 <レバ>	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートを育成し、運動部活動やスポーツイベントへのアスリートの派遣による地域スポーツ活動の振興及び地域の活性化を図り	ス)スポーツ部

	ます。	
地域と学校の協働活動 推進事業 <レベ> 権 貧	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	教)生涯学習部
ミニさっぽろ 権	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部
子どもの職業体験事業 <新規> 権 貧	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部
ものづくり企業人手不足 対策事業 <レベ>	若年層に対してもものづくり体験や職業体験イベントの開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経)産業振興部
子どもの文化芸術体験 事業 <継続> 貧	市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	市)文化部
障がい者向け文化芸術 体験事業 <レベ> (2024APレベ)	障がいのある方の文化活動への参加を支援するため、文化芸術施設へ来館する機会が少ない障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコンサート等のイベントを行います。	市)文化部
(仮称)札幌自然史博物館 整備推進事業 <継続>	博物館活動センターにおいて資料の収集と保存、調査研究、普及交流・展示を実施することで、博物館に必要な機能の充実を図りながら、市民に札幌の自然史についての興味・関心を高めるとともに、(仮称)札幌自然史博物館整備に向けて必要な調査検討を実施します。	市)文化部
さっぽろ親子絵本ふれあ い事業 <継続>	絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもち、乳幼児が絵本にふれるきっかけを作ることを目的に、4か月児健康診査での絵本の配布と、家庭での読み聞かせに関する情報提供を行います。	子)子育て支援部
読書チャレンジ・子ども の読書活動推進事業 <継続>	子どもが読書の楽しさ、大切さを知る機会をつくるため、子どもの発達の段階に応じたイベント等を開催し、子どもの読書活動の普及啓発とともに、学びのきっかけや文化等の体験機会を充実させます。	教)中央図書館
健康寿命延伸のための 食育推進事業 <レベ>	市民に対して、健康寿命の延伸につながる野菜摂取量(1日350g以上)等の普及啓発を企業や団体等と連携して取り組みます。	保)ウェルネス推進部
学校給食を活用した地 産地消や家庭と連携し た食育推進事業 <継続> 権	健康寿命の延伸、SDGsの観点から、学校での環境教育を取り入れた食育を実施します。併せて、家庭・地域への普及、啓発を行います。	教)生涯学習部

■子ども・若者が活躍できる機会づくり

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
他都市との連携・交流 権	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子)子ども育成部
少年少女国際交流事業 <継続> 権	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い少年少女の育成を図るため、姉妹都市(ノボニビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子)子ども育成部
IT人材確保育成事業 <継続>	プログラミング体験イベントの開催や、ITに関連する高度な知識・技術力を競う大会の参加支援などを通じて、未来の社会を創造する高度なIT人材の育成を推進します。	経)経済戦略推進部
帰国・外国人児童生徒支援事業 <レベ> 権 貧	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。	教)学校教育部

基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

■児童相談体制の強化

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 権 貧	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。	子)児童相談所
こども家庭センターの機能の強化 権 貧 ひ	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	子)児童相談所・子育て支援部
心理職による相談支援体制の強化 権	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	子)子育て支援部
子ども安心ネットワーク強化事業 <レベ> 権 貧	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営します。また、児童家庭支援センターや関係機関と連携しながら相談体制を強化し、必要な支援を行います。	子)児童相談所
児童相談体制強化事業 <レベ> 権 貧	第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、(仮称)第二児相の開設の検証を踏まえて新たな児相整備計画をメインとした第4次プランを策定します。	子)児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 <継続> 権	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子)児童相談所
要保護児童対策地域協議会 権 貧	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。	子)児童相談所
(仮称)第二児童相談所整備事業 <レベ> 権	現在の1所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できるよう、また、一時保護が必要な子どもを確実に受け入れ、適切に支援することができるよう体制整備を図ります。	子)児童相談所
認可外保育施設への啓発	定例の立入調査における、施設での虐待防止の取組の確認や「虐待防止」をテーマとした研修を通し、虐待防止に係る施設の役割を周知します。 また、相談先や関係機関と連携方法などについて情報提供を行います。	子)子育て支援部
DV対策普及啓発	児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	市)男女共同参画室

民生委員・児童委員活動の支援 権 貧	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保)総務部
-----------------------	--	-------

■社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護体制整備事業 <継続> 貧	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	子)児童相談所
社会的養護自立支援事業 <レベ> 権 貧	児童養護施設への入所や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も個々の状況に応じて、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子)児童相談所
里親制度促進事業 <レベ> 権 貧	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。	子)児童相談所
子育て短期支援事業 貧 ひ	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	子)児童相談所
子育て世帯訪問支援事業 貧	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子)児童相談所
児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や職業訓練校等に入学・入校した場合に入学に要する経費を支給します。	子)児童相談所
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金 貧	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で大学などに入学するため、措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費等に年間60万円を支給します。	子)児童相談所
児童養護施設職員研修事業 権	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子)児童相談所
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。	子)児童相談所
児童養護施設等体制強化事業 <継続> 貧	社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用に係る経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。	子)児童相談所
住宅確保要配慮者居住支援事業 <継続>	高齢者や低所得者、児童養護施設退所者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサ	都)市街地整備部

☑	ポートする体制の拡充や住宅確保に向けた支援を実施します	
---	-----------------------------	--

■ヤングケアラーへの支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業) <レベ> ☑ ☑ ☑	ヤングケアラーに関する相談の専門窓口を設置のうえ、ヤングケアラー本人・家族・親族・支援者などからの相談に幅広く対応し、情報提供や助言、適切な支援機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業) ☑ ☑ ☑	ヤングケアラー当事者の居場所として、ピアサポート機能を持つ交流サロンを開催するほか、必要に応じて支援員による相談や情報提供、関係機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業) ☑ ☑ ☑	紙媒体や SNS、インターネットなどによる普及啓発を行うとともに、市民向けの講座、教職員・周辺支援者向けの理解促進・支援力向上を目的とした研修を実施します。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(訪問支援・他法手続同行支援事業) <レベ> ☑ ☑ ☑	訪問支援員をヤングケアラーの家庭に派遣のうえ、家事・育児等の支援を行うとともに、不安や悩みを傾聴することによって、ヤングケアラーの負担を軽減します。 また、ケア対象者が障がい福祉サービスなど他のサービス利用につながっていない場合に、手続の援助や同行などの支援を行います。	子)子ども育成部

基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

■障がいのある方の理解促進

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施 ＜継続＞	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	保)障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布 ＜継続＞	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保)障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施 ＜レベ＞	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	保)障がい保健福祉部
親子でユニバーサルを体験する機会の検討	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル(共生)社会を学ぶ機会を検討します。	保)障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発 ＜レベ＞	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	保)障がい保健福祉部
市民向けフォーラムの実施 ＜継続＞	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	保)障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者(家族を含む。)によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	保)障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進 ＜継続＞	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	保)障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	保)障がい保健福祉部
障害者差別解消法の周知啓発 ＜継続＞	改正障害者差別解消法の周知を目的としたポスター等を作成し、地下鉄駅や市有施設等に掲示して、市民や事業者等への理解を促します。	保)障がい保健福祉部

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	子)児童相談所
地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 <継続> [貧]	発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園(市立幼稚園)において支援の在り方や就学に係る教育相談を行う等の支援体制を充実します。	教)学校教育部
特別支援教育補助事業 <継続>	要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。	子)子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 <レベ>	障がい児を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を保育するための保育士の人件費等、障がい児保育事業に要する経費を補助します。	子)子育て支援部
障がい児保育巡回指導事業	認可保育所等に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	子)子育て支援部
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介をします。	子)子育て支援部
特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児への関わりや「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園等の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	教)学校教育部
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保)障がい保健福祉部
医療型児童発達支援	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行います。	保)障がい保健福祉部
通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組めます。	教)学校教育部
学びのサポーター活用事業 <レベ>	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	教)学校教育部
「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別的教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	教)学校教育部
肢体不自由の児童生	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供	教)学校教育部

徒への特別支援教育実施体制の拡充	できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	
特別支援教育推進事業 <レベ>	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	教)学校教育部
特別支援教育就学奨励費 	特別支援学級に就学しているお子さまなどがいるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等の学校教育にかかる費用の一部を助成します。	教)学校教育部

■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行います。	保)障がい保健福祉部
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保)障がい保健福祉部
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	保)障がい保健福祉部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	子)子ども育成部
障がい児等療育支援事業 	在宅の障がい児(18歳未満)、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながっておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。	保)障がい保健福祉部
障がい児地域支援マネジメント事業 <継続>	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。	保)障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	保)障がい保健福祉部
子ども発達支援総合センター(ちくたく)での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	保)障がい保健福祉部
子どもの心の診療ネットワーク事業 <継続>	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行う。	保)障がい保健福祉部

子どもの補聴器購入費等助成事業 <レベ>	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	保)障がい保健福祉部
重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充 <レベ>	重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	保)障がい保健福祉部
障がい福祉施設等施設整備費補助事業 <継続>	障がいのある方が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、障がいのある方を受け入れる施設の新築整備や老朽化対策を行う法人に対して、整備費の一部を補助します。(※「AP 掲載有無」欄から「2025 年度以降の新規・レベ・再構築の内容」は児者共通の事業について記載。)	保)障がい保健福祉部
障がい者相談支援事業 <レベ> [貧]	障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。	保)障がい保健福祉部
障がい者就労支援推進事業 <継続> [貧]	障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労に係る相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。	保)障がい保健福祉部

■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
医療的ケア児等の支援体制構築事業 <継続>	医療的ケア児及び重症心身障がい児(以下「医療的ケア児等」)支援者養成研修の実施をします。また、医療的ケア児等を受け入れる支援機関をサポートするため、医師等の巡回等による助言・指導実施します。	保)障がい保健福祉部
医療的ケア児等への支援体制の拡充 <レベ>	市立学校に在籍する医療的ケア児の安心安全な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置し、適切な支援を受けられる体制を整備します。	教)学校教育部
医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業 <新規>	医療的ケア児等を宿泊にて短期入所で受入れる体制を維持・改善するため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数に応じて補助します。	保)障がい保健福祉部
医療的ケア児保育推進事業 <レベ>	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証し、私立も含めた札幌市全体での医療的ケア児の受入体制を整備します。	子)子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 <レベ> 【再掲】	医療的ケアが必要な児童を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を受け入れるための看護師の人件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費を補助します。	子)子育て支援部
児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制確保事業	児童クラブの利用を希望する医療的ケア児が安心安全に児童クラブを利用できるようにするため、必要な全ての児童会館に看護師を配置します。	子)子ども育成部

<継続>		
医療的ケア児レスパイト事業 <新規>	常時の医療的ケアを必要とする児童の家族が、休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供します。	保)障がい保健福祉部

■慢性疾患・難病の子ども・若者への支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 <レベ> 貧	幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。	保)保健所
小児慢性特定疾病医療費支給 貧	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。	保)保健所

基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

■子どもをいじめから守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
いじめ防止対策事業 <レベ> 権	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ> 【再掲】 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ> 【再掲】 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
教職員への啓発・資質の向上 権	教職経験に応じた研修や専門研修等において、いじめの未然防止や組織的対応に係る研修を実施し、教員一人一人の実践的指導力の向上を図ります。	教)学校教育部
子どもに向けた子どもの権利の理解促進 権	子ども自身が子どもの権利について考え、理解を深めることで、子ども同士がお互いを思いやり尊重し、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく生きる権利の保障を進めます。	子)子ども育成部
組織横断的ないじめ対策への取組 権	子ども支援を担当する部局間、子どもが育ち学ぶ施設間で連携し、札幌市全体でいじめ防止対策を進めます。	子)子ども育成部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) 【再掲】 権 貧	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局

■子ども・若者の命を守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
自殺予防事業 権	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、自殺殺関連行動やいじめ等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教)学校教育部
小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レベ>	市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。	保)障がい保健福祉部

	権		
教職員等への研修	権 貧	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能・対応力を向上させるために、研修等の一層の充実を図ります。	教)学校教育部
ホームページや SNS 等による普及啓発 <継続>	権	ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保)障がい保健福祉部
思春期特定相談事業	権 貧	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■子ども・若者を犯罪から守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪被害者等支援事業 <レベ>	犯罪被害者等が犯罪(身体的被害)により被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図るため、支援金の支給のほか、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成します。	市)地域振興部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 <継続>	通勤や通学などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者登録制度の推進や、身の危険を感じて助けを求める子どもを保護する「子ども 110 番の家」等の取組を行う団体に対する支援などを行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部
安全で安心な公共空間整備促進事業 <継続>	犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。	市)地域振興部
薬物乱用防止教室の活用	薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけることができるよう専門家を派遣して、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の拡充を図ります。	教)学校教育部
少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子)子ども育成部
市営住宅の単身入居対象者の拡大	単身向け市営住宅への入居要件に、「児童相談所における自立の支援等が行われていた方」を追加し、該当者が単身向け市営住宅に応募することができるようにします。	都)市街地整備部
再犯防止推進事業	「札幌市再犯防止推進計画」に基づき、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進します。	市)地域振興部

基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策

本項目については、「第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を統合することから、第5章で詳細を掲載します。

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

<主な事業・取組>

ア 妊娠・出産の正しい知識の普及と相談体制の強化

事業・取組名	事業内容	担当部
思春期ヘルスケア事業 [権]	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります	子)子育て支援部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	子)子育て支援部
不妊治療等支援事業	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。また妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	子)子育て支援部
不妊治療費助成事業 <新規>	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成します。	子)子育て支援部
エイズ・性感染症予防対策事業 <レベ>	エイズ等のまん延を防止するため、予防啓発事業や検査相談業務を行い、早期発見にてエイズ発症の防止対策を強化します。また HIV 感染者・エイズ患者に対する差別偏見の解消のため啓発を行います。	保)保健所

イ 周産期医療体制の確保と医療・母子保健等関係者の連携

事業・取組名	事業内容	担当部
産婦人科救急コーディネート事業 <継続>	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保)ウェルネス推進部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 <レベ> [権][貧]	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保険センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部

ウ 新生児マススクリーニング、乳幼児健診等の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
新生児マススクリーニング事業	新生児の先天性の病気などを早期発見・早期治療することで障がいの原因となる病気の発症を未然に防止します。	保)衛生研究所
乳幼児健康診査 権 貧	出産後から就学前までの児に対する切れ目のない健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	子)子育て支援部
赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業 <継続> 貧	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	子)子育て支援部
乳幼児健康診査における栄養指導 貧	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。	保)ウェルネス推進部
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業 <継続>	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保)保健所
3歳児健診視覚検査事業 <新規> 貧	屈折検査機器の導入及び検査体制の整備し、3歳児健康診査で弱視スクリーニングの検査を行います。	子)子育て支援部

エ 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

事業・取組名	事業内容	担当部
妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施 <レベ> 貧	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給します。	子)子育て支援部
妊婦一般健康診査 貧	安全な出産のため、妊婦健康審査14回分の費用を一部助成します。	子)子育て支援部
妊婦支援相談事業 <レベ> 権 貧	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	子)子育て支援部
妊婦訪問事業 <レベ> 権 貧	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	子)子育て支援部
産後ケア事業 <レベ> 権 貧	支援を必要とする産婦に対し、産後ケア事業実施施設において心身の休養の機会を提供するとともに助産師等による育児に関する助言指導等を行います。	子)子育て支援部
産後の健康診査支援事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査の費	子)子育て支援部

<新規> [貧]	用を助成し、必要な支援につなげます。	
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業) [権][貧]	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	子)子育て支援部
産後のメンタルヘルス支援対策 <レベ> [権][貧]	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	子)子育て支援部
歯科口腔保健推進事業 <レベ> [貧]	歯と口の健康について、歯科専門職が地域での健康相談や電話相談に対応すると共に、妊産婦や乳幼児に対して無料の歯科健診や歯科保健指導を行います。また、健康格差の縮小を目的にフッ化物応用の普及促進に取組み、歯科保健対策を推進します。	保)ウェルネス推進部
未熟児養育医療給付 [貧]	未熟児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
結核児童療育給付 [貧]	結核児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
自立支援医療(育成医療) [貧]	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	保)障がい保健福祉部
助産施設における助産の実施 [貧]	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子)子育て支援部
助産施設運営費補助事業 <継続>	施設の安定した運営のため、助産施設の運営費のうち、国の措置費で不足する部分の一部を補助します。	子)子育て支援部
妊娠 SOS 相談事業 <レベ> [権][貧]	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	子)子育て支援部
困難を抱える若年女性支援事業 <継続> [権][貧]	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
困難を抱える女性への相談体制強化事業 [貧]	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。	子)子育て支援部
(仮称)南区複合庁舎整備事業 <新規>	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市)地域振興部

■子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障

<主な事業・取組>

ア 保育人材の確保強化及び教育・保育の質の更なる向上

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業 <レベ>	潜在保育士等の復職や求職者と事業者のマッチング支援等を行う「保育人材支援センターさぼ笑み」の運営、合同施設説明会・面接会や高校生保育職場体験の実施などにより保育人材の確保支援を行います。	子)子育て支援部
保育人材確保緊急対策事業 <レベ> [貧]	一定期間勤続した保育士等への一時金給付や施設に対する各種補助事業などにより保育人材の確保を図ります。	子)子育て支援部
私立保育所等補助事業 <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対する様々な補助を行います。	子)子育て支援部
保育施設設備等導入補助事業 <継続>	私立認可保育施設等において、保育システム等の導入に必要な費用、冷房設備の新規設置費用を補助します。	子)子育て支援部
私立保育所等整備補助事業 <継続> [貧][ひ]	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子)子育て支援部
公立保育所冷房設備設置事業 <新規>	熱中症リスクの高い子どもの熱中症事故防止のため、冷房設備が完備されていない公立保育所に冷房設備を新規設置します。	子)子育て支援部
認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。 また、届出制の対象外施設ではあるが、任意で運営状況報告書を提出している店舗内託児施設に対しても児童福祉の観点から巡回指導を実施します。	子)子育て支援部
教育・保育の質の向上(研修実施等) [貧]	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、保育所等の職員を対象とした研修を実施します。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子)子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、家庭的保育者等研修を年1回実施します。	子)子育て支援部
幼児教育を支える人材の育成に向けた研修の充実	大学等と連携し、幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高める研修を実施するほか、教職員の経験に応じた研修を実施します。 また、幼児教育施設や小学校等のニーズに応じて市立幼稚園教諭が訪問し、園・校内研修の協力をします。	教)学校教育部
幼児教育の充実に向けた市立幼稚園等における実践研究の推進	社会情勢の変化や今日的課題に対応した実践研究を市立幼稚園等が行い、その成果を市内幼児教育施設や保護者、市民と共有することで、子どもたちが質の高い教育を受けることができるようにします。	教)学校教育部

幼保小連携・接続の推進 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	主体的な遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から小学校以降の教育活動へ円滑に接続し、子どもたちが自己を発揮しながら学びに向かうことができるように、幼保小連携・接続の取組を一層推進していきます。	教)学校教育部
--	--	---------

イ 多様な保育サービスの拡充

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業 <継続> <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子)子育て支援部
休日保育事業 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所等における日曜・祝日の保育を実施します。	子)子育て支援部
夜間保育事業 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	子)子育て支援部
一時預かり事業 <継続> <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園に対し、一時預かり事業の実施に必要な経費の補助を行います。	子)子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。	教)学校教育部
病児・病後児保育事業 <レベ> <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、医療機関に併設・付設した施設で一時的に預かります。	子)子育て支援部
こども誰でも通園制度事業 <新規>	全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	子)子育て支援部

ウ 子育て当事者の身近な場を通じた支援の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子)子育て支援部
子育て情報発信事業 <継続> <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支	区保育・子育て支援センター(ちあふる)では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子	子)子育て支援部

援 <継続>	子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	
区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業 <継続> 【再掲】 貧 ①	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子)子育て支援部
子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業 <継続> 貧	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子)子育て支援部
こそだてインフォメーション 貧	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に活用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	子)子育て支援部
利用者支援事業 貧	子育て家庭の身近な場所に「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な支援・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談対応、助言を対面及び訪問で実施します。併せて地域や関係機関とのネットワークづくりを行います。 また「地域子育て相談機関」については、他の事業を勘案しながら、実施について検討します。	子)子育て支援部
保育ニーズコーディネーター事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子)子育て支援部

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

■子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 [貧]	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	教)学校教育部
課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。	教)学校教育部
子どもの体力・運動能力向上事業 <継続>	子どもの体力・運動能力を向上させるために、各校において「健やかな体」育成プログラムを作成し、主に運動が苦手(嫌い)な子どもや運動機会が少ない子どもを対象とした取組の一層の充実を図ります。	教)学校教育部
冬季における子どもの運動機会増進事業 <新規>	冬季における運動機会の確保及び増進のため、子どもたちに対してスポーツや身体を動かすことの楽しさを体感できる機会を提供します。	ス)スポーツ部
算数学び「beyond」プロジェクト事業 <レベ>	課題探究的な学習の充実の一環として、算数を窓口にして学びのその先を考えたモデルをつくり、札幌市全体で子ども一人一人の主体性を大切にしながら多様な学びを実現していくことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	教)学校教育部
外国語指導助手(ALT)の活用 <レベ>	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るために、市立小・中・高等学校などに派遣する外国語指導助手(ALT)を増員配置します。	教)学校教育部
進路探究学習オリエンテーリング事業 <継続> [貧]	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教)学校教育部
札幌らしさを生かした学習活動の推進	【雪】【環境】【読書】の中核をなす3つのテーマについて、全ての園・学校が札幌の素晴らし自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や生涯にわたり学び・向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動を教育課程に位置付け、知・徳・体の調和のとれた学びを推進します。	教)学校教育部
民族・人権教育の推進 【再掲】 [権]	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
コミュニティ・スクール推進事業 <レベ>	家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、パートナー校を基本単位とした学校運営協議会制度を導入します。	教)学校教育部
観察実験アシスタント配置事業 <継続>	国の理科教育設備整備費等補助金の交付を受け、小学校に、学生、退職教員等の外部人材を観察実験アシスタントとして配置し、小学校の理科授業における観察、実験の充実を図ります。	教)学校教育部

部活動における外部人材の活用事業 <レベ>	部活動を単独で運営可能な部活動指導員の派遣等、専門的外部人材の活用により、部活動の更なる充実及び運営効率化を図るとともに、部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討を進めます。	教)学校教育部
高校改革支援事業 <レベ>	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	教)学校教育部
高等学校定時制課程教科用図書給与事業 貧 凸	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。	教)学校教育部
札幌市特別奨学金の支給 <継続> 貧 凸	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	子)子育て支援部
札幌市奨学金支給事業 <レベ> 貧 凸	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教)学校教育部
学校図書館活用促進事業 <レベ>	学校司書を配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。	教)学校教育部

■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ミニ児童会館整備事業 <レベ>	ミニ児童会館がより安全で心地よい居場所となるよう、学校の余裕教室等をミニ児童会館に改修し、狭隘な状況の解消を図ります。	子)子ども育成部
児童会館整備事業 <継続> 貧	既存児童会館の更新や、1校区1児童会館整備を進めるため、小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備等を行います。	子)子ども育成部
民間児童育成会への支援事業 <継続> 貧 凸	児童の健全育成に関して、保護者の多様なニーズに応えるため、留守家庭児童対策の一つとして、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき登録した民間児童育成会に対し、助成金を交付し運営を支援します。	子)子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業 貧	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	子)子ども育成部
放課後児童クラブの質の確保	札幌市児童福祉法施行条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	子)子ども育成部

放課後子ども教室運営事業 [貧][ひ]	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。	子)子ども育成部
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 <レベ>	放課後児童クラブを利用する共働き世帯に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子)子ども育成部

■小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 <レベ>【再掲】 [権][貧]	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部
児童精神科医療体制拡充事業 <新規>	児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置します。	保)障がい保健福祉部
思春期特定相談事業 【再掲】 [権][貧]	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
消費者行政活性化事業費 <継続>	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市)市民生活部
ものづくり企業人手不足対策事業 <レベ> 【再掲】	若年層に対してもものづくり体験や職業体験イベントの開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経)産業振興部
ミニさっぽろ 【再掲】 [権]	小学 3・4 年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部
子どもの職業体験事業 <新規>【再掲】 [権][貧]	子どもが将来への夢を描けるよう、小学 5・6 年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部
コンテンツ産業振興事業	小～高校生を対象としたプログラミング講座や3DCG の制作体験を実施。若年層に向け、ゲーム開発	経)産業振興部

<レベ>	に必要な職種への理解を促し、業界への就職を促進することを目的とする。	
GIGA スクール構想 推進事業	GIGA スクール構想にて整備した1人1台タブレット端末を活用した効果的な授業展開のため、ICT 機器や教材の整備を推進します。	教)学校支援担当 部

■不登校の子どもへの支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 <レベ>【再掲】 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
思春期特定相談事業 【再掲】 権 貧	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福 祉部
子どもの学びの環境づくり補助事業 <継続>【再掲】 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ>【再掲】 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 【再掲】 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ>【再掲】 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 <継続> 権 貧	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進めます。	教)学校教育部

基本施策3 青年期における環境の充実

■高等教育の修学支援、高等教育の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市奨学金支給事業 <レベ> 【再掲】 貧 ㊦	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教)学校教育部
公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免) 貧	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。	政)政策企画部

■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 <レベ> 貧 ㊦	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 ㊦	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市)男女共同参画室
女性起業家の育成事業 ㊦	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市)男女共同参画室
働き方改革・人材確保支援事業 <レベ>	企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。	経)経営支援・雇用労働担当部
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業 <継続> ㊦	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市)男女共同参画室
ワークトライアル事業 <レベ> 貧	新卒未就職者及び概ね50歳以下の求職者又は非正規社員等がさっぽろ圏内企業へ正社員等として就職できるように支援するための座学研修や職場実習等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
奨学金返還支援事業 <レベ> 貧	学生時代に貸与型奨学金を利用した方が、札幌市が認定する企業等へ就職し、さっぽろ圏内に居住した場合、就職後2～4年目に、年間最大18万円を3年間(最大54万円)支援します。	経)経営支援・雇用労働担当部

就業サポートセンター等事業 <レベ> <input type="checkbox"/>	就業サポートセンター・あいワークにて、再就職を目指す方等を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
---	--	----------------

■結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
若者出会い創出事業 <新規>	AI を備えた会員専用システムや相談員による伴走支援などのオンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」の運営を通して、結婚を希望する若者等を支援します。	子)子ども育成部
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族・若者夫婦世帯等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	都)市街地整備部

■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設運営管理事業 【再掲】 <input type="checkbox"/>	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援事業) <input type="checkbox"/>	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(社会体験機会創出事業) <input type="checkbox"/>	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(中学校卒業生等進路支援事業) <input type="checkbox"/>	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子)子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 <継続> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(若者の交流促)	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動	子)子ども育成部

進事業)	のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	
若者支援施設運営管理事業(若者の社会参画促進)	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	子)子ども育成部
市立大通高等学校における支援の充実 [貧]	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。	教)学校教育部
ひきこもり対策推進事業 <レベ> [貧]	「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族への訪問支援・居場所機能を持つ支援拠点などを設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	保)障がい保健福祉部
困難を抱える若年女性支援事業 <継続> 【再掲】 [貧]	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 [権][貧]	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。	子)子ども育成部

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

<主な事業・取組>

■日常生活に関する費用の負担軽減

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成 <レベ> 貧ひ	高校3年生までのお子さんの通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保)保険医療部
産前産後期間の国民健康保険料軽減制度 貧	次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者が出産した際、出産した方の国民健康保険料について、単胎出産の場合は4か月相当分、多胎出産の場合は6か月相当分減額します。	保)保険医療部
未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 貧	未就学児(小学校入学前の方)の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。	保)保険医療部
市営交通における同伴幼児の無料制度	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき幼児4人まで乗車料金を無料とします。	交)事業管理部

■各種手当の確実な支給

事業・取組名	事業内容	担当部
妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施 <継続>【再掲】 貧	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給します。	子)子育て支援部
児童手当の支給 貧ひ	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している方に手当を支給します。	子)子育て支援部
児童扶養手当の支給 貧ひ	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子)子育て支援部
特別児童扶養手当 貧ひ	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいをもつ児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 支給額:1級(重度)月額55,350円、2級(中度)月額36,860円(令和6年4月1日現在)。	保)障がい保健福祉部
障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することに	保)障がい保健福祉部

貧	より、福祉の増進を図ります。 支給額:月額 15,690 円(令和 6 年4月1日現在)。	
---	--	--

■保育所等にかかる費用の負担軽減

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
第2子以降の保育料無償化事業 <レベ> 貧	認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度から世帯年収や兄弟姉妹との年齢差に関わらず無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
実費徴収に係る補足給付事業 <継続> 貧	生活保護受給世帯等に対し、保育所に支払う教材費等の費用や、幼稚園に支払う副食費について、実費徴収額の一部を補助します。	子)子育て支援部
認可外保育施設等利用給付事業 貧 凸	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います(給付額上限あり)。	子)子育て支援部

■学校にかかる費用の支援

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市特別奨学金の支給 <継続> 【再掲】 貧 凸	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子)子育て支援部
就学援助 貧 凸	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教)学校教育部
私学助成(幼稚園等) <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立幼稚園・認定こども園に対し様々な補助を行います。	子)子育て支援部
私学助成(学校等) <レベ>	私立学校教育の振興を図るため、私立の小中学校・高等学校に対して、教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子)子ども育成部
義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業 <継続> 貧	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教)学校教育部
札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 <継続> 貧 凸	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の 1/2 を助成します。	教)学校教育部
災害遺児手当及び入	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、	子)子育て支援部

学等支度資金 貧 〇	又は母等を失った(重度障がいとなった場合を含む。)義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。	
---------------	--	--

■就労の安定や自立に向けた支援

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等の利用調整 貧 〇	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	子)子育て支援部
生活保護 貧	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	保)総務部
就労支援相談員 貧	①生活保護を受給している方に係る職業相談及び公共職業安定所への同行 ②求人情報の収集及び提供 ③生活保護実施機関職員に対する雇用制度の活用等についての技術的助言	保)総務部
就労ボランティア体験事業 <レベ> 貧	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護を受給している方又は生活に困窮されている方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を形成するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	保)総務部
生活困窮者自立支援事業 <レベ> 貧	生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口(生活就労支援センターステップ)を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNSの活用や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。	保)総務部
生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) 貧	離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	保)総務部
ホームレス自立支援事業 <レベ> 貧	ホームレス相談支援センターJOINにおいて、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。	保)総務部

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) 【再掲】 貧 〇	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子)子育て支援部
子育て情報発信事業 <継続> 【再掲】 貧 〇	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支援 <継続>【再掲】	区保育・子育て支援センター(ちあふる)では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	子)子育て支援部
子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業 <継続>【再掲】 貧	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子)子育て支援部
子どものくらし支援コーディネート事業 <レベ>【再掲】 権 貧 〇	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子)子ども育成部
家庭教育支援の充実 <継続> 貧	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教)生涯学習部
幼児期における家庭教育支援の充実 貧	市立幼稚園等において、地域の幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教)学校教育部
消費者行政活性化事業費 <継続>【再掲】	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市)市民生活部
(仮称)南区複合庁舎整備事業 <新規>【再掲】	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市)地域振興部
こども誰でも通園制度事業 <新規> 【再掲】	全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	子)子育て支援部

基本施策3 共働き、共育での推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
父親による子育て推進事業 <継続>	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるような父子同室講座の実施や情報発信等を行います。	子)子育て支援部
育児休業等取得助成事業 <レベ> <input type="checkbox"/>	子育てしている方が仕事と子育てを両立できるよう、企業に対し、育児休業取得者が生じた際の助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	子)子ども育成部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 <レベ>【再掲】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 【再掲】 <input type="checkbox"/>	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市)男女共同参画室
女性起業家の育成事業 【再掲】 <input type="checkbox"/>	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市)男女共同参画室
ワーキング・マタニティスクール <input type="checkbox"/>	働きながらの出産や育児について、妊娠中に具体的なイメージができるよう、就労しながらの子育てに関する教室を行います。	子)子育て支援部
働き方改革・人材確保支援事業 <レベ>【再掲】	企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。	経)経営支援・雇用労働担当部
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業 <継続>【再掲】 <input type="checkbox"/>	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市)男女共同参画室
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 <レベ>【再掲】	放課後児童クラブを利用する共働き世帯に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子)子ども育成部

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

本項目については、「(仮称)第5次ひとり親家庭等自立促進計画」を統合することから、第6章で詳細を掲載します。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ひとり親家庭の保育所の優先入所 ☐	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	子)子育て支援部
母子・婦人相談員による相談対応 ☑ ☐	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。	子)子育て支援部
困難を抱える女性への相談体制強化事業 ☑ ☐	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭支援センター運営事業 ☑ ☐	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業 ☑ ☐	ひとり親家庭の子を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	子)子育て支援部
母子生活支援施設の運営 ☑ ☐	母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援します。また、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。	子)子育て支援部
母子生活支援施設改築費補助事業 ☐	老朽化が進む民間の母子生活支援施設の改築費を補助するため、補助金を支給します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ☑ ☐	ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	子)子育て支援部
母子・父子福祉団体への支援 ☐	公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている、母子・父子団体の会員拡大への支援を行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭自立支援給付金事業 ☑ ☐	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度 ☑ ☐	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行い	子)子育て支援部

	ます。	
養育費及び親子交流(面会交流)の相談・啓発 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流(面会交流)に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流(面会交流)に関する相談も実施します。また、養育費の確保や親子交流(面会交流)に関する広報・啓発活動を推進します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等養育費確保支援事業 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	ひとり親家庭の20歳未満のお子さんの通院・入院と、母親または父親の通院(生計維持者が住民税非課税の場合の母親または父親に限る)・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保)保険医療部
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 <input type="checkbox"/> 貧 <input type="checkbox"/> ひ	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	子)子育て支援部
関係機関との情報連携の推進 <input type="checkbox"/> ひ	北海道労働局やハローワーク等の行政機関や民間の支援団体等との情報連携を行います。	子)子育て支援部

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画

1 現状と課題

(1) 子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査で算出される子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得⁹が貧困線¹⁰に満たない子どもの割合
 令和3年(2021年)の全国の子どもの貧困率は11.5%
 およそ8~9人に1人の子どもが、「相対的貧困」の状態にあるとされている

図5-1 子どもの貧困率の推移(全国)



※ 2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から、さらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出している。

出典元：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

(2) 札幌市の子どもの生活の実態

札幌市では、令和3年(2021年)に、子どもの生活に関する実態調査を実施

この調査では、家庭の暮らし向きや子どもの教育・生活の状況などの調査結果を、5つの所得階層別に集計・把握している

<この調査における所得階層区分>

令和元年(2019年)国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられた貧困線を基準として、5つの所得階層区分を独自に設定

所得階層区分	貧困線に対する所得の倍率
低所得層Ⅰ	1.0倍未満
低所得層Ⅱ	1.0倍以上 1.4倍未満
中間所得層Ⅰ	1.4倍以上 1.8倍未満
中間所得層Ⅱ	1.8倍以上 2.5倍未満
上位所得層	2.5倍以上

※参考 可処分所得の目安

所得階層区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯
低所得層Ⅰ	180万円未満	220万円未満	254万円未満
低所得層Ⅱ	180~252万円未満	220~308万円未満	254~356万円未満
中間所得層Ⅰ	252~324万円未満	308~396万円未満	356~457万円未満
中間所得層Ⅱ	324~450万円未満	396~550万円未満	457~635万円未満
上位所得層	450万円以上	550万円以上	635万円以上

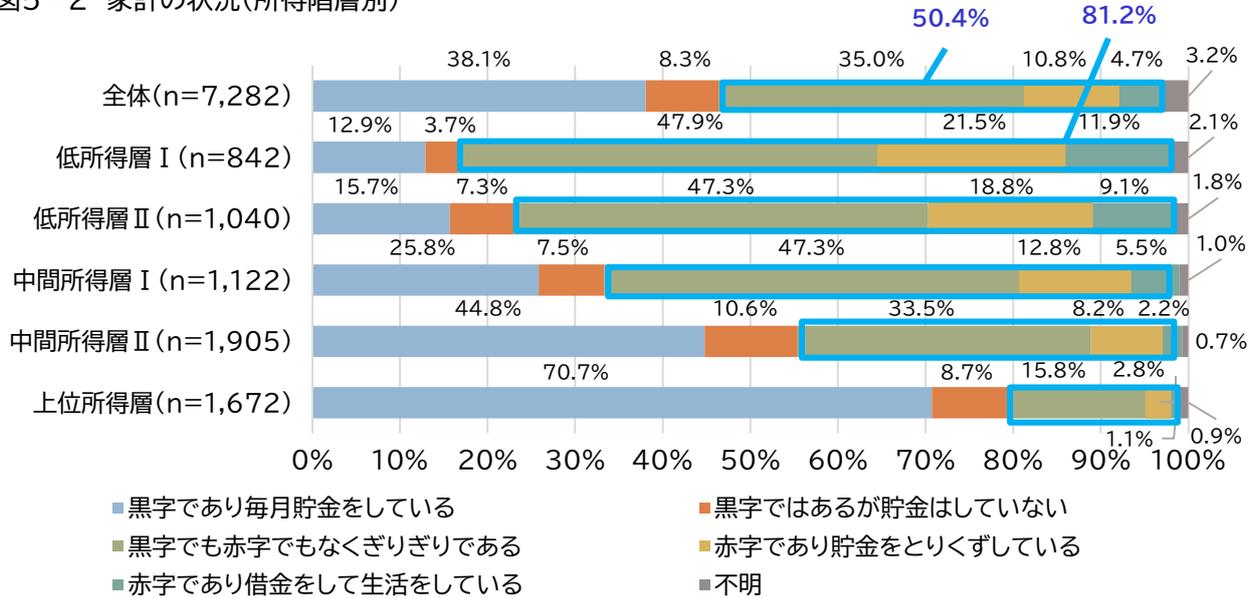
⁹【等価可処分所得】世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

¹⁰【貧困線】国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて中央値を算出したものの半分の金額

■家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体では 50.4%だったのに対し、低所得層 I では 81.2%と厳しい状況がうかがえる

図5-2 家計の状況(所得階層別)

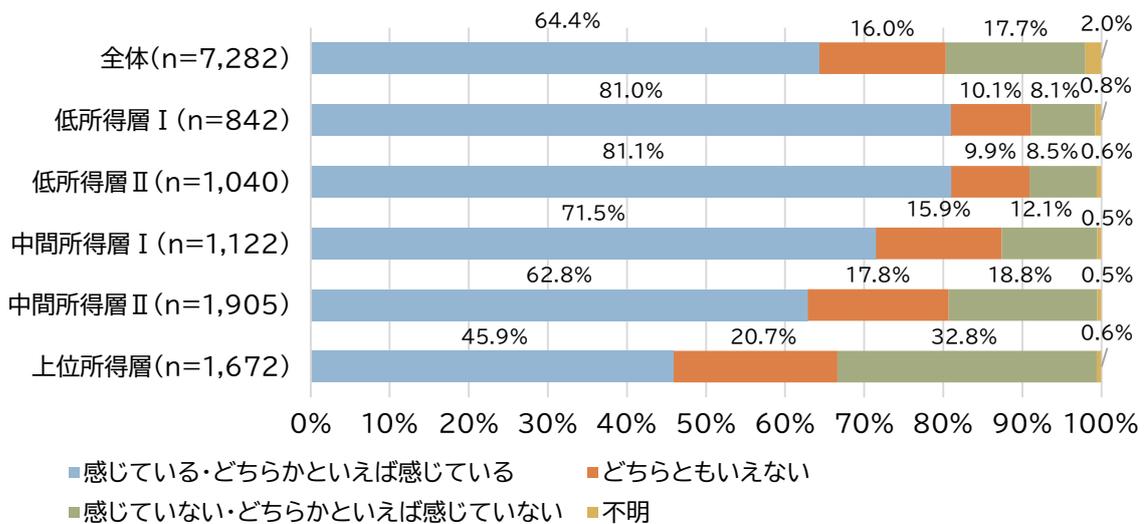


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■今後の生活への不安

今後の生活(経済面・子育てなど)への不安について、「感じている・どちらかといえば感じている」保護者の割合は、世帯全体では 64.4%だったのに対し、低所得層 I では 81.0%と高くなっている

図5-3 「今後の生活に不安を感じているか(所得階層別)」

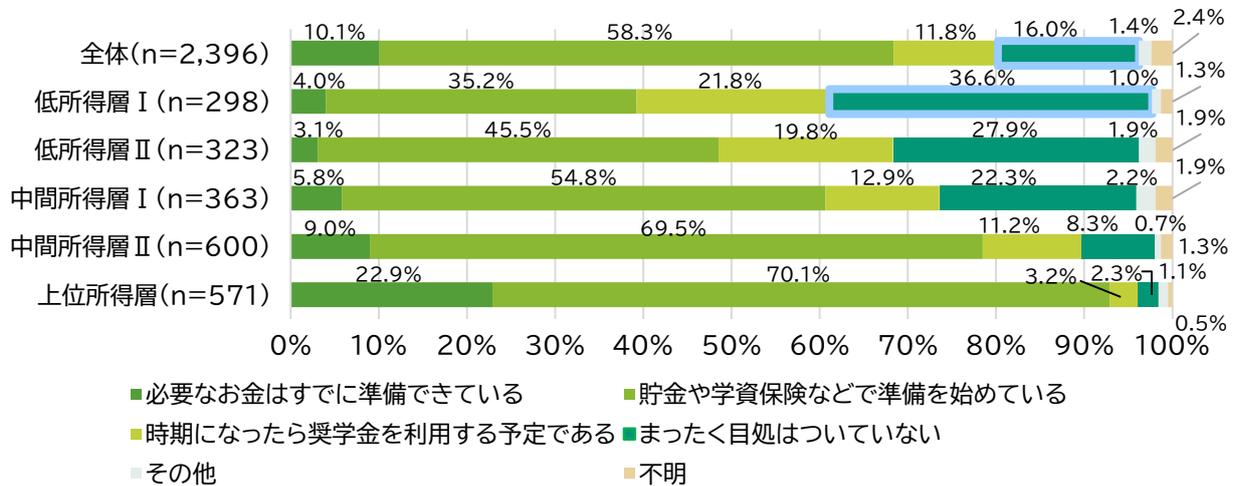


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■進学のための資金

小5、中2の子どもの「教育を受けさせる(進学させる)ためのお金の準備」について、「まったく目処はついていない」保護者の割合は、世帯全体では16.0%だったのに対し、低所得層Ⅰでは36.6%と高くなっている

図5-4 教育を受けさせるためのお金の準備(所得階層別)

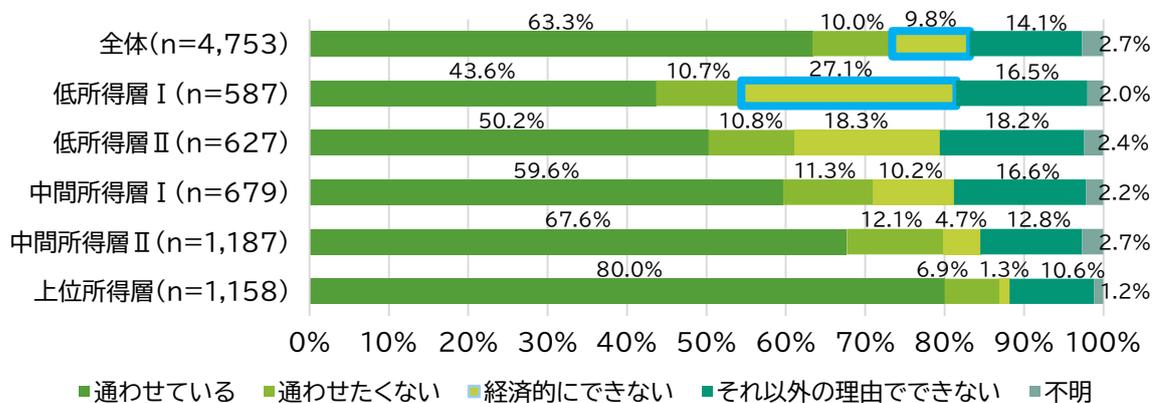


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■習い事の状況

子どもの習い事について、「経済的に通わせることができない」保護者の割合は、世帯全体では9.8%だったのに対し、低所得層Ⅰでは27.1%と高くなっている

図5-5 「子どもを習い事に通わせているか(所得階層別)」



出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■子どもの生活と体験・経験

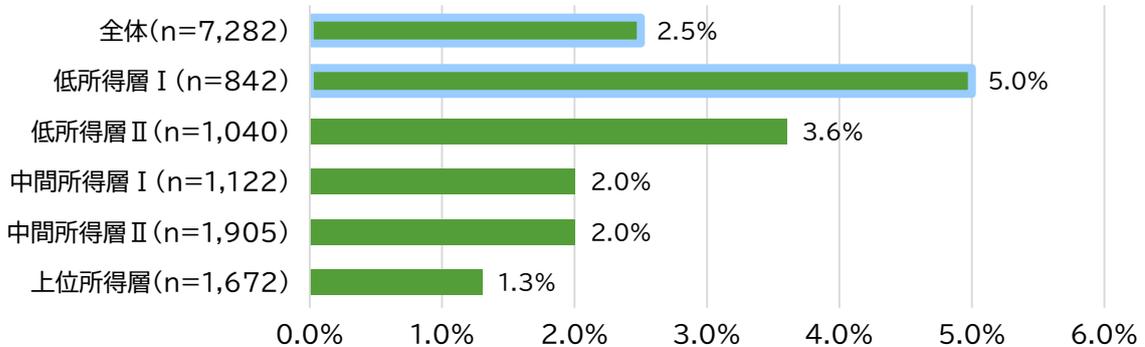
《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 基本的な生活習慣が身についていなかったり、家庭生活の中で学ぶべき一般常識を教えられてきていない子どもがいる。
- ・ 経済的困窮状態にある世帯には、貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない子どもが多い。
- ・ 自分の家族とは違う大人との触れ合い、家庭ではできない体験ができる機会、居場所があることが重要。

■保護者が子ども・子育ての悩み等を相談する相手（相談相手がいない割合）

子ども・子育ての悩み等を相談する相手について、「相談する相手はいない」保護者の割合は、世帯全体では2.5%だったのに対し、低所得層Ⅰでは5.0%と高くなっている

図5-6 子ども・子育ての悩み等を相談する相手がいない割合(所得階層別)



出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■保護者の社会的孤立の状況

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 家族の問題は家族で抱え込もうとする傾向が強く、生活が破綻するぎりぎりまで相談しないケースがある。
- ・ シングルマザーや若年層の母が子育てに問題を抱えていることが多いが、支援を嫌がる方もおり、支援につなげることが難しい場合がある。
- ・ 制度やサービスがわからない、申請の仕方がわからない人に対する、窓口への同行などの寄り添い型の支援が必要である。

■特に配慮を要する世帯と若者

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム等を退所した後の支援が重要である。
- ・ 社会的養護下にある子どもが自立する際の経済的支援の充実が必要である。
- ・ 親やきょうだいの面倒を見ているヤングケアラーの子どもがいる。
- ・ 若年女性の中には大人を信用することができない方もおり、相談に来るように勧めてもなかなか支援につながらない。

令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査の詳細は ↓こちら

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/jittaichousa.html>

(3) 実態調査から見えてきた課題

子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困・困難な状況にある子どもと家庭の課題を次のとおり整理した

■ 貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題

- ・実態調査の結果から、所得が低い世帯やひとり親世帯ほど、相談相手がいない割合や、子育てに関わる制度・サービスなどを知らない割合が高いことが確認された
- ・困っている認識が薄い世帯や相談することに抵抗を感じている世帯、家庭内のデリケートな問題として周囲の関わりを望まない世帯も存在することが指摘されている
- ・周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、困難を早期に把握して必要な支援につなげる取組や、制度・サービス、相談窓口などの情報を確実に届ける広報の充実を図っていくことが重要

■ 子どもの学びと育ちに関する課題

- ・子どもの進学にかかる資金の準備状況や習い事の受講状況などの教育・体験機会、子ども部屋や専用学習機の保有状況などの学習環境に、所得階層の間の差異が確認された
- ・身近な場所にモデルとなる大人がおらず将来の展望を描きにくい子どもや、放課後を一人で過ごす子どもも少なくない
- ・学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められている

■ 子育て家庭の生活に関する課題

- ・実態調査で、家計の状況が「ぎりぎり」「赤字」と回答した世帯は約5割だったが、最も低い所得階層では8割を超えた
- ・近年の物価上昇も踏まえると、貧困・困難を抱える世帯の生活は一層厳しさを増している
- ・所得の状況は、家計への直接的な影響に加えて、保護者の精神的な余裕を失わせ、子どもに手が回らなくなるなど子育て面にも影響を及ぼすことが指摘されている
- ・全ての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を生活面からも支えていくことが必要

■ 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題

- ・社会的養護のもとで育つ子どもが社会に出ていく際には、措置や委託が解除された後も安定した生活を送ることができるよう、継続的な支援が必要
- ・ひとり親世帯は、特に家計の状況が苦しい世帯が多く、生活基盤の安定に向けた支援に加え、必要とする情報や支援が確実に届く仕組みが必要
- ・若者期においては、進学や就労など社会参加に困難を抱える若者や、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーなど、見えにくい困難を抱える若者がいる
こうした困難を抱える若者には、アウトリーチや伴走型の支援が必要
- ・様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、その要因と状況に寄り添った丁寧な支援が必要

2 計画の推進

(1) 基本目標

子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

- ・本計画では、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱える子どもと家庭の背景には様々な要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整える
- ・子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施する
- ・これらの取組の推進により、子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指す

(2) 計画の対象

子どもの貧困の状態にある子ども・若者とその家族

(3) 施策の展開にあたっての共通の視点

■ 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点

困難を抱える子どもと家庭の中には、制度やサービスを知らない、手続きがわからない、積極的な利用を望まない方々もいる

こうした子どもや家庭を意識する視点を持ち、個々の状況に寄り添った支援に取り組んでいく

■ 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点

親の妊娠・出産期から子どものライフステージに応じて切れ目なく支援をつなげ、社会的自立に移行するまで継続的な視点をもって支援に取り組んでいく

■ 子どもが未来を切り拓く力を育む視点

子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう、育ちと学びの機会を保障するとともに、体験活動の充実など、子どもが未来を切り拓く力を育む視点をもって支援に取り組んでいく

■ 子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点

子どもの貧困の状態にある子ども・若者と家庭が抱える、様々な背景・要因に配慮する視点を持ち、多面的な支援に取り組んでいく

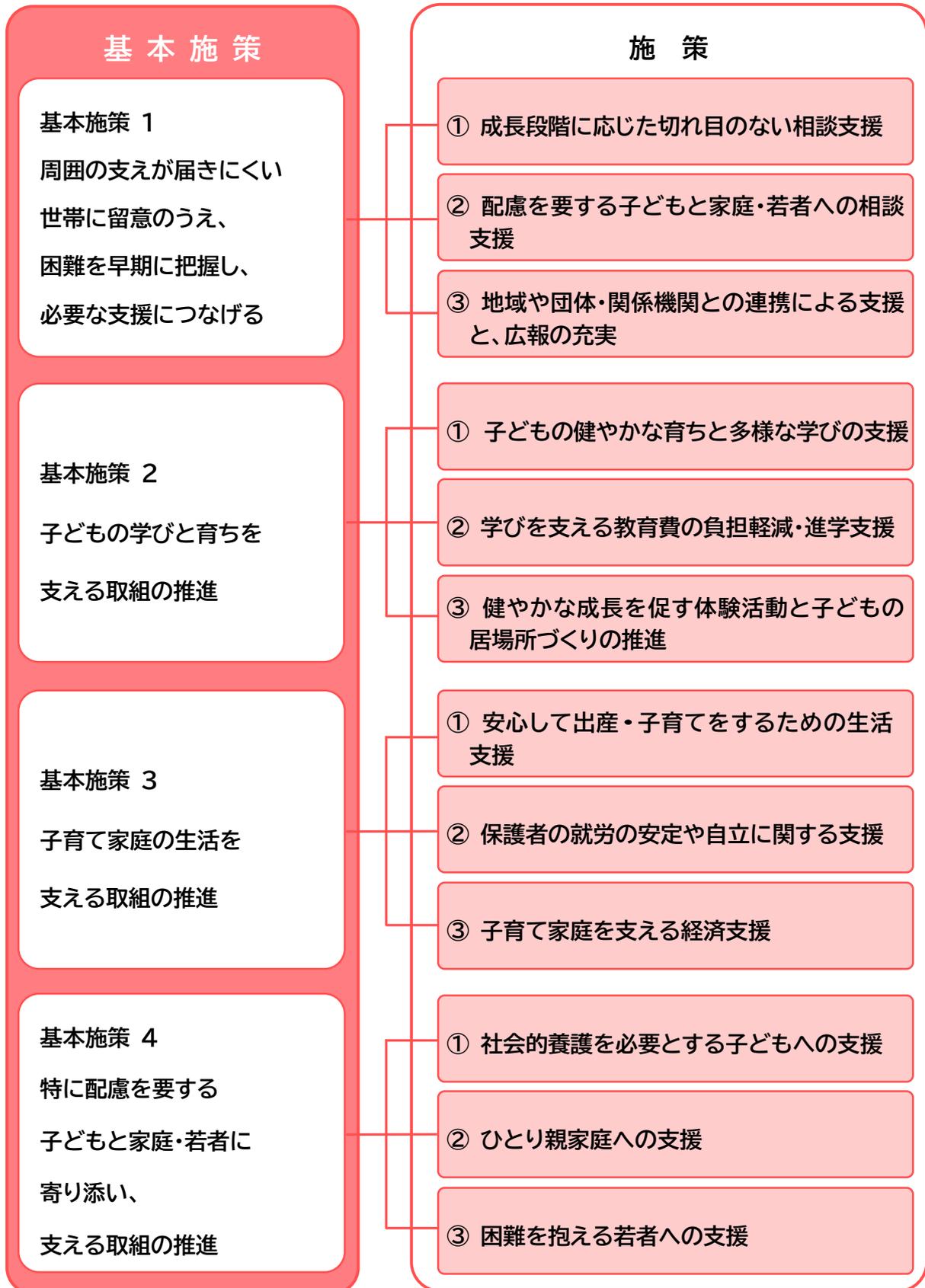
■ 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

子どもの貧困を家庭のみの責任とすることなく、社会全体で解決する意識を持つ必要がある

行政、学校、地域、民間事業者や団体などが連携し、社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進していく

(4) 施策体系

基本目標の実現に向け、1(3)(P93)で整理した課題を踏まえて4つの基本施策を設定し、次の体系に沿って具体的な取組を進めていく



(5) 成果指標

基本施策ごとに取組の成果を客観的に把握するため、複数の成果指標を設定する

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% (令和3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% (令和5年3月)	一般世帯の 進学率※
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% (令和3年度)	40.0%
子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進		
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	調整中
働いているひとり親家庭の親(母子家庭)のうち、正社員・正職員の割合	44.3% (令和3年度)	55.0%
若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援につながった割合	32.6% (令和3年度)	38.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和5年3月:99.1%

3 具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が各種の支援を受けるためには、まずは制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながる必要がある

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されている

子どもの貧困の解消に向けた対策を進めるにあたっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していく

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいく

施策① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援

<主な事業・取組(施策1-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊婦訪問事業【拡充】	子)母子保健担当部	XXX
2	地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
3	スクールソーシャルワーカー活用事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
4	スクールカウンセラー活用事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
5	こども家庭センターの機能の強化【拡充】	子)児童相談所 /母子保健担当部	XXX
6	妊婦支援相談事業	子)母子保健担当部	XXX
7	妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	子)母子保健担当部	XXX
8	産後のメンタルヘルス支援対策	子)母子保健担当部	XXX
9	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	子)母子保健担当部	XXX
10	区保育・子育て支援センターにおける相談支援	子)子育て支援部	XXX
11	こそだてインフォメーション	子)子育て支援部	XXX
12	利用者支援事業	子)子育て支援部	XXX
13	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	XXX
14	子どもアシストセンター「LINE」相談	子)子どもの権利救済事務局	XXX
15	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	XXX
16	思春期特定相談事業	保)障がい保健福祉部	XXX
17	民生委員・児童委員活動の支援	保)総務部	XXX

施策② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

<主な事業・取組(施策1-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊娠 SOS 相談事業【拡充】	子)母子保健担当部	XXX
2	子どものくらし支援コーディネート事業【拡充】	子)子ども育成部	XXX
3	児童相談体制強化事業【拡充】	子)児童相談所	XXX
4	(仮称)第二児童相談所整備事業【拡充】	子)児童相談所	XXX
5	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)【拡充】	子)子ども育成部	XXX
6	ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業)	子)子ども育成部	XXX
7	ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業)	子)子ども育成部	XXX
8	ヤングケアラー支援推進事業 (訪問支援・他法手続同行支援事業)【拡充】	子)子ども育成部	XXX
9	生活困窮者自立支援事業【拡充】	保)総務部	XXX
10	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	子)児童相談所	XXX
11	子ども安心ネットワーク強化事業	子)児童相談所	XXX
12	子育て世帯訪問支援事業	子)児童相談所	XXX
13	特別支援教育地域相談推進事業	教)学校教育部	XXX
14	若者支援施設運営管理事業 (困難を有する若者への相談支援事業)	子)子ども育成部	XXX
15	ひきこもり対策推進事業	保)障がい保健福祉部	XXX
16	困難を抱える若年女性支援事業	子)子ども育成部	XXX
17	母子・婦人相談員による相談対応	子)子育て支援部	XXX
18	障がい者相談支援事業	保)障がい保健福祉部	XXX
19	障がい児等療育支援事業	保)障がい保健福祉部	XXX
20	ホームレス自立支援事業	保)総務部	XXX
21	困難を抱える女性への相談体制強化事業【追加】	子)子育て支援部	XXX

施策③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

<主な事業・取組(施策1-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	子)母子保健担当部	XXX
2	幼保小連携・接続の推進	教)学校教育部	XXX
3	子どものための相談窓口連絡会議 (子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	XXX
4	要保護児童対策地域協議会	子)児童相談所	XXX
5	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子)子ども育成部	XXX
6	子育て情報発信事業	子)子育て支援部	XXX
7	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子)子育て支援部	XXX

基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって、能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要がある

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されている。障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいる

この基本施策では、子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組む

また、全ての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取組を推進していく

施策① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

<主な事業・取組(施策2-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	3歳児健診視覚検査事業【新規】	子)母子保健担当部	XXX
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【拡充】	保)保健所	XXX
3	不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
4	相談支援パートナー事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
5	帰国・外国人児童生徒支援事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
6	札幌まなびのサポート事業【拡充】	保)総務部	XXX
7	乳幼児健康診査	子)母子保健担当部	XXX
8	乳幼児健康診査における栄養指導	保)ウェルネス推進部	XXX
9	歯科口腔保健推進事業	保)ウェルネス推進部	XXX
10	赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業	子)母子保健担当部	XXX
11	未熟児養育医療給付	子)母子保健担当部	XXX
12	結核児童療育給付	子)母子保健担当部	XXX
13	自立支援医療(育成医療)	子)母子保健担当部	XXX
14	児童発達支援	保)障がい保健福祉部	XXX
15	医療型児童発達支援	保)障がい保健福祉部	XXX
16	放課後等デイサービス	保)障がい保健福祉部	XXX
17	保育所等訪問支援	保)障がい保健福祉部	XXX
18	居宅訪問型児童発達支援	保)障がい保健福祉部	XXX
19	幼児期における家庭教育支援の充実	教)学校教育部	XXX
20	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	教)学校教育部	XXX
21	家庭教育支援の充実	教)生涯学習部	XXX
22	教職員等への研修	教)学校教育部	XXX
23	子どもの学びの環境づくり補助事業	子)子ども育成部	XXX

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
24	市立大通高等学校における支援の充実	教)学校教育部	XXX
25	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	XXX
26	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	市)市民生活部	XXX

施策② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

<主な事業・取組(施策2-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	札幌市奨学金支給事業【拡充】	教)学校教育部	XXX
2	就学援助	教)学校教育部	XXX
3	特別支援教育就学奨励費	教)学校教育部	XXX
4	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業	教)学校教育部	XXX
5	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教)学校教育部	XXX
6	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教)学校教育部	XXX
7	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	XXX
8	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金	子)児童相談所	XXX
9	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免)	政)政策企画部	XXX

施策③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

<主な事業・取組(施策2-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	子どもの職業体験事業【新規】	子)子ども育成部	XXX
2	地域と学校の協働活動推進事業【拡充】	教)生涯学習部	XXX
3	野外教育総合推進事業【拡充】	教)生涯学習部	XXX
4	子どもの居場所づくり支援事業【拡充】	子)子ども育成部	XXX
5	札幌まなびのサポート事業【拡充】(再掲:2-①)	保)総務部	XXX
6	プレーパーク推進事業	子)子ども育成部	XXX
7	子どもの体験活動の場支援事業	子)子ども育成部	XXX
8	少年団体活動促進事業	子)子ども育成部	XXX
9	進路探究学習オリエンテーリング事業	教)学校教育部	XXX
10	子どもの文化芸術体験事業	市)文化部	XXX
11	ウインタースポーツ普及振興事業	ス)スポーツ部	XXX
12	児童会館整備事業	子)子ども育成部	XXX
13	民間児童育成会への支援事業	子)子ども育成部	XXX
14	児童会館・ミニ児童会館事業	子)子ども育成部	XXX
15	放課後子ども教室運営事業	子)子ども育成部	XXX
16	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業(再掲:2-①)	子)子育て支援部	XXX

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、全ての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいく

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進める

また、国が実施する児童手当の拡充と合わせて、子ども医療費助成の対象拡大など子育て家庭の経済的な負担の軽減にも取り組んでいく

施策① 安心して出産・子育てをするための生活支援

<主な事業・取組(施策3-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産後の健康診査支援事業【新規】	子)母子保健担当部	XXX
2	産後ケア事業【拡充】	子)母子保健担当部	XXX
3	病児・病後児保育事業【拡充】	子)子育て支援部	XXX
4	保育人材確保緊急対策事業【拡充】	子)子育て支援部	XXX
5	妊婦一般健康診査	子)母子保健担当部	XXX
6	助産施設における助産の実施	子)子育て支援部	XXX
7	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子)子育て支援部	XXX
8	私立保育所等整備補助事業	子)子育て支援部	XXX
9	休日保育事業	子)子育て支援部	XXX
10	夜間保育事業	子)子育て支援部	XXX
11	延長保育事業	子)子育て支援部	XXX
12	一時預かり事業	子)子育て支援部	XXX
13	保育所等の利用調整	子)子育て支援部	XXX
14	市立幼稚園預かり保育事業	教)学校教育部	XXX
15	教育・保育の質の向上(研修実施等)	子)子育て支援部	XXX
16	子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業	子)子育て支援部	XXX
17	子育て短期支援事業	子)児童相談所	XXX
18	民間児童育成会への支援事業(再掲:2-③)	子)子ども育成部	XXX
19	児童会館・ミニ児童会館事業(再掲:2-③)	子)子ども育成部	XXX
20	放課後子ども教室運営事業(再掲:2-③)	子)子ども育成部	XXX

施策② 保護者の就労の安定や自立に関する支援

<主な事業・取組(施策3-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	生活困窮者自立支援事業【拡充】(再掲:1-②)	保)総務部	XXX
2	就労ボランティア体験事業【拡充】	保)総務部	XXX
3	育児休業等取得助成事業【拡充】	子)子ども育成部	XXX
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX
5	ワークトライアル事業	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX
6	生活保護	保)総務部	XXX
7	就労支援相談員	保)総務部	XXX
8	就業サポートセンター等事業【追加】	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX

施策③ 子育て家庭を支える経済支援

<主な事業・取組(施策3-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産前産後期間の国民健康保険料軽減制度【新規】	保)保険医療部	XXX
2	子ども医療費助成【拡充】	保)保険医療部	XXX
3	ひとり親家庭等医療費助成【拡充】	保)保険医療部	XXX
4	第2子以降の保育料無償化事業【拡充】	子)子育て支援部	XXX
5	児童手当の支給【拡充】	子)子育て支援部	XXX
6	住宅確保要配慮者居住支援事業【拡充】	都)市街地整備部	XXX
7	妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施(再掲:1-①)	子)母子保健担当部	XXX
8	特別児童扶養手当	保)障がい保健福祉部	XXX
9	障害児福祉手当	保)障がい保健福祉部	XXX
10	小児慢性特定疾病医療費支給	保)保健所	XXX
11	認可外保育施設等利用給付事業	子)子育て支援部	XXX
12	実費徴収に係る補足給付事業	子)子育て支援部	XXX
13	学校給食費負担軽減事業	教)生涯学習部	XXX
14	未就学児に対する国民健康保険料軽減制度	保)保険医療部	XXX
15	市営住宅の単身入居対象者の拡大	都)市街地整備部	XXX
16	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	都)市街地整備部	XXX
17	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	保)総務部	XXX

基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行う

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていく

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていく

施策① 社会的養護を必要とする子どもへの支援

<主な事業・取組(施策4-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	里親制度促進事業【拡充】	子)児童相談所	XXX
2	社会的養護自立支援事業【拡充】	子)児童相談所	XXX
3	児童相談体制強化事業【拡充】(再掲:1-②)	子)児童相談所	XXX
4	社会的養護体制整備事業	子)児童相談所	XXX
5	児童養護施設等体制強化事業	子)児童相談所	XXX
6	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金 (再掲:2-②)	子)児童相談所	XXX
7	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 (再掲:1-②)	子)児童相談所	XXX
8	子ども安心ネットワーク強化事業 (再掲:1-②)	子)児童相談所	XXX

施策② ひとり親家庭への支援

<主な事業・取組(施策4-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭等医療費助成【拡充】(再掲:3-③)	保)保険医療部	XXX
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業【拡充】	子)子育て支援部	XXX
3	母子生活支援施設の運営【拡充】	子)子育て支援部	XXX
4	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	子)子育て支援部	XXX
5	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度 及び住宅支援資金貸付制度	子)子育て支援部	XXX
6	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	XXX
7	災害遺児手当及び入学等支度資金	子)子育て支援部	XXX
8	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子)子育て支援部	XXX
9	養育費及び親子交流(面会交流)の相談	子)子育て支援部	XXX
10	母子・婦人相談員による相談対応 (再掲:1-②)	子)子育て支援部	XXX

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
11	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	XXX
12	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子)子育て支援部	XXX
13	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 (再掲:2-①、2-③)	子)子育て支援部	XXX
14	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 (再掲:1-③)	子)子育て支援部	XXX
15	就業サポートセンター等事業【追加】(再掲:3-②)	経)経営支援・雇用労働担当 部	XXX
16	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置【追加】	子)子育て支援部	XXX
17	困難を抱える女性への相談体制強化事業【追加】 (再掲:1-②)	子)子育て支援部	XXX

施策③ 困難を抱える若者への支援

<主な事業・取組(施策 4-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)【拡充】 (再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX
2	ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業)(再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX
3	ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業) (再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX
4	ヤングケアラー支援推進事業(訪問支援・他法手続同行支援事業)【拡充】(再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX
5	若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援事業)(再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX
6	若者支援施設運営管理事業(中学校卒業者等進路支援事業)	子)子ども育成部	XXX
7	若者の社会的自立促進事業	子)子ども育成部	XXX
8	公立夜間中学運営事業	教)学校教育部	XXX
9	市立大通高等学校における支援の充実(再掲:2-①)	教)学校教育部	XXX
10	若者支援施設運営管理事業(社会体験機会創出事業)	子)子ども育成部	XXX
11	ワークトライアル事業(再掲:3-②)	経)経営支援・雇用労働担当 部	XXX
12	障がい者就労支援推進事業	保)障がい保健福祉部	XXX
13	ひきこもり対策推進事業(再掲:1-②)	保)障がい保健福祉部	XXX
14	困難を抱える若年女性支援事業(再掲:1-②)	子)子ども育成部	XXX

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の位置づけ

○子育て・家事・仕事等の生活全般で様々な困難に直面するひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づきひとり親家庭等自立促進計画を策定。

■ 用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までにある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされている

※ 第6章中、「母子世帯」等の表現については、引用元や事業に係る記載をそのまま使用

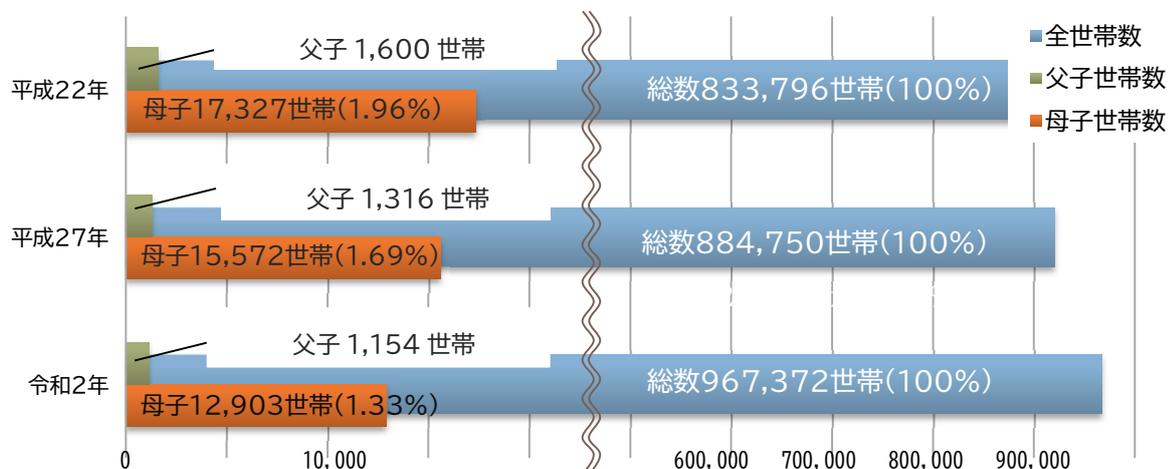
2 現状と課題

(1) ひとり親家庭を取り巻く状況

ア ひとり親家庭の世帯数の推移

札幌市の母子家庭・父子家庭の世帯数・総世帯比は減少傾向。

図6-1 札幌市の総世帯と母子世帯及び父子世帯の数



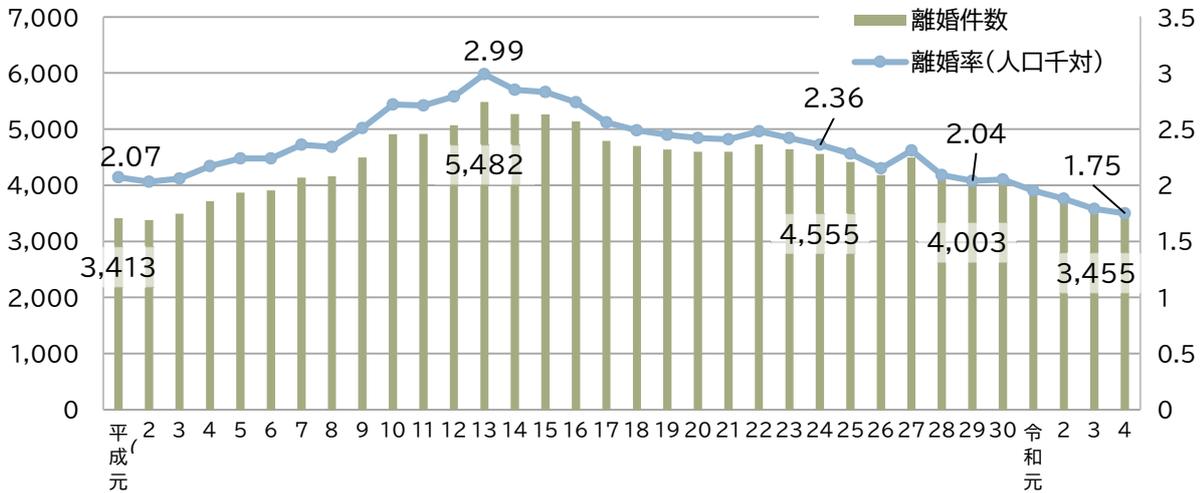
※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の 20 歳未満の子のみからなる世帯

出典元：総務省令和 2 年国勢調査

イ 札幌市の離婚件数及び離婚率

札幌市の離婚件数及び離婚率(人口千人あたりの年間離婚件数)は、平成13年(2001年)をピークに減少傾向。

図6-2 札幌市の離婚件数及び離婚率

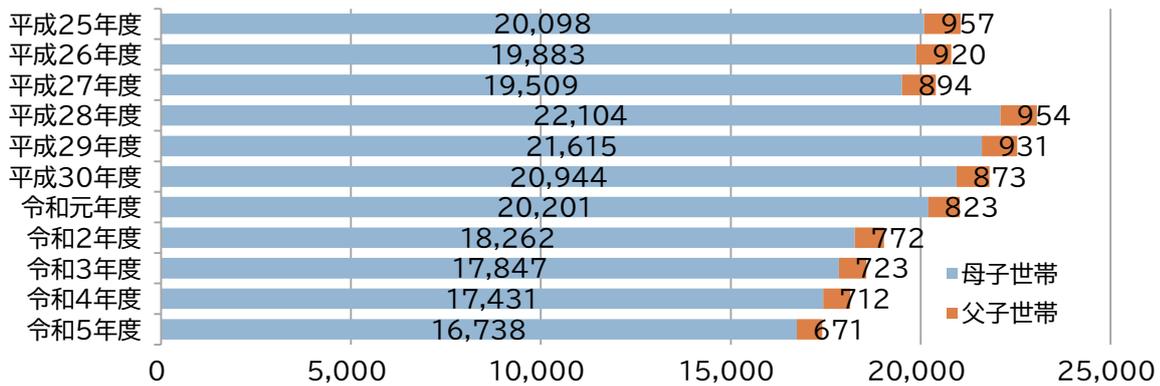


出典元：令和4年札幌市衛生年報、人口動態統計

ウ 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成27年度(2015年度)にかけて増加し、その後、母子世帯数の減少もあり、受給者数としては減少傾向。

図6-3 札幌市の児童扶養手当受給者数



出典元：令和5年度札幌市子ども未来局

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにいる者又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいのある者。
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合(祖父母に養育されている場合等)は、「母子」に含む
- ※ 平成26年度以前の受給者数には、当該年度末における年齢到達児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までにいる者)を含まない。
- ※ 国勢調査における世帯数((1)ア)と差が生じているが、これはアでは親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、上記図では父母以外が養育者として児童を養育する世帯、祖父母等の親族と同居する場合等も母子世帯に含めて計上していることによるもの。

(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(令和4年度調査)

令和4年(2022年)11月に市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯(母子家庭2,500世帯、父子家庭500世帯、寡婦320世帯)に郵送およびWebの方法によりアンケート調査を実施。

■ 調査対象と回答状況

	調査対象	回答数 (うちWeb回答数)	回答率
母子家庭	2,500人	1,001(366)人	40.0%
父子家庭	500人	166(60)人	33.2%
寡婦	320人	163(15)人	50.9%
計	3320人	1,330(441)人	40.0%

※調査結果の記載内容について、「未回答」や「その他」を除いて記載をしている箇所があり、合計が100%にならない場合があります。

ア 今後の生活への不安

今後の生活への不安について、前回調査と比べすべての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっている。相談相手の有無別にみるといずれも相談相手のいない人で「不安を感じている」と回答した割合が高くなっている。

表6-1 今後の生活への不安(全体)(前回調査との比較)

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	2017年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022年度	82.2%	11.7%	4.3%

表6-2 今後の生活への不安(相談相手の有無別)

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	相談相手あり(n:841)	88.2%	5.5%	5.9%
	相談相手なし(n:160)	94.4%	2.5%	1.9%
父子家庭	相談相手あり(n:111)	86.5%	4.5%	8.1%
	相談相手なし(n:55)	92.7%	3.6%	3.6%
寡婦	相談相手あり(n:137)	81.8%	12.4%	3.6%
	相談相手なし(n:26)	84.6%	7.7%	7.7%

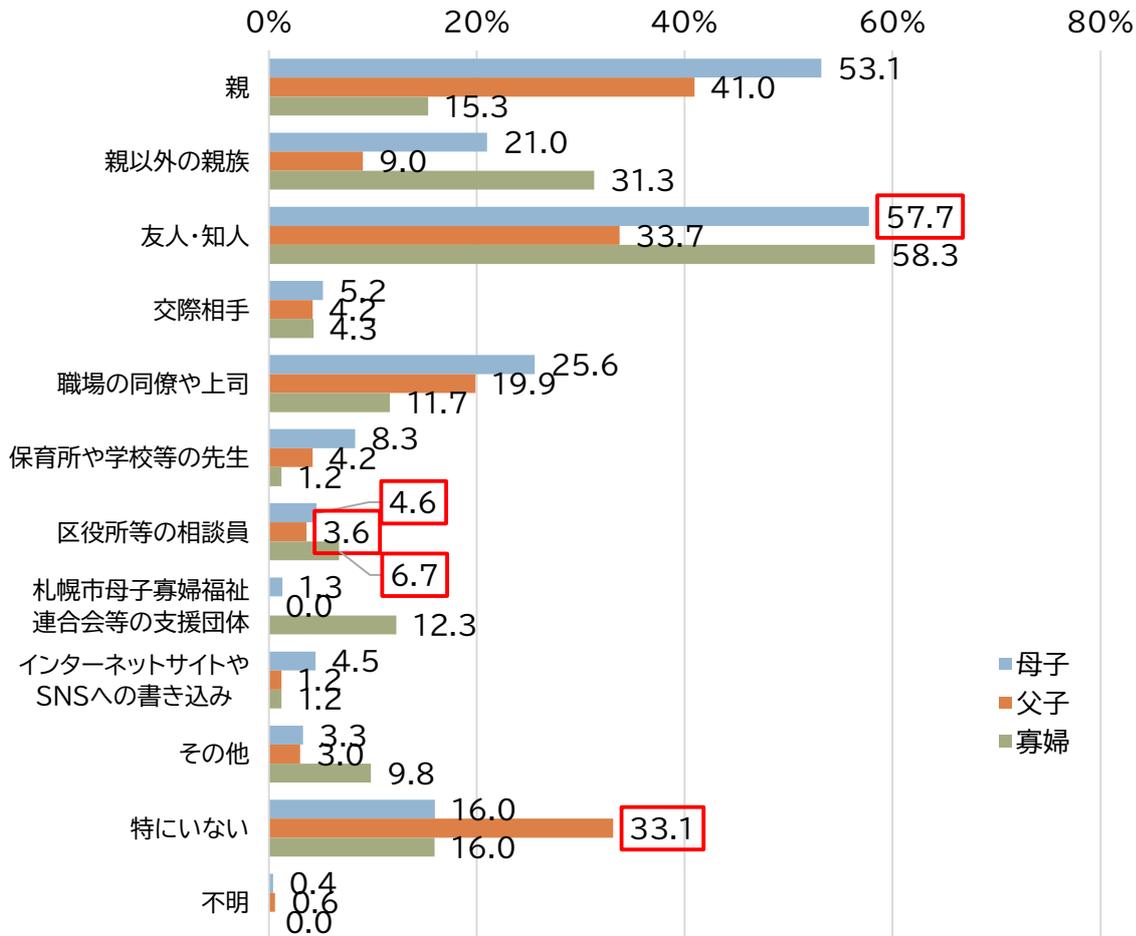
イ 困ったときや悩みの相談先

母子家庭と寡婦では「友人・知人」と回答した割合が最も高い。

父子家庭では、「特にない」と回答した割合が33.1%と他の世帯類型より高い。

「区役所等の相談員」といった公的機関を選んだ割合は、母子家庭・父子家庭では10%未満。

図6-4 困った時の悩みの相談相手



ウ 18～19 歳世代の就学・就労率

18～19 歳世代の就学・就労率について、「大学」の割合は前回調査時とほぼ変わらず、「就労」の割合が減少し、逆に高専・専門学校が増加。全体として進学する人の割合が増加。

表6-3 18～19 歳世代の就学・就労率(前回調査との比較)

	高専・ 専門学校	短大	大学	大学院	就労	その他	不明
2017 年度	19.3%	4.8%	30.1%	0.0%	37.7%	8.4%	0.0%
2022 年度	34.2%	3.8%	29.1%	0.0%	20.3%	11.4%	1.3%

※ 18～19 歳のうち、「高校生」と回答した人を除外。「高専・専門学校等」には「高校課程」も含まれている可能性があるが、専門学校生との区別ができないため上記割合の算出に含めている。

エ 就業状況と雇用形態

就業状況と雇用形態について、母子家庭の84.6%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(45.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」(34.5%)、「派遣社員・契約社員」(14.3%)となっています。

表6-4 就業状況と雇用形態:母子家庭(前回調査との比較)

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
母子家庭	2017年度	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%
	2022年度	84.6%	45.3%	34.5%	14.3%	5.2%

父子家庭の88.0%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(65.1%)の割合が最も高く、次いで「自営業」(20.5%)、「パート・アルバイト」(8.2%)となっています。

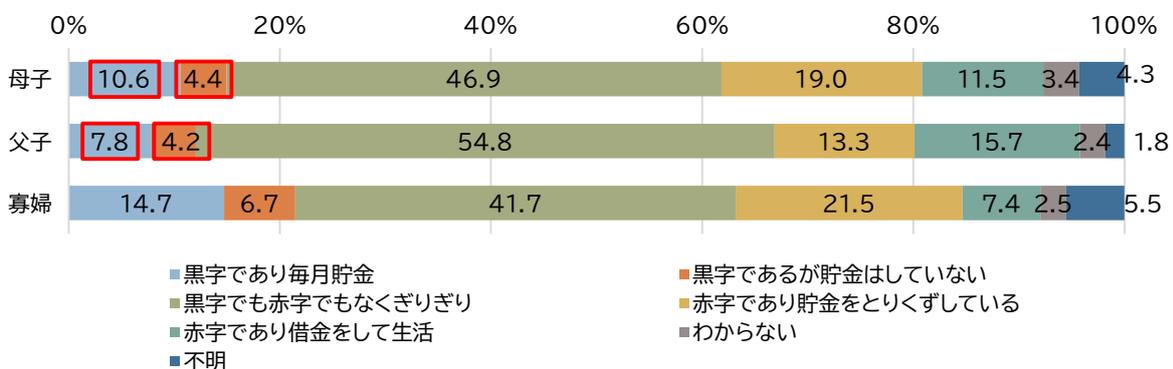
表6-5 就業状況と雇用形態:父子家庭(前回調査との比較)

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
父子家庭	2017年度	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%
	2022年度	88.0%	65.1%	8.2%	5.5%	20.5%

オ 世帯の家計の状況

世帯の家計の状況について、すべての区分において黒字と答えた割合は低く、厳しい家計の状況がうかがえる。

図6-5 世帯の家計の状況



カ 雇用形態と年間就労収入

母子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(82.2%)であり、次いで「自営業」(72.7%)、「派遣社員・契約社員」(48.8%)となっている。

父子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(75.0%)であり、次いで「自営業」(63.3%)、「派遣社員・契約社員」(25.0%)となっている。

表 6-6 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合(母子家庭)

雇用形態	正社員 正職員 (384人)	パート アルバイト (292人)	派遣社員 契約社員 (121人)	会社等の 役員 (5人)	自営業 (44人)	内職 (1人)
200万円未満	20.1%	82.2%	48.8%	0.0%	72.7%	100.0%
200万円～300万円未満	35.4%	14.7%	39.7%	40.0%	18.2%	0.0%
300万円以上	43.8%	2.1%	10.0%	60.0%	9.1%	0.0%

※ 不明除く

表 6-7 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合(父子家庭)

雇用形態	正社員 正職員 (95人)	パート アルバイト (12人)	派遣社員 契約社員 (8人)	会社・団体等 の役員 (1人)	自営業 (30人)
200万円未満	8.4%	75.0%	25.0%	0.0%	63.3%
200万円～300万円未満	27.4%	25.0%	50.0%	0.0%	13.3%
300万円以上	61.1%	0.0%	25.0%	100.0%	23.3%

※ 不明除く

キ 養育費の受取状況

養育費の取決状況について、母子家庭では、「養育費の取決めをした」(「文書あり」と「文書なし」での取決め)の合計)と回答した割合が前回と比べ増加。

父子家庭では、「養育費取決めをした」人の割合が、前回とほぼ変わらず。

取決めをしている人のうち現在養育費を受け取っている人の割合は、母子家庭では前回調査と比べて増加、父子家庭では取決めをしている人が少ない状況であり、さらに現在受け取っている人の割合も母子家庭と比較すると非常に少ない。

表6-6 養育費の取決状況比較(前回調査との比較)

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017年度	52.6%	47.1%
	2022年度	63.7%	34.0%
父子家庭	2017年度	21.0%	76.6%
	2022年度	20.7%	76.0%

表6-7 養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合

		現在受け取っている	今は受け取っていない、受け取ったことはない
母子家庭	2017年度(n:410)	62.7%	37.1%
	2022年度(n:556)	66.2%	30.9%
父子家庭	2017年度(n:29)	31.0%	65.5%
	2022年度(n:31)	19.4%	80.6%

ク 支援制度の認知度

支援制度の認知度について、母子家庭・父子家庭・寡婦すべてにおいて、前回より認知度は向上。

表6-8 支援制度の認知度(前回調査との比較)

		利用したことがある+知っている	知らない
母子家庭	2017年度	28.5%	56.1%
	2022年度	36.5%	58.0%
父子家庭	2017年度	9.1%	76.0%
	2022年度	19.3%	62.5%
寡婦	2017年度	43.9%	22.4%
	2022年度	49.9%	25.8%

(3) 支援者ヒアリング(令和6年度調査)

ア ヒアリングの実施

ひとり親家庭への支援を行っている民間団体や、相談業務等を行っている行政機関から、ひとり親家庭支援における現在の状況等についてヒアリングを実施。

イ 実施対象

ひとり親家庭への支援を行っている児童福祉施設、母子・父子福祉団体、その他の民間支援団体、就業支援機関及び本市福祉関連部署

ウ 主な質問項目

「ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題」、「支援方法及び支援する際に気をつけていること」、「必要な支援や制度について」など

エ 主な意見

①ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題

- ・相談者や事業の利用者の中に、精神的なサポートが必要と思われる方が増えている。
- ・最近の物価高の影響により、生活費の増加が家庭に大きく影響している。
- ・就業面では、事務職を希望する者が多いが市内の求人は非常に少ない。求職者側も条件を緩和して選択肢を広げることも必要ではないか。企業側でも子育て支援に積極的なところが増えてきている印象がある。
- ・経済的な厳しさについては、母子家庭だけではなく父子家庭でも同様の問題。

- ・子どもの発達について、「親との経験」が不足しており、愛情不足になるなど、成育環境に起因する子どもの育ちの問題が起こっている。愛着の問題については、親に限らずだれか大人が関わってあげる環境を整えることが大事。

②支援方法及び支援する際に気をつけていること

- ・相談者・利用者と信頼関係を構築することが重要。周囲から見ると支援が必要と思える家庭であっても、本人が困っていないと支援にはつながらない。
- ・相談者の自己肯定感が低い場合があるが、その場合は伝え方を工夫するように努めており、具体的な目標を示すなど自己肯定感が高まるような働きかけが必要。
- ・子どもへの支援を行うにあたっては、自ら考え行動できるように、働きかけることが重要。
- ・支援制度にかかわる情報を得ていない人が多いため、まずは支援者がいるのか、各種支援制度につながっているのかを確認。

③必要な支援や制度について

- ・相談者の抱える問題も多様であり、施設だけで解決できないことが多い。いろいろな部署・団体とつながりを持って支援に当たることが重要。
- ・大学に進学する子が増えてきた。四年制の大学を卒業することで初任給が変わってくるため、大学生への支援が必要ではないか。
- ・(若年のひとり親へのかかわりにおいて)虐待につながらないようにするためには関係機関の連携と支援の内容をしっかりと組み立てる必要。気軽に立ち寄れる場所とか、実家代わりになるところがあればよい。大人がちゃんと話し相手になることが大事。
- ・相談機関の認知度が低く、来場者が少ない。もっと周知を図っていきたい。
- ・ひとり親にとって日中の手続きは大変。最近は24時間相談を受けてくれるところもあるが、行政は24時間やっていない。郵送でできる手続きは増えてはいるが、毎週ではなくてよいので、せめて土日開庁できないか。

(4) 課題

ア 生活への不安に関する課題

- ・困ったときや悩みの相談相手では、「特にない」と回答した人の割合が高い一方で、「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会(ひとり親家庭支援センター)」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況。
- ・相談相手がいることが生活不安を和らげることにつながると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要。また、こうした連携を行うにあたり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要。
- ・また、父子家庭では、母子家庭・寡婦に比べて相談相手がいない人の割合が高く、孤立するリスクが高いと考えられるため、父子家庭に向けた効果的な広報について検討。
- ・18～19 歳世代の子どもの大学進学割合は 29.1%、これは、令和4年度(2022 年度)学校基

本調査(文部科学省)¹¹による大学(学部)進学率の56.6%を大きく下回っており、高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要。

イ 就業状況・経済状況に関する課題

- ・就業状況について、母子家庭・父子家庭ともに前回調査より就業している割合が増加。また、正社員・正職員の割合も増加しており、雇用形態の安定化が進展。
- ・一方で、正社員であっても年間収入が300万円未満の方も多くおり、世帯の家計は依然として厳しい状況。
- ・雇用の安定化に向けて、引き続き専門資格取得に係る支援や、効果的な就業相談を行うことが重要。

ウ 養育費の確保に関する課題

- ・母子家庭において、養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、引き続き取決めに関する支援を行う。さらに、実際に受け取れている人が増えるような取組について検討が必要。

エ 支援制度の認知度に関する課題

- ・支援制度について、前回調査時より認知度は向上しており、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」での発信等、各種広報による成果を確認。
- ・一方で、支援制度の認知度は5割に届いておらず、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、引き続き効果的な広報について検討が必要。

令和4年度に実施したひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査の詳細については、ホームページで公開しています。

https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html

¹¹ 【学校基本調査】学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として文部科学省が毎年行っている調査。令和4年度調査時の大学(学部)進学率(過年度卒を含む)は56.6%

3 計画の推進

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定。
- ・地域の福祉団体、民間企業等と連携しながら、ひとり親家庭等を支える社会を目指していくこととし、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、以下の基本理念と5つの基本目標を定め、それぞれに基づいた施策を展開。

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

■ 基本目標

基本目標 1:子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実。

基本目標 2:就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等を支援。

基本目標 3:養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な親子交流(面会交流)が行われるよう、養育費及び親子交流(面会交流)に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進。

基本目標 4:経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進。

基本目標 5:利用者目線に立った広報の展開

ひとり親家庭がより簡単に必要な情報を入手し、様々な制度の利用につながるよう、必要な情報が必要な方に確実に届くような広報を展開。

(1) 施策体系

■ 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標	基本施策
基本目標1 子育て・生活支援の充実	1 子育て支援の推進 2 生活支援の推進 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進
基本目標2 就業支援の充実	1 就業相談・就業機会創出等の推進 2 資格・技能習得等の支援の推進 3 働きやすい環境づくりの推進
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	1 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進
基本目標4 経済的支援の推進	1 給付型支援の実施 2 経済的負担の軽減 3 貸付金による支援の推進
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	1 利用者目線に立った広報の展開

(2) 成果指標

令和4年度(2022年度)のアンケート調査結果を現状値として目標設定。

基本目標	指標項目	区分	前回値	現状値	目標値
			(平成29年度)	(令和4年度)	(令和11年度)
計画全体	今後の生活に不安のある方の割合	母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
		父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
		寡婦	66.0%	82.2%	60.0%
基本目標1 子育て・生活支援の充実	困ったときや悩みの相談相手がない人の割合	母子家庭	14.3%	16.0%	10.0%
		父子家庭	33.1%	33.1%	20.0%
	18～19歳世代の大学進学者の割合	ひとり親家庭	30.1%	29.1%	40.0%
基本目標2 就業支援の充実	就業している人のうち、正社員の割合	母子家庭	35.2%	45.3%	55.0%
		父子家庭	58.8%	65.1%	75.0%
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	養育費の取決めをしている人の割合	母子家庭	52.6%	63.7%	75.0%
		父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%
	養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合	母子家庭	62.7%	66.2%	70.0%
		父子家庭	31.0%	19.4%	25.0%
基本目標4 経済的支援の推進	家計の状況がギリギリ又は赤字である世帯の割合	ひとり親家庭	78.2% (平成28年度)	78.2%	65.0%
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	支援制度の認知度(事業毎の認知度の平均)	母子家庭	28.5%	36.5%	45.0%
		父子家庭	9.1%	19.3%	30.0%
		寡婦	43.9%	49.9%	55.0%

4 施策の展開

本計画では、5つの基本目標ごとに施策を展開していきます。

(1) 基本目標 1 子育て・生活支援の充実

- ・ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合がある。
- ・また、アンケート調査の結果から、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低い。
- ・ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実。

ア 基本施策1 子育て支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子)子育て支援部	XXX
2	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	子)子育て支援部	XXX
3	こそだてインフォメーション	子)子育て支援部	XXX
4	利用者支援事業	子)子育て支援部	XXX
5	保育所等の利用調整	子)子育て支援部	XXX
6	私立保育所等整備補助事業	子)子育て支援部	XXX
7	病児・病後児保育事業	子)子育て支援部	XXX
8	休日保育事業	子)子育て支援部	XXX
9	夜間保育事業	子)子育て支援部	XXX
10	延長保育事業	子)子育て支援部	XXX
11	一時預かり事業	子)子育て支援部	XXX
12	市立幼稚園預かり保育事業	子)子育て支援部	XXX
13	子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業	子)子育て支援部	XXX
14	子育て短期支援事業	子)児童相談所	XXX
15	こども家庭センターの機能の強化	子)児童相談所／母子保健担当部	XXX

イ 基本施策2 生活支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子・婦人相談員による相談対応	子)子育て支援部	XXX
2	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子)子育て支援部	XXX
3	子どものくらし支援コーディネート事業	子)子ども育成部	XXX
4	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	XXX
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子)子育て支援部	XXX
6	母子生活支援施設の運営	子)子育て支援部	XXX
7	住宅確保要配慮者居住支援事業	子)子育て支援部	XXX
8	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	子)子育て支援部	XXX
9	母子生活支援施設改築費補助事業	子)子育て支援部	XXX

ウ 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	XXX
2	子どもの居場所づくり支援事業	子)子ども育成部	XXX
3	放課後子ども教室運営事業	子)子ども育成部	XXX
4	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業ほか)	子)子ども育成部	XXX
5	児童手当の支給	子)子育て支援部	XXX
6	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	XXX
7	特別児童扶養手当	保)障がい保健福祉部	XXX
8	札幌市奨学金支給事業	教)学校教育部	XXX
9	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	XXX
10	就学援助	教)学校教育部	XXX
11	特別支援教育就学奨励費	教)学校教育部	XXX
12	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教)学校教育部	XXX
13	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教)学校教育部	XXX
14	学校給食費負担軽減事業	教)生涯学習部	XXX
15	認可外保育施設等利用給付事業	子)子育て支援部	XXX

(2) 基本目標 2 就業支援の充実

- ・ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にあるが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題。
- ・ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実。

ア 基本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	XXX
2	就業サポートセンター等事業	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX
3	母子・父子福祉団体への支援	子)子育て支援部	XXX
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX

イ 基本施策2 資格・技能取得の支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭自立支援給付事業	子)子育て支援部	XXX
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子)子育て支援部	XXX
3	就業サポートセンター等事業【再掲】	経)経営支援・雇用労働担当部	XXX

ウ 基本施策3 働きやすい環境づくり

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	女性の活躍サポートの推進	市)男女共同参画室	XXX
2	女性起業家の育成事業	市)男女共同参画室	XXX
3	ワーキング・マタニティスクール	子)母子保健担当部	XXX
4	男女がともに活躍できる環境づくり応援事業	市)男女共同参画室	XXX

(3) 基本目標 3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

- ・離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が不十分。
- ・ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流(面会交流)が行われるよう、養育費及び親子交流(面会交流)に関する社会的機運の醸成等を推進。
- ・養育費や親子交流(面会交流)に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和6年5月に国会にて養育費や親子交流(面会交流)の規定を含む民法等の一部改正が成立。改正法は2年以内に施行予定だが、今後法改正にかかる施策の検討にあたっては、今後の動向を注視していく。

ア 基本施策1 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	養育費及び親子交流(面会交流)の相談・啓発	子)子育て支援部	xxx
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	子)子育て支援部	xxx

(4) 基本目標 4 経済的支援の推進

- ・2022(令和4)年国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況。
- ・経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進。

ア 基本施策1 給付型支援の実施

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	災害遺児手当及び入学等支度資金	子)子育て支援部	XXX
2	児童手当の支給【再掲】	子)子育て支援部	XXX
3	児童扶養手当の支給【再掲】	子)子育て支援部	XXX
4	特別児童扶養手当【再掲】	保)障がい保健福祉部	XXX
5	ひとり親家庭自立支援給付事業【再掲】	子)子育て支援部	XXX
6	就学援助【再掲】	教)学校教育部	XXX
7	札幌市奨学金支給事業【再掲】	教)学校教育部	XXX
8	札幌市特別奨学金の支給【再掲】	子)子育て支援部	XXX

イ 基本施策2 経済的負担の軽減

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	子)子育て支援部	XXX
2	ひとり親家庭等医療費助成	保)保険医療部	XXX
3	子ども医療費助成	保)保険医療部	XXX

ウ 基本施策3 貸付金による支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子)子育て支援部	XXX
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度【再掲】	子)子育て支援部	XXX

(5) 基本目標 5 利用者目線に立った広報の展開

- ・アンケート調査の結果から支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわれているが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題。
- ・情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要にしている方に確実に届くような広報を展開。

ア 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子)子育て支援部	xxx
2	子育て情報発信事業	子)子育て支援部	xxx
3	関係機関との情報連携の推進	子)子育て支援部	xxx

5 計画の推進**(1) 関係機関・団体との連携**

- ・本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進。

(2) 計画の運用

- ・現在(○年○月時点)母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を対象期間とするもの。今後国による新たな基本方針が作成された際には、その内容を柔軟に取り入れながら、本計画を推進。

第7章

1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について

- 市町村は5か年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供することとされています。
- 「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」(利用に関するニーズ量)と、「確保方策」(提供体制の確保の内容及びその実施時期)を定めることとされています。
- 札幌市では、この章を札幌市の子ども・子育て支援事業計画の「需給計画」と位置付けています。

2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として市内にある10の「行政区(中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区)」とし、一部の事業についてのみ「札幌市全域」とします。)

以降の内容については、次回の会議でお示しします。

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画で推進していく施策は広範囲に渡ります。庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

(2) 様々な主体との連携による計画の推進

行政の取組だけではなく、子どもの権利の重要性を全ての市民や関係団体が共通の認識のもと実践していく必要があります。

このため、市民、NPO 団体や地域団体など、子ども・若者及び子育て当事者と関わる様々な関係者や関係団体との連携を深めながら、計画を推進していきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

本計画に位置付けた事業・取組は、毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認し、子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進捗管理を行います。

(2) 附属機関による評価の実施

第4次プランと同様に、本計画においても附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます。

報告時には、第3章に定める「成果指標」の達成状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、第5章に定める「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、第6章に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」及び第7章に定める「需給計画」の実施状況をについて点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

3 計画の見直し

本計画は、令和11年度(2029年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策や社会情勢の変化等により、特に第7章に定める「需給計画」を中心に見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について「札幌市子ども・子育て会議」の審議を経て、改定を行うこととします。